

第5次越谷市総合振興計画

基本構想（2021～2030年度）・後期基本計画（2026～2030年度）



KOSHIGAYA

「住んでいてよかったまち」「住み続けたいまち」 そして「住みたいまち」越谷に ——。

本市では、令和3年に令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次総合振興計画を策定し、基本構想に定める将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向け、基本計画に掲げた取組みを、この5年間、着実に進めてまいりました。

前期基本計画の5年間、本市は大きな転換期にありました。本格的な人口減少の局面を迎え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、頻発化・激甚化する自然災害、物価高騰、さらには公共施設の老朽化や財政負担の増大など、さまざまな課題に直面してまいりました。これまで当然として取り組んできたことでさえ、一旦立ち止まり、本当に必要な行政サービスは何か、未来に向けて今やっておかなければならないことは何か、あらゆる角度からあらためて見つめ直さなければならない時代に立っていると痛感しています。

一方で、この5年間は、大相撲やプロスポーツ、パラリンピック、さらには高校野球など、スポーツ分野を中心に、本市にゆかりのある方々がさまざまな舞台で活躍され、「越谷」の名が全国に広まるなど、明るい話題も多くありました。

こうしたなか、令和8年度からスタートする後期基本計画は、前期の成果と教訓を踏まえ、誰もが安心して暮らせるまちをつくり、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な未来を目指すための計画といたしました。

そして、本計画の推進に向けて、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、目の前に山積する政策課題に積極果敢に取り組む、越谷市に住んでいる方には、「住んでいてよかったまち越谷」「住み続けたいまち越谷」、そしてこれから住まいを決める方には、「住みたいまち越谷」と感じていただけるよう市民の皆さまとともに歩みを進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、地区まちづくり会議をはじめ、市民懇談会、若者まちづくり懇談会、市民参加型オンラインプラットフォーム、市民・団体・事業所アンケート、パブリックコメントを通じてご意見等をお寄せいただいた市民の皆さま、また、幾度にもわたる審議を重ねて答申をいただいた総合振興計画審議会委員の皆さま、さらには、特別委員会を設置いただき、貴重なご意見・ご提言をいただいた市議会議員の皆さまに、深く感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

令和8年(2026年)4月

越谷市長 福田 晃





こしがや

K O S H I G A Y A C I T Y

水と緑と太陽に恵まれた
みんなが活躍する安全・安心・共生都市



穏やかな日常の中に、
確かな安心と温もりがある。
一人ひとりの笑顔が、
このまちの輝きとなる。

目次

I ・ 序論

第1章 総合振興計画について	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の概要	4
3. 越谷市の特徴	6
第2章 日本を取り巻く社会潮流	14
人口減少社会における新しい時代の流れ	14
国際社会における新しい時代の流れ	15
1. 生命や暮らしを脅かす危機への対応	16
2. 地域共生社会の実現	16
3. 生涯にわたって学び続けられる社会の形成	17
4. 環境負荷の低減と新たな成長	17
5. 経済・労働環境の変化への対応	18
6. 集約と連携によるまちづくりの必要性	18

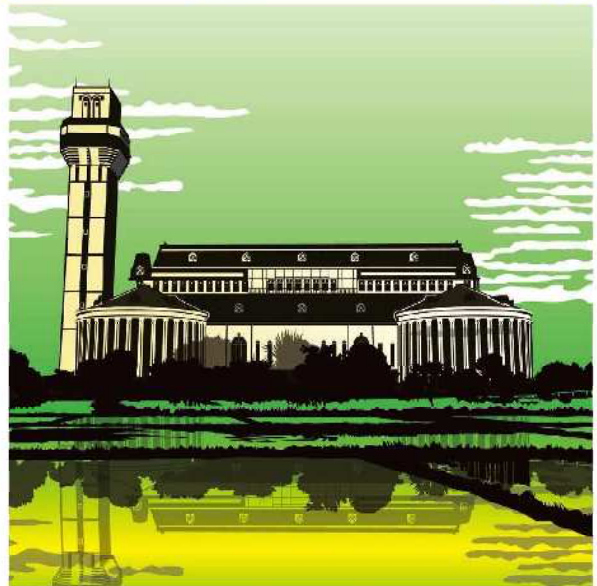
II ・ 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	19
第2章 越谷市の将来像	20
1. 将来像	20
2. まちづくりのキーワード	21
3. 将来人口	23
4. 将来の都市構造の考え方	25
第3章 まちづくりの目標	26
① 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	28
② みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり	29
③ 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	30
④ 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	31
⑤ 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり	32
⑥ みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり	33
第4章 地区からのまちづくり	34
1. 地区からのまちづくりの展開	34
2. 地区別人口	35
3. 地区まちづくりの位置づけ	35
4. 地区の将来像	36

Ⅲ ・ 後期基本計画

第1章 計画の概要	53
1. 計画の趣旨	54
2. 計画の構成	54
3. 計画の期間	54
第2章 越谷市の今後の見通し	57
1. 人口推移	58
2. 財政予測	60
第3章 分野別計画	63
1. 推進ビジョン	64
2. 施策体系図	66
3. 分野別計画の見方	68
大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	73
1-1 市民参加と協働による市政を推進する	74
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する	78
1-3 持続可能な都市経営を推進する	84
大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり	89
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	90
2-2 市民の健康づくりを進め、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる	94
2-3 みんなでこども・若者の現在(いま)と未来を応援(サポート)し、輝くまちをつくる	98
2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる	104
2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる	108
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	114
大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	119
3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる	120
3-2 地域を支える道路をつくる	124
3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる	128
3-4 安全で良好な水環境をつくる	132
3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる	136
大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	143
4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる	144
4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる	148
4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える	156

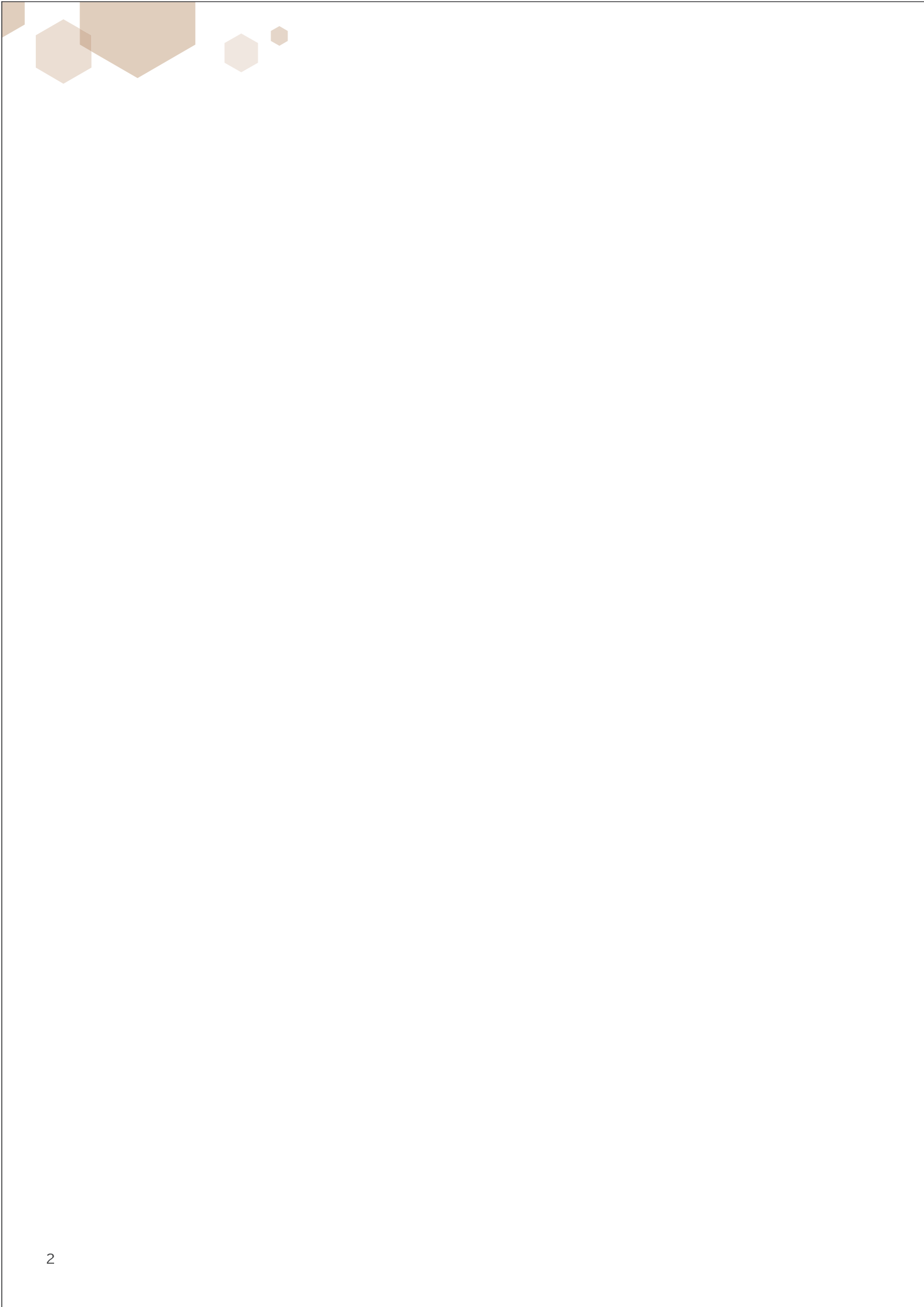
大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり ……	161
5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る ……	162
5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする ……	166
5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる ……	170
5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる ……	174
大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり …	179
6-1 生きる力を育む学校教育を推進する ……	180
6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する ……	188
6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる …	192
第4章 まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略 ……	197
1. 総合戦略とは ……	199
2. 基本目標と施策 ……	200
基本目標 1：安定した雇用を創出し、安心して働けるまちをつくる …	200
基本目標 2：結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる ……	202
基本目標 3：魅力を高め、快適に住めるまちをつくる ……	204
資料編 ……	209
補足資料	
1. 各施策とSDGsとの対応表 ……	210
参考資料	
1. 計画策定の経緯 ……	212
2. 計画策定体制 ……	214
3. 越谷市総合振興計画審議会 ……	215
4. 市民参加の取組み ……	227
5. 市議会 ……	238
6. 検討委員会・部会 ……	239
7. 条例等 ……	242



水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する 安全・安心・共生都市

基本構想

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)



I. 序論

第1章

総合振興計画について

1. 計画策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、昭和47年(1972年)に「水と緑と太陽に恵まれた近代的住宅都市」を将来像とする「越谷市総合振興計画」を策定しました。その後、昭和59年(1984年)には、「水と緑と太陽に恵まれた ふれあいと活力ある文化都市」を将来像とする「第2次越谷市総合振興計画」を、平成12年(2000年)には「水と緑と太陽に恵まれた ふれあい豊かな自立都市」を将来像とする「第3次越谷市総合振興計画」を策定しました。

平成23年度(2011年度)には、平成32年度(2020年度)までの10年間を計画期間とする「第4次越谷市総合振興計画」を策定し、将来像である「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、安全・安心なまちづくりを中心として各施策に取り組むとともに、市民との協働によるまちづくりを積極的に進めてきました。そして、平成28年(2016年)2月には、重点戦略や目標指標の設定などの見直しを行い、「第4次越谷市総合振興計画『後期基本計画』」を策定し、将来像の実現に向けた各種の施策に取り組んできました。

また、平成26年(2014年)に、人口減少問題の克服と地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国において「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』『総合戦略』」が策定されたことから、本市でも、平成28年(2016年)3月に「まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」を策定し、「第4次越谷市総合振興計画『後期基本計画』」との整合性を図りながら、活力ある地域社会を実現するための取組みを進めてきました。

このようななか、行政が取り組むべき課題は多様化・複雑化し、その果たす役割は質・量ともに大きくなってきています。また、全国的に人口減少に歯止めがかからない状況にあって、本市においては、現在、人口の増加は続いています。将来的な人口減少・少子高齢社会の到来を見据えた行政施策を展開していく必要があります。

「第4次越谷市総合振興計画」の計画期間は、令和2年度(2020年度)までとなりますが、当該計画との連続性を踏まえつつ、その実現に向けた方向性を示す羅針盤として、「まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」と一体となった「第5次越谷市総合振興計画」を策定します。そして、市民の誰もが「住み続けたい」と思える越谷となるよう、この計画を市民と行政が共有し、ともにまちづくりを進めていきます。

2. 計画の概要

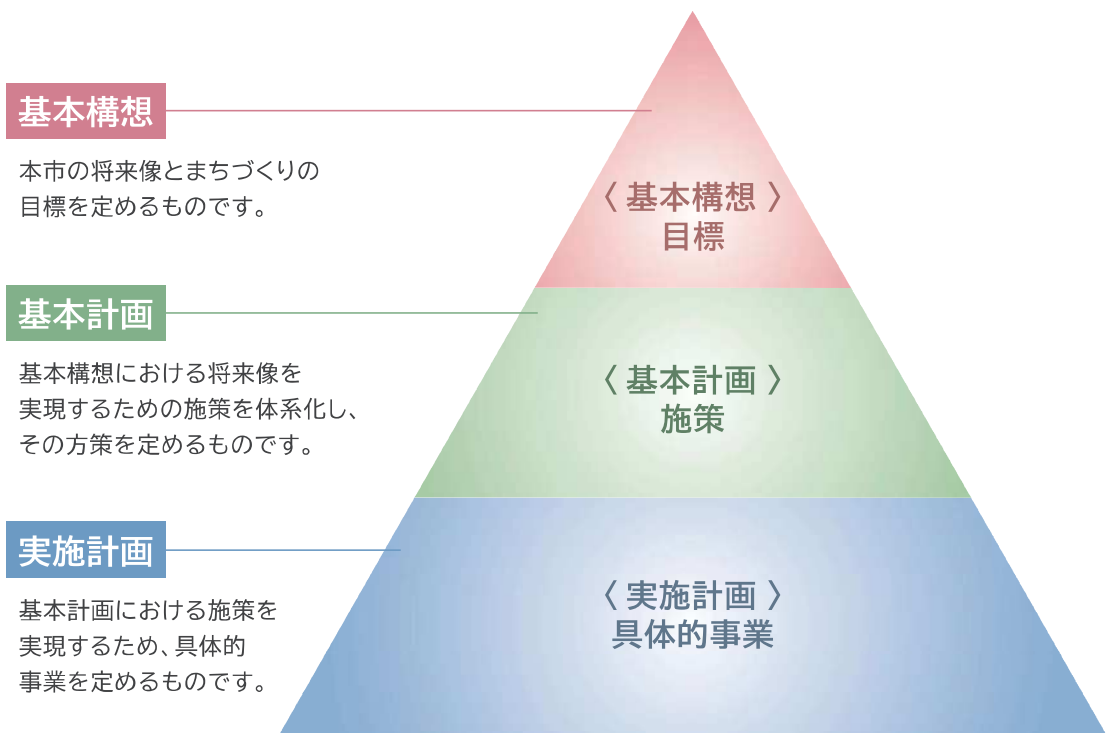
1 計画の位置づけと構成

① 計画の位置づけ

この計画は、本市が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位に位置するものです。

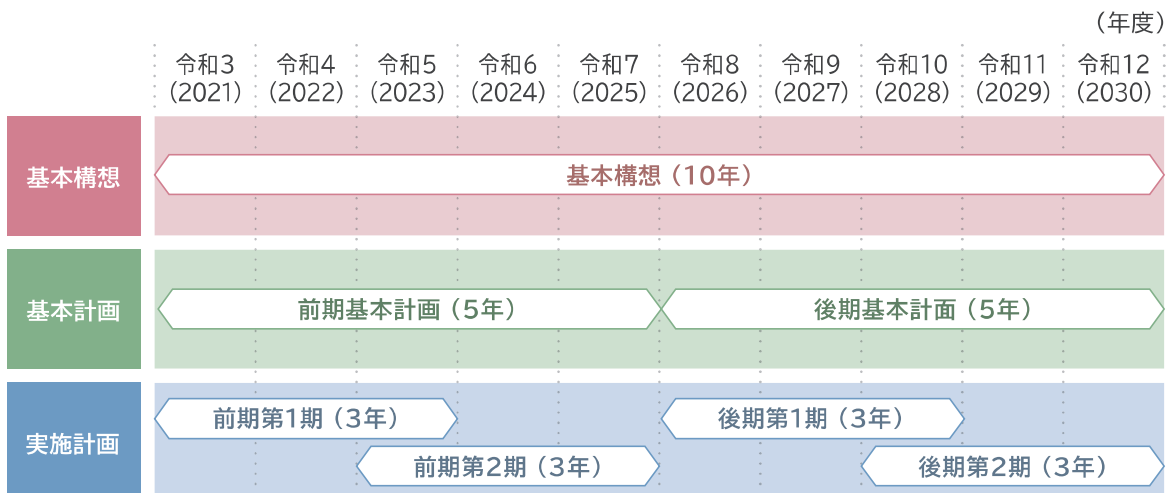
② 計画の構成

この計画は、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるように「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成します。



2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)とします。



3 計画の特徴

① 市民の参画による計画策定

越谷市自治基本条例で掲げる「参加」「協働」の原則に基づき、地区まちづくり会議や市民懇談会、若者懇談会の開催、さらには市民意向調査や団体・事業所アンケートの実施などにより、多くの市民の参画により策定した計画です。

② 総合戦略と一体的に進める計画

将来にわたり、活力ある地域社会を実現するために、「まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」と一体的に推進する計画です。

③ SDGsの理念を踏まえた計画

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、国際社会共通の目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念を踏まえ、横断的に取り組むべき地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進める計画です。

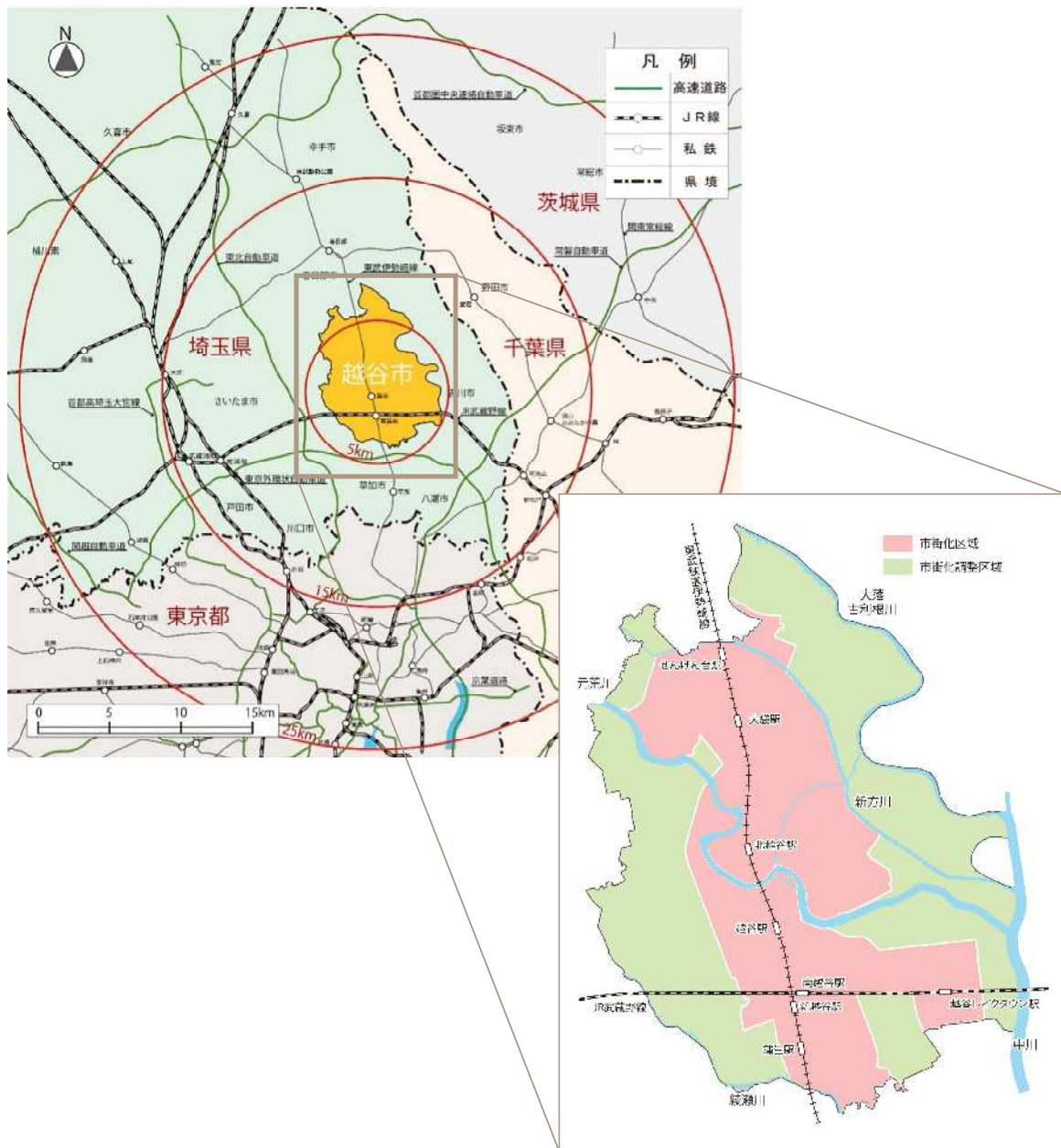
3. 越谷市の特徴

1 位置・面積

東京都心まで25キロ圏内に位置し、鉄道を中心に市街地が形成

本市は、埼玉県の東南部、都心から半径25km圏内に位置しており、東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン)が南北に、JR武蔵野線が東西に走り、鉄道の結節点として機能しています。市域面積は60.24㎦で、鉄道を中心に市街地が形成され、それを取り巻くように豊かな緑が広がっています。

◆首都圏における本市の位置



◆本市の概略図

2 地勢・自然

豊かな緑に恵まれ、水によって自然基盤が形成されている「川のあるまち」

本市の地勢は、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置しており、比較的高低差の少ない、平坦な地形となっています。また、市内には西に綾瀬川、中央に元荒川、東に大落古利根川がそれぞれ東南に流れているほか、新方川、中川や葛西用水をはじめとする多くの河川や用水が流れており、本市の自然基盤は水によって形づくられ、それが市の特徴となっています。

気候は、一年を通して温暖であり、豊かな緑に恵まれ、久伊豆神社には、自然植生に近いスタジイ林が現存するなど、環境保全の面からも貴重な存在となっています。また、市の鳥になっているシラコバトは、国の天然記念物に指定されています。

3 まちづくりの歩み

日光道中(日光街道)の宿場町として栄え、県南東部地域の中核都市として発展

本市は、古くは日光道中(日光街道)第三の宿場町として栄え、蔵を有する昔ながらの商家が現存するなど、歴史の香り高いまちです。昭和29年(1954年)には2町8か村が合併して越谷町となり、昭和33年(1958年)に市制が施行され、越谷市が誕生しました。

その後、昭和37年(1962年)の地下鉄日比谷線と東武伊勢崎線の相互乗り入れなどにより、東京のベッドタウンとして急激な人口増加と市街化が進みました。

平成11年(1999年)には県の「彩の国中核都市」の指定を受け、自立都市に向けたまちづくりを目指し、平成15年(2003年)に特例市へ移行しました。

さらに、平成20年(2008年)には、水辺空間と都市生活空間を融合させた「親水文化創造都市」として、広大な調節池を中心に住宅地や国内最大級のショッピングセンターなどが集積した、越谷レイクタウンが誕生し、市内外から多くの人々が訪れています。

そして、さらなる市民サービスの向上のため、平成27年(2015年)4月には中核市へ移行し、県南東部地域の中核都市として、保健所事業をはじめ、市民に身近で、きめ細かな行政サービスの提供に取り組んでいます。



越谷レイクタウン



越谷市保健所

4 人口等の推移

① 人口・年齢3区分別年齢構成

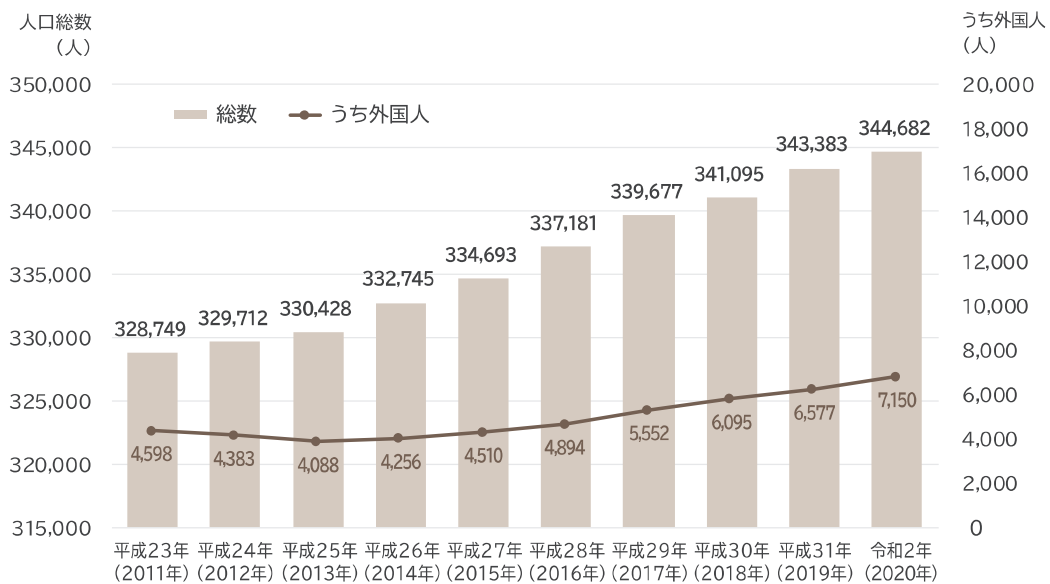
人口は増加しているものの、高齢化が進行

本市の人口は増加傾向にあり、令和2年(2020年)4月1日現在で344,682人となっています。10年前の平成23年(2011年)と比較して、約16,000人増加しています。

そして、年齢3区分別の年齢構成では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加しており、令和2年(2020年)4月1日現在で高齢化率は25.1%となっています。

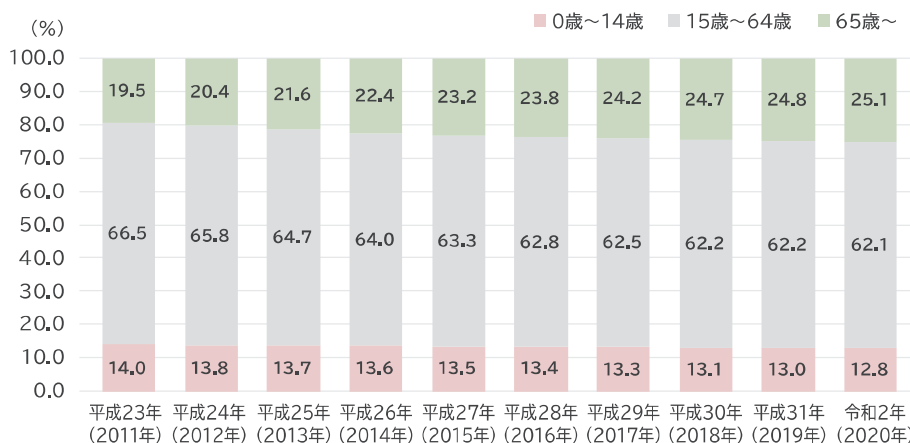
また、外国籍市民は、令和2年(2020年)4月1日現在で7,150人となっており、増加傾向にあります。

人口推移



出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

年齢3区分別年齢構成



出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

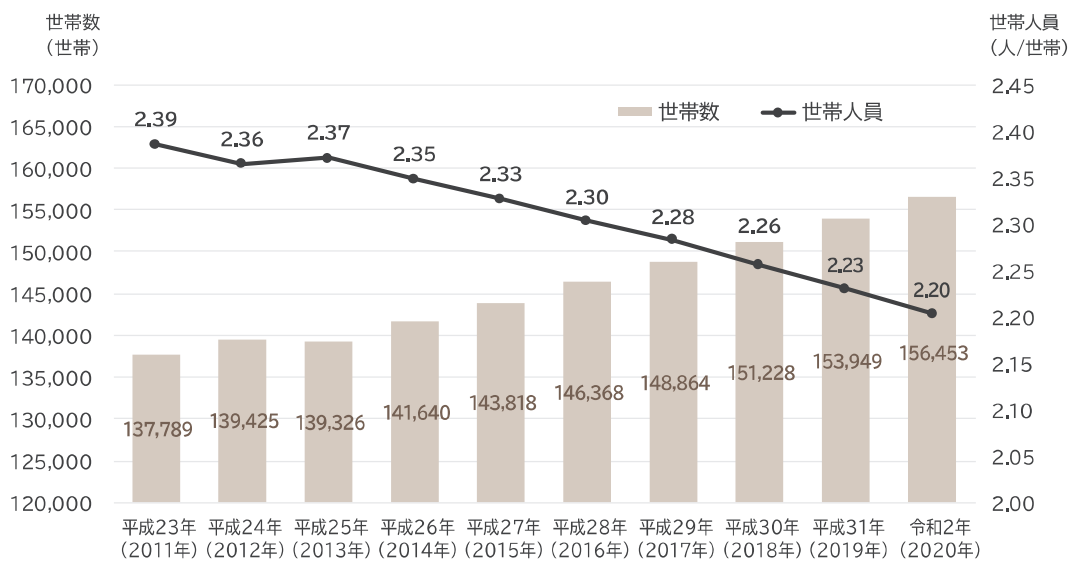
② 世帯数

世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020年)4月1日現在で156,453世帯となっています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、令和2年(2020年)で1世帯あたり2.20人となっています。

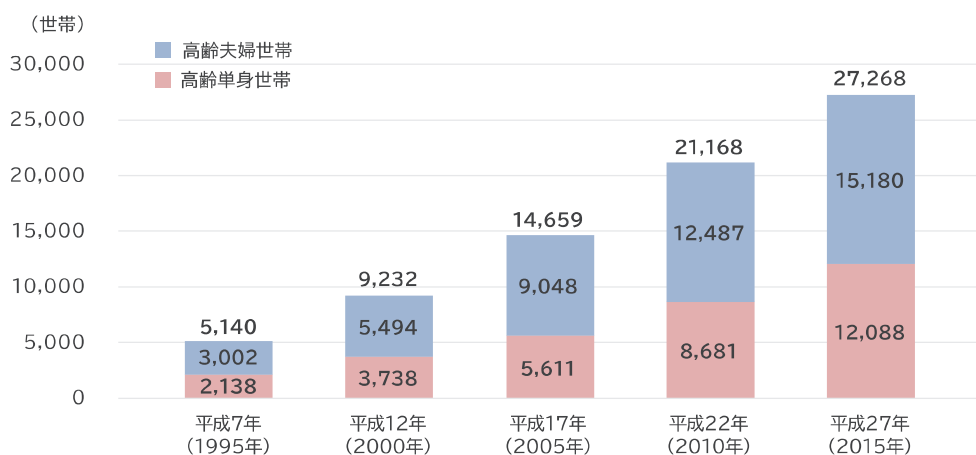
また、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯は、増加し続けており、平成27年(2015年)には27,268世帯(高齢単身世帯:12,088世帯、高齢夫婦世帯:15,180世帯)となっています。平成22年(2010年)と比較して、約1.3倍になっています。

世帯数の推移



出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)

高齢者(65歳以上)のみ世帯数の推移



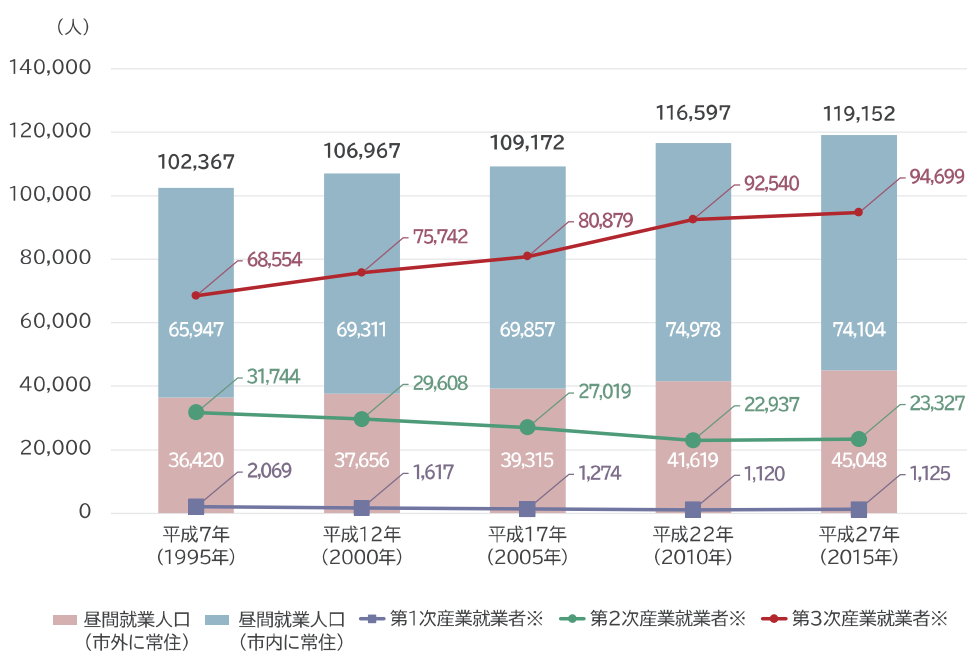
出典:国勢調査(各年10月1日現在)

③ 就業人口

第1次産業と第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向

市内で働く就業者は、全体的には増加傾向にあり、平成27年(2015年)で119,152人となっています。なお、産業別では、第3次産業就業者※の割合が高くなっています。

就業人口の推移



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)を基に算出

※ 「第1次産業就業者」

農業・林業・水産業など、自然から直接資源を採取する産業に従事する者

※ 「第2次産業就業者」

鉱工業・製造業・建設業など、自然から採取した資源を加工する産業に従事する者

※ 「第3次産業就業者」

金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など、目に見えないサービスなどを行う産業に従事する者

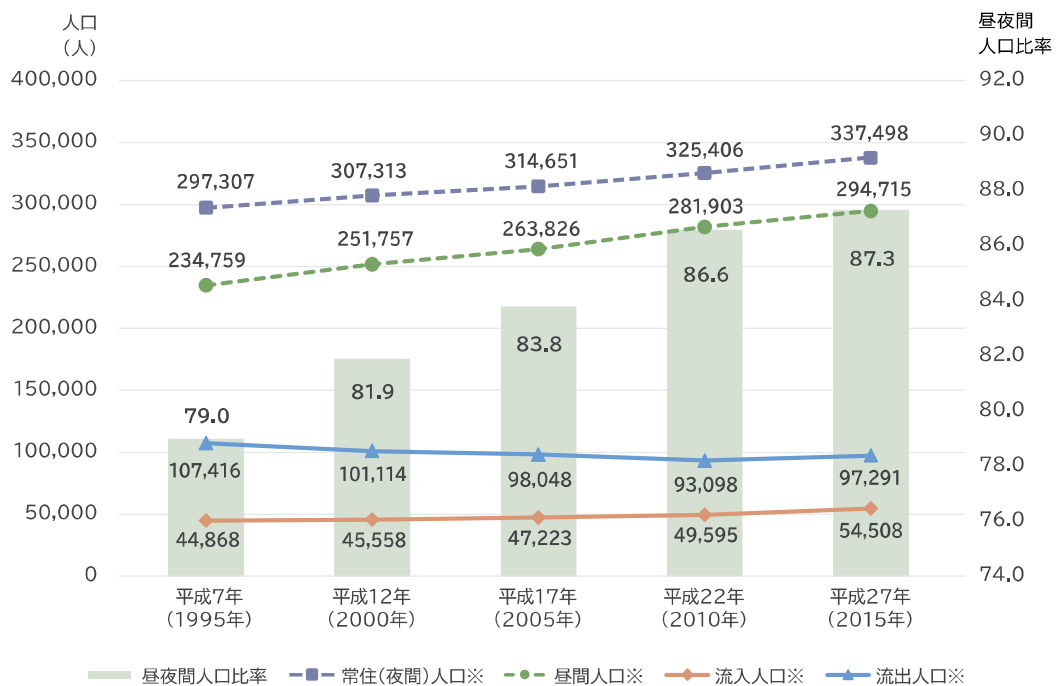
④ 昼夜間人口

流出人口が流入人口を上回っているものの、昼間人口は増加傾向

夜間人口※、昼間人口※とも増加傾向にあります。昼間人口の伸びが大きく、昼夜間人口比率(夜間人口100人あたりの昼間人口)が上昇傾向にあります。

また、流入人口※より流出人口※が多く流出超過になっていますが、流入人口は増加傾向にあります。

昼夜間人口の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)を基に算出

※「常住人口(夜間人口)」

常住地による人口

※「昼間人口」

従業地・通学地による人口

※「流出人口」

市内に常住し、市外へ通勤・通学する人口

※「流入人口」

市外に常住し、市内へ通勤・通学する人口

5 財政の推移

収入(歳入)は市税が占める割合が高く、支出(歳出)は民生費が占める割合が高い

本市の財政状況は、年々、歳入・歳出ともに増加しています。歳入は、市税が占める割合が最も高く、次いで国庫支出金となっています。歳出は、民生費が占める割合が高く、令和元年度(2019年度)には全体の約46%となっています。

◆一般会計歳入決算額の推移

(上段:千円、下段:構成比)

年度 区分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市税	45,249,604 52.1%	45,535,601 49.4%	46,277,944 50.7%	45,894,632 49.2%	46,748,490 49.9%	47,132,873 47.8%	47,968,863 49.1%	48,276,134 46.8%	48,815,895 47.5%	49,566,290 46.3%
地方消費税 交付金	2,508,379 2.9%	2,535,466 2.8%	2,558,701 2.8%	2,536,893 2.7%	3,098,321 3.3%	5,171,071 5.2%	4,724,878 4.8%	5,082,925 4.9%	5,709,598 5.6%	5,496,242 5.1%
地方交付税	3,687,944 4.2%	4,135,133 4.5%	4,215,588 4.6%	3,846,381 4.1%	3,520,678 3.8%	3,759,178 3.8%	3,342,087 3.4%	3,303,729 3.2%	3,146,569 3.1%	3,634,001 3.4%
使用料及び 手数料	927,296 1.1%	927,826 1.0%	955,741 1.0%	988,630 1.1%	992,986 1.1%	1,774,139 1.8%	1,750,836 1.8%	1,772,336 1.7%	1,795,125 1.7%	1,620,408 1.5%
国庫支出金	13,357,270 15.4%	14,278,645 15.5%	12,457,639 13.7%	13,501,211 14.5%	13,273,183 14.1%	15,324,757 15.5%	16,120,742 16.5%	16,951,899 16.4%	16,066,335 15.6%	17,906,801 16.7%
県支出金	4,729,998 5.4%	5,130,272 5.6%	4,805,845 5.3%	4,861,196 5.2%	5,117,052 5.5%	5,184,829 5.3%	5,332,295 5.5%	5,814,373 5.6%	5,781,010 5.6%	6,797,513 6.3%
市債	5,955,100 6.9%	7,802,300 8.5%	7,901,100 8.7%	7,808,900 8.4%	7,282,100 7.8%	6,610,700 6.7%	6,088,300 6.2%	8,924,800 8.7%	5,859,000 5.7%	6,955,900 6.5%
その他	10,421,733 12.0%	11,759,926 12.7%	12,087,003 13.2%	13,784,520 14.8%	13,654,144 14.5%	13,688,524 13.9%	12,434,349 12.7%	13,019,541 12.7%	15,676,661 15.2%	15,146,971 14.2%
合計	86,837,323 100.0%	92,105,169 100.0%	91,259,561 100.0%	93,222,363 100.0%	93,686,954 100.0%	98,646,071 100.0%	97,762,350 100.0%	103,145,737 100.0%	102,850,193 100.0%	107,124,126 100.0%

◆一般会計歳出決算額の推移

(上段:千円、下段:構成比)

年度 区分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総務費	9,507,575 11.5%	10,524,290 12.0%	9,596,615 11.1%	10,806,981 12.2%	10,622,304 11.8%	9,832,397 10.5%	10,160,298 10.9%	10,298,631 10.5%	12,953,238 13.3%	12,209,081 12.0%
民生費	30,513,562 37.0%	32,033,158 36.4%	33,483,596 38.7%	35,294,494 39.7%	38,069,955 42.2%	40,982,213 43.8%	42,516,750 45.7%	44,789,732 45.7%	44,635,971 45.7%	46,869,630 46.1%
衛生費	6,881,778 8.3%	7,675,947 8.7%	7,780,095 9.0%	7,524,182 8.5%	9,738,297 10.8%	11,026,388 11.8%	7,869,383 8.5%	8,091,426 8.3%	8,276,595 8.5%	9,670,027 9.5%
土木費	12,425,962 15.1%	12,130,663 13.8%	12,095,977 14.0%	12,103,526 13.6%	9,873,440 10.9%	9,712,614 10.4%	10,251,211 11.0%	9,334,340 9.5%	10,287,297 10.5%	10,187,998 10.0%
教育費	9,424,152 11.4%	11,316,776 12.9%	9,413,752 10.9%	8,098,699 9.1%	8,755,770 9.7%	8,975,055 9.6%	9,158,773 9.8%	12,452,979 12.7%	9,187,525 9.4%	9,797,961 9.6%
公債費	8,531,705 10.3%	8,390,284 9.5%	8,377,390 9.7%	8,138,791 9.2%	7,756,709 8.6%	7,184,319 7.7%	7,138,824 7.7%	7,058,391 7.2%	7,095,943 7.3%	7,391,233 7.3%
その他	5,233,788 6.4%	5,960,507 6.7%	5,665,333 6.6%	6,904,143 7.7%	5,407,407 6.0%	5,748,649 6.2%	5,907,218 6.4%	5,959,306 6.1%	5,276,110 5.3%	5,633,645 5.5%
合計	82,518,522 100.0%	88,031,625 100.0%	86,412,758 100.0%	88,870,816 100.0%	90,223,882 100.0%	93,461,635 100.0%	93,002,457 100.0%	97,984,805 100.0%	97,712,680 100.0%	101,759,575 100.0%

出典:各年度越谷市一般会計歳入歳出決算書

6 土地利用

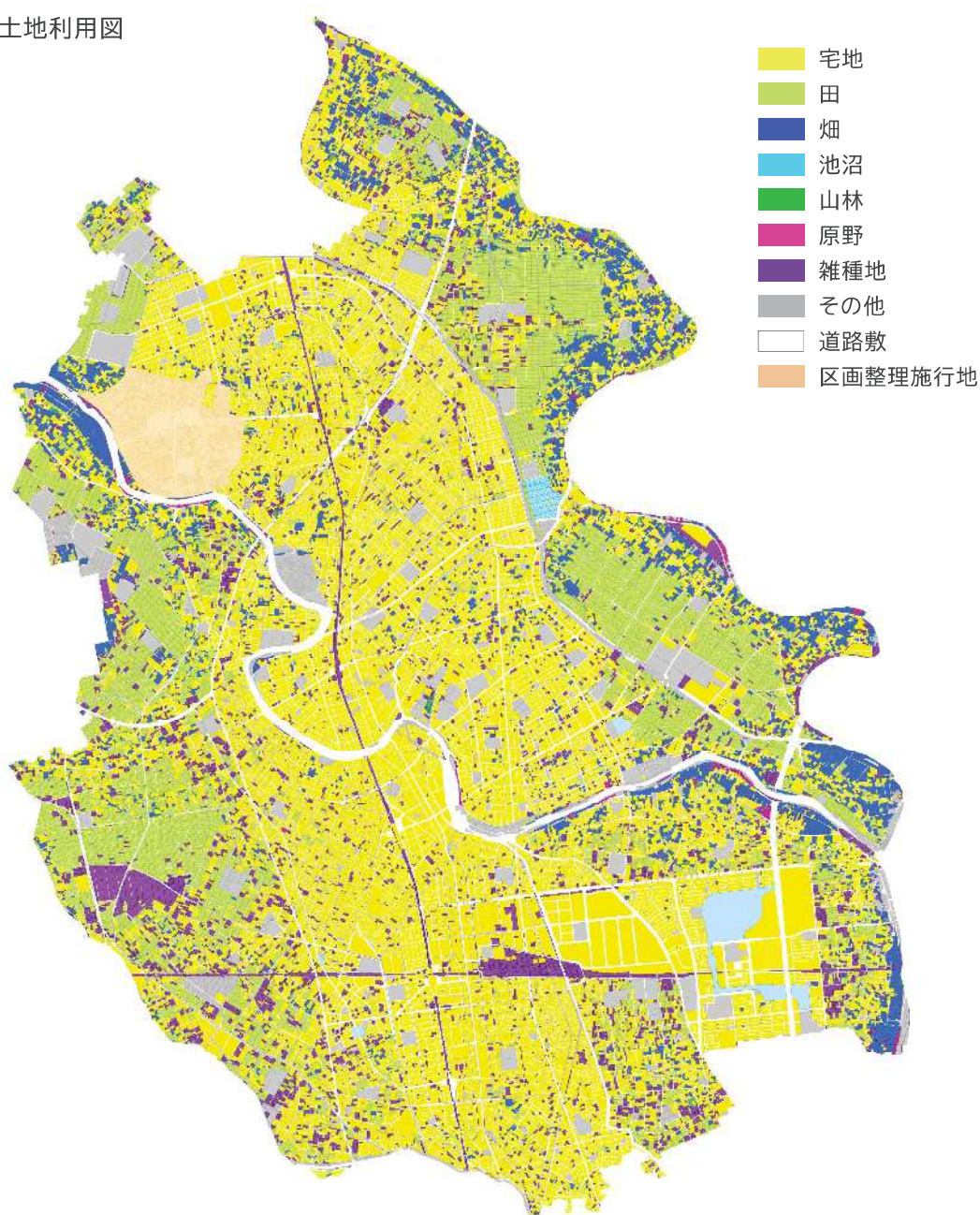
本市は市全域が都市計画区域に指定されており、平成8年(1996年)以前までは、市街化区域の面積は40%程度でしたが、人口増加とともにその面積も拡大し、現在では市街化区域が28.72km²(市域の47.6%)、市街化調整区域は31.59km²(市域の52.4%)となっています*。

地目別土地面積の推移としては、昭和40年代まで市域の約7割を占めていた田畑の面積が、令和2年(2020年)には12.90km²(21.4%)まで減少し、宅地の面積が24.47km²(40.6%)まで増加するなど、宅地化が進んでいます。

※「市域面積に対する用途面積」

市域面積は、平成26年(2014年)10月に60.31km²から60.24km²に変更となった。変更後の市域面積に対するそれぞれの用途面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示している。

◆地目別土地利用図



資料：令和2年度固定資産税概要調書を基に作成

「人口減少社会における新しい時代の流れ」と「国際社会における新しい時代の流れ」という大きな潮流のもと、6つの社会潮流を視野に入れ、今後のまちづくりを計画的に進めていきます。

人口減少社会における新しい時代の流れ

日本の総人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じており、今後さらに人口減少・少子高齢化が急速に進行することが予想されます。また、生産年齢人口の減少により、働き手が減少することで、日本経済全体の規模が縮小し、1人あたりの国民所得の低下も危惧されています。

具体的には、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上(後期高齢者)となる「2025年問題」、また、その団塊ジュニア世代が全員65歳以上となる「2040年問題」と呼ばれることに象徴されるように、2042年には高齢者数が約4,000万人となり、ピークに達する一方、就業人口は現在より1,000万人近く減少すると見込まれています。このことにより、社会保障費の増大のみならず、医療や介護のサービスに影響を及ぼすとの指摘もあります。また、高齢者の増加に対応した交通手段の確保や、空き家や空き地が増加することによる、いわゆる都市のスポンジ化への対応などが課題となってきています。

そのようななか、国では、平成26年(2014年)に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第1期(2015年度～2019年度))」が策定され、人口減少に対応する具体的な取組みが進められており、第2期(2020年度～2024年度)においても、「関係人口※」の創出・拡大や「Society5.0※」の実現に向けた技術の活用など、新たな視点による取組みを進めることとしています。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標と2つの横断的な目標

4つの基本目標

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標

1. 多様な人材の活躍を推進する
2. 新しい時代の流れを力にする

※「関係人口」

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

※「Society 5.0」

第5期科学技術基本計画(平成28年(2016年)1月22日閣議決定)において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、AI・IoTやロボティクスなどの革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。国では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続く、第5の社会を意味する「Society5.0」の実現を目指している。

国際社会における新しい時代の流れ

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であるSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、17のゴールと169のターゲットで構成されています。SDGsは、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す国際社会共通の目標となっています。

日本においても、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年(2016年)12月(令和元年(2019年)12月改訂))が示されています。この指針では、地域において、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組みは、地域課題の解決に資するものであり、各種計画にSDGsの要素を反映することや、多様で独自のSDGsの実施を推進することが期待されているとしています。

また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標の1つ「新しい時代の流れを力にする」のなかで、SDGsの理念を踏まえて地方創生を推進し、さまざまな地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

◆SDGsの17のゴール



1. 生命や暮らしを脅かす危機への対応

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災や平成23年(2011年)の東日本大震災などの大規模地震、そして、ここ数年、頻発・激甚化する集中豪雨や大型台風は、全国各地に甚大な被害をもたらしました。

近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震があります。なかでも、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。

そのようななか、人命を守ることや、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない社会・経済のシステムを確保し、平時から備えを行うことが重要との考えのもと、「国土強靱化※」に向けた取組みが求められています。

また、自然災害のみならず、世界各地で頻発するテロの発生や新型インフルエンザウイルスの発生などは、世界規模で新たな脅威となっています。とりわけ、令和2年(2020年)に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルスは、医療分野のみならず、社会全体に甚大な影響を与え、人々の意識や行動に、大きな変化をもたらしました。

今後、これまで以上に、人々の生命や暮らしを脅かす危機に対する管理体制の確立や未然防止等の対策が求められています。

※ 「国土強靱化」

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。国土強靱化基本計画(平成30年(2018年)12月14日閣議決定)では、基本目標として、「人命の保護が最大限図られること」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を掲げている。

2. 地域共生社会の実現

人口減少・少子高齢化、さらには、生涯未婚率の上昇を背景に、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、組織に対する帰属意識の低下など、暮らしにおける人と人のつながりが希薄化しています。

このように、日常のさまざまな場面における人と人のつながりの弱さなどから、また、経済的な問題が介在する場合があることもあいまって、社会的な孤立を招くケースが増加しています。さらに、高齢の親と無職の子どもの同居世帯(いわゆる「8050」)や、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)など、さまざまな分野における課題が絡み合って複雑化し、制度の狭間となる事案が増加しています。このことに対し、個人や世帯が抱える複合的課題などへの包括的な支援や、分野をまたがる総合的サービス提供の支援が必要となってきています。

そのためには、公的な支援制度における『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として主体的に地域に参画し、だれもが役割を持ち、互いを認め合い、支え合うことで、孤立することなく、安心感と生きがいを持って生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。

3. 生涯にわたって学び続けられる社会の形成

各世代のつながりや交流を深めて、一人ひとりが人生をより豊かにするとともに、学びの成果を地域やまちづくりに還元する「知の循環型社会」の構築が求められています。

教育分野においても、生涯にわたって自らの人生を設計し、活躍することができるよう、必要な技術や技能の習得、知的・人的ネットワークの構築などを推進し、学びと活動を循環させる必要性が一層高まっており、「人生100年時代を豊かに生きる※」ことが教育政策の1つに掲げられています。

また、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちを見守る大人たちが手を携えて、学校・家庭・地域が相互に連携を深め、社会全体で取り組んでいくことが不可欠です。

このように、活気あふれる地域をつくるため、ライフスタイルのあらゆる場面で子どもから高齢者まで、だれもが活躍できる社会づくりへの取組みが求められています。

※「人生100年時代を豊かに生きる」

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等によって、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されており、社会人となった後にも、生涯にわたって学び続けるリカレント教育などにより、人生を豊かにすることが推進されている。「教育振興計画(平成30年6月15日閣議決定)」においては、令和12年(2030年)以降の社会を展望した教育政策の重点事項に挙げられている。

4. 環境負荷の低減と新たな成長

世界人口は増加の一途をたどり、平成23年(2011年)には70億人を突破し、人間活動に伴う環境への負荷はますます増大するとともに、気候変動による地球温暖化など、環境を取り巻く状況は地球規模の課題となっています。平成27年(2015年)には気候変動問題に関する国際的枠組であるパリ協定※が採択され、日本を含む159の国・地域が締結国となりました。また、海洋環境においては、マイクロプラスチック(微細なプラスチックごみ(5mm以下))が、生態系に及ぼす影響が懸念されており、EUにおいては「EU プラスチック戦略」を策定するなど、世界中でさまざまな取組みが行われています。

そのようななか、気候変動へ適応する地域を形成するとともに、脱炭素社会の構築を目指し、地域資源・エネルギーの循環型社会の形成に加え、生物多様性の保全に向けた取組みが進められています。また、海洋ごみに関しては、個人だけでなく、事業者においても、プラスチックの使用や排出の抑制の取組みが進められています。

こうした国際・国内情勢に的確に対応するため、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長※」につなげることが求められています。

※「パリ協定」

平成27年(2015年)12月12日、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約の締約国会議第21回会合において、すべての締約国が参加する枠組みとして、この協定が採択された。世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとしている。また、今世紀後半に、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するという目標を掲げている。

※「新たな成長」

第5次環境基本計画(平成30年(2018年)4月17日閣議決定)では、SDGsの考え方も活用し、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決(同時解決)に資する効果をもたらすようにデザインすることで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指している。

5. 経済・労働環境の変化への対応

近年、規制緩和と自由化、グローバル化が急速に進み、国際的な競争が激化する一方で、世界では、政治・経済・文化などのあらゆる領域において、相互に影響を及ぼし、また協調する相互依存の関係を背景に、「ヒト」と「ヒト」、「モノ」と「モノ」とのつながりが深化しています。

そのようななか、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、日本の社会・経済は大きな変革に迫られています。グローバリズム(国家や地域の独自性を超え、政治・経済・文化などで統一的な制度や仕組みを作っていくとする考え方)と、ローカリズム(自分が生まれ育ち住んでいる国や地域を第一とする考え方)が並存・共存することで、新たなサービスが生まれるほか、生産や消費の仕組みも大きく変化していくことが予想されます。

一方、今後、生産年齢人口をはじめとする人口減少社会の到来により、日本の労働人口は減少することが予想され、農業をはじめとする第1次産業などでは、担い手不足、後継者不足の問題が危惧されています。さらに、企業・事業者等においても、消費者のライフスタイルの変化などにより、職種によっては、ビジネスモデルの転換を図る動きも顕在化しています。

こうした状況のなか、テレワークなど、働く人の置かれた状況に応じ、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方が提唱されています。企業・事業所等においては、長年、新卒一括採用の雇用形態がとられていましたが、働く場所や時間が限定されず、専門知識を活かして特定の仕事をを行うジョブ型雇用も進められています。

このように、さまざまな働き方が選択できる環境を整備し、高齢者や女性、障がい者、外国人等の就業を積極的に促進することなどにより、労働に従事する人口の増加を図るとともに、5G*やAIなどの技術革新による労働生産性の向上等が求められています。

※ 「5G」(ファイブ・ジー)

「超高速大容量」「超低遅延」「多数同時接続」といった特長を持つ、現在の4Gに続く次世代移動通信システムのこと。

6. 集約と連携によるまちづくりの必要性

人口減少・少子高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するため、生活利便性を維持・向上し、既存ストックを活用することで、地域経済の活性化と地球環境への負荷の低減等を図る、集約と連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク*」のまちづくりが進められています。

一方、これまで整備してきた公共施設や道路・橋りょうといった都市基盤が更新時期を迎えるため、公共施設等の老朽化対策が重要な課題となっています。

そのためには、生活を支える都市機能が集積した、だれもが暮らしやすい安全で利便性の高い都市構造への転換や、多様な交通手段による公共交通網の構築など、持続可能なまちづくりに向けた取り組みが求められています。

また、「グリーンインフラストラクチャー*」の推進など環境に配慮したまちづくりが求められています。

※ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」

医療・福祉・商業等の生活サービス機能と居住を集約し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築すること。

※ 「グリーンインフラストラクチャー」

自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法のこと。

II. 基本構想

第1章

まちづくりの基本理念

本市では、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るため、平成21年(2009年)6月19日に「越谷市自治基本条例」を制定しました。この条例は本市における最高規範であり、本計画を含むすべての計画策定の拠り所となっています。この条例では、基本理念を「人間尊重」と「市民主権」とし、市民および市は、市民一人ひとりが人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組むこととしています。また、基本理念に沿ったまちづくりを進めるにあたり、「参加」「協働」「情報共有」の3つを原則としています。

まちづくりの基本理念【条例第4条】

人間尊重

市民一人ひとりが
人間として尊重される
「人間尊重」

市民主権

市民一人ひとりが
まちづくりの主体である
「市民主権」

まちづくりの基本原則

参加

市は、市民の参加を
基本とした市政運営を
推進します。
【条例第5条】

協働

市民および市は、
協働を基本とした
まちづくりに取り組みます。
【条例第6条】

情報共有

市民および市は、まちづくりに
取り組むうえで必要な市政に
関する情報を共有します。
【条例第7条】

1. 将来像

本市は、水資源や周辺部に広がる農地など緑豊かな環境にあり、その美しい景観を大切にしながら、自然と共生する文化が受け継がれてきました。【水・緑・太陽】

そして、行政の最大の使命は「市民が安心して暮らし続けられるまちをつくること」であり、それを踏まえて10年後の将来を考えると、近年、頻発・激甚化する自然災害、さらには新たな感染症などの問題・課題に正面から向き合い、これらに対応するための不断の努力が必要です。令和元年度(2019年度)に実施した「市民意向調査」や「団体・事業所アンケート調査」においても、災害に強いまちであることが、将来の本市へ望むものとして上位となっています。【安全・安心】

また、この計画の期間は10年間ですが、その先の20年、30年後の人口減少・超高齢化をはじめとするさまざまな課題をしっかりと見据えて、そのことに備えるための大切な10年と捉え、個々の多様性を認め合い、市民が交流しながら、ともに支え、地域を見守る「共生によるまちづくり」を進めていくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりの活躍によって、本市にふさわしい自治を確立していくことが必要です。【活躍・共生】

そこで、本市の将来像を「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」とします。

将来像

水と緑と太陽に恵まれた
みんなが活躍する安全・安心・共生都市

実現に向けたまちづくりのキーワード



2. まちづくりのキーワード

本市の将来像の実現にあたっては、社会潮流や市民意向調査、団体・事業所アンケート調査、市民懇談会・若者まちづくり懇談会等の意見を踏まえ、以下のキーワードを6つの分野の大きな方向性として捉え、まちづくりを進めます。

市民、人権、行財政運営

- ◆参加 ◆協働 ◆情報発信 ◆圏域自治体での連携 ◆若い世代の参画 ◆多文化共生
- ◆多様性社会の実現 ◆多世代交流・連携 ◆行政運営の効率化 ◆スマート自治体
- ◆選択と集中 ◆society5.0

多様性 協働

- 【多様性】多様な人・文化が共生する、持続可能な社会の構築
- 【協働】若者の参画や多世代の交流・協働によるまちづくり

保健、医療、子育て、福祉

- ◆健康増進 ◆地域共生社会 ◆見守り ◆みんなで育むまち ◆子どもの居場所
- ◆共働きしやすい環境 ◆子育て支援 ◆安全・安心な暮らし ◆高齢者・障がい者の自立支援
- ◆生きがい ◆支え合い ◆多様な働き方と社会参加 ◆医療と介護の連携

健康 共生

- 【健康】市民一人ひとりが健康で安心して住み続けることができる社会の構築
- 【共生】地域の見守りや高齢者・障がい者の自立支援などによる地域共生社会の構築

都市計画、都市施設、住宅

- ◆集約型都市の構築 ◆適正な都市機能の誘導 ◆公共交通の利用促進 ◆スマートシティ
- ◆自動運転 ◆都市施設の維持管理・長寿命化 ◆災害に備えた環境整備
- ◆緑地の保全・緑化の推進 ◆水辺環境との共生 ◆住宅のセーフティネットの構築
- ◆空き家等対策 ◆快適な住環境

集約 連携

- 【集約】都市機能の適正配置による集約型都市の構築
- 【連携】都市と自然の調和や公共交通ネットワークの形成

環境、危機管理、消防

- ◆ 気候変動 ◆ 生物多様性 ◆ 循環型社会 ◆ ごみ減量・資源化
- ◆ 高齢化に対応したごみの分別・収集 ◆ 安全・安心 ◆ 頻発・激甚化する災害への対応
- ◆ 国土強靱化 ◆ 防災・防犯意識の高揚 ◆ 消防体制の充実・強化

持続 安全

【持続】生物多様性の保全や環境負荷の低減に対応した循環型社会の構築

【安全】頻発・激甚化する災害に対応したまちの強靱化

産業・雇用、観光

- ◆ 持続可能な産業活動 ◆ 地域に根差した特色ある産業の活性化 ◆ まちの個性
- ◆ 都市のブランディング ◆ 都市型観光 ◆ 交流・定住
- ◆ 農業者の高齢化、農業後継者の確保・育成、人材発掘
- ◆ 都市型農業、高付加価値農業経営の支援 ◆ 人材育成と労働環境の充実

魅力 活力

【魅力】地域資源の魅力を最大限活かした交流の創出

【活力】まちの個性を活かした特色ある産業活性化とにぎわいの創出

教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーション

- ◆ 人生100年時代 ◆ 総活躍社会 ◆ 「可能性」と「チャンス」の最大化
- ◆ 学校・家庭・地域との連携 ◆ 主体的・対話的で深い学び ◆ 生きる力 ◆ 自立・協働・創造
- ◆ 循環型生涯学習社会 ◆ 技術革新 ◆ 郷土愛の育成 ◆ 愛着・誇り ◆ 伝統と文化の継承

学び 活躍

【学び】幅広い世代のニーズに応じた生涯にわたる学びの充実

【活躍】学んだ成果の地域社会への還元と次世代への継承

3. 将来人口

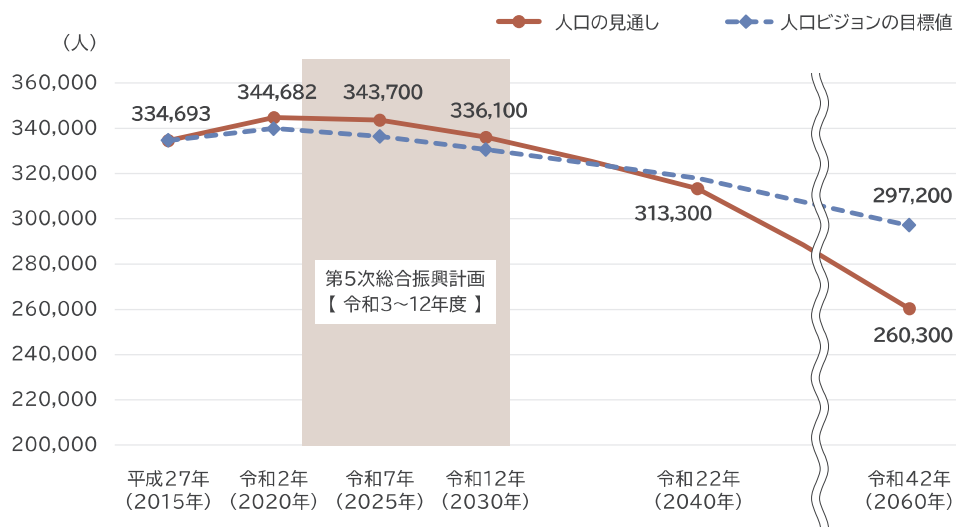
本市は、首都圏の近郊住宅都市として、昭和30年代後半から急激な人口増加が始まり、昭和50年(1975年)以降は緩やかな増加を示し、平成8年(1996年)12月には30万人に達しました。その後も増加傾向が続き、越谷レイクタウンの誕生などにより、平成29年(2017年)9月には34万人に達しました。

一方、平成30年(2018年)の本市の合計特殊出生率※は1.31となっており、また、それまで自然増(出生数が死亡数を上回っている状態)が続いていましたが、平成30年、令和元年には自然減(死亡数が出生数を上回っている状態)に転じました。

このこととあわせて、直近5か年の社会増減(本市への流入数と本市からの流出数の差)の傾向を勘案して算定すると、本計画期間内における人口の見通しとしては、令和4年(2022年)の約34万6千人をピークとして、その後は減少に転じ、計画期間の令和12年(2030年)には、約33万6千人になることが予想されます。また、年齢3区分別をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は緩やかに減少し、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代の全員が75歳以上(後期高齢者)となり、今後高齢者人口の割合は増加していくことが予想されます。

なお、長期的には令和42年(2060年)に約26万人となることが予想されますが、平成28年(2016年)3月に策定した「まち・ひと・しごと創生 越谷市人口ビジョン※」では『越谷市が目指すべき将来の人口』の1つの目安として、令和42年(2060年)に約29万7千人の人口を維持することを目指しています。

人口の見通しと人口ビジョンにおける目標値



※ 「合計特殊出生率」

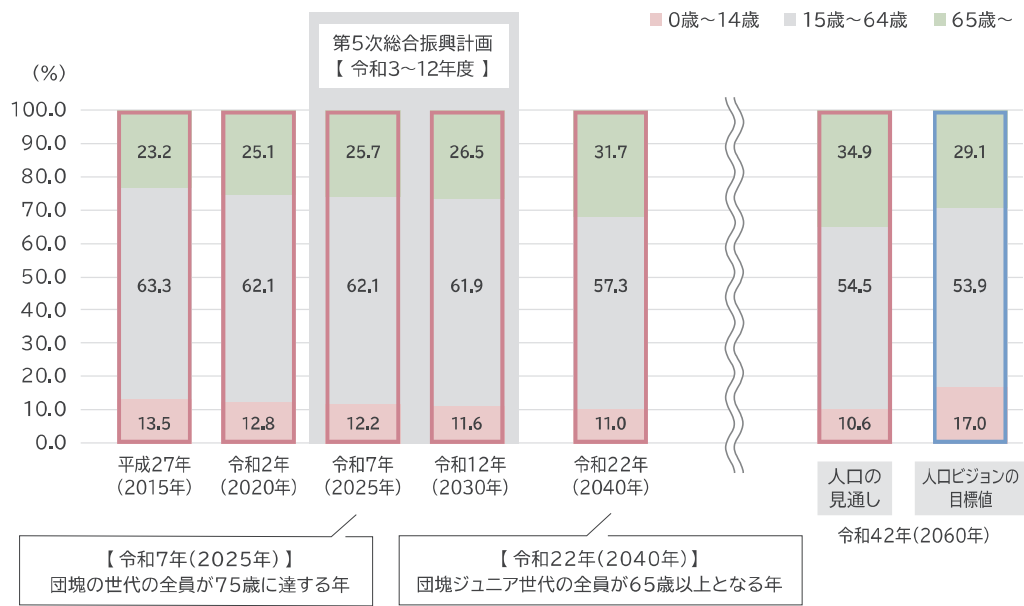
1人の女性(15歳から49歳まで)が一生に産む子どもの数の平均。現在の日本の人口を維持するための、いわゆる「人口置換水準」は、2.07とされる。平成30年(2018年)の合計特殊出生率は、全国1.42、埼玉県1.34。

越谷市の推移	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)
	1.33	1.38	1.38	1.34	1.31

※ 「人口ビジョン」

人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。なお、本市の「人口ビジョン」では、国が示す目標値を踏まえ、合計特殊出生率が2030年に1.6、2040年に1.9に、それぞれ上昇するものとして推計している。

人口の見通しにおける年齢3区分別の年齢構成



※各年4月1日時点

※令和2年(2020年)以前は実績値。令和7年(2025年)以降は推計値

※住民基本台帳人口をもとに、コーホート要因法を使用した推計

4. 将来の都市構造の考え方

本市では、鉄道駅周辺の地域を中心に生活利便性の高い市街地の形成を進めるとともに、市街地周辺に広がる農地の保全・活用や既存集落の維持といった周辺環境との調和を図りながら、だれもが暮らしやすい集約型のまちづくりに取り組んできました。

今後も、これまで進めてきた鉄道駅周辺や西大袋地区などを拠点として位置づけ、それぞれの特性に応じた都市基盤の整備・充実やメリハリのある土地利用を図り、人口減少や少子高齢化の進行、気候変動や自然災害、社会・経済情勢の変化などに対応した、持続可能なまちづくりを推進します。

以下に、将来人口やまちづくりのキーワード等を踏まえた将来の都市構造の基本的な考え方を掲げます。

集約と連携によるまちづくり

人口減少や少子高齢社会に対応し、生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化等を図っていくためには、効果的・効率的な都市経営に資するまちづくりが求められます。

本市は、鉄道駅周辺を中心とした市街地内に人口が集中しており、密度の高いコンパクトな市街地が形成されていますが、今後は人口減少の進行に伴い、市街地の低密度化が懸念されます。質の高い高密度な市街地を維持していくため、生活の拠点となる鉄道駅周辺などに、暮らしを支える都市機能の集積を図るとともに、拠点と居住地が鉄道網や道路網などの多様なネットワークでむすばれた集約と連携によるまちづくりを目指します。

都市活力の向上・創出に資する土地利用

将来にわたって活気あふれる都市を維持していくためには、人やモノが集まり、にぎわいと交流を創出する拠点形成が求められます。

本市においては、既存の各拠点の機能の維持・充実を図るとともに、産業・観光分野などにおける地域振興により、にぎわいを創出する魅力あるまちづくりを目指します。

また、鉄道や道路などの都市基盤の整備が進められるエリアについては、その利便性を活かした新たな拠点の可能性の検討など、都市活力の向上に資する節度ある土地利用を図ります。

都市と自然が調和した災害に強い都市構造の形成

SDGsへの貢献に向けた持続性のある都市の実現には、地球環境への負荷の軽減や国土強靱化による自然災害への対応など、自然環境との調和を図った、安全で安心なまちづくりが求められます。

本市は、市街地の内外に農地や社寺林、緑道などの多様な自然資源を有しており、都市生活に潤いとやすらぎを与える役割を果たしていることから、引き続き、水と緑の保全・活用を図りながら、開発と保全のバランスのとれた、都市と自然が調和したまちづくりを目指します。

また、平坦な地形のなかに多くの河川・水路が流れるという本市の地理的特性上、水害をはじめとする自然災害への備えが重要となるため、災害の危険性に考慮しながら、都市基盤や防災体制の強化を図るなど、災害に強い安全・安心な都市構造の形成を図ります。

第3章

まちづくりの目標

将来像である「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向けて、キーワードをもとに、次の6つをまちづくりの目標とします。そして、それぞれの目標を、SDGsの17のゴールと結びつけ、連携させて施策を展開するものとし、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

目標① 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり



目標② みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり



目標③ 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり



目標④ 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり



目標⑤ 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり



目標⑥ みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり



目標①

多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

(市民、人権、行財政運営など)

現状と課題

本市の人口はこれまで増加傾向で推移していますが、「将来人口」では令和4年(2022年)をピークに減少に転じることが予想されます。また、年少人口と生産年齢人口の割合は緩やかに減少しますが、高齢者人口の割合は増加で推移することが予想されます。

そのようななか、多様な人が交流しながら、市民がまちづくりのあらゆる場面で参加できる機会・仕組みづくりと市民・地域との協働のまちづくりが求められます。

また、将来的に人口減少が進行しても、持続可能な行政サービスを提供するため、AIなどの最新技術を活用した効率的な行政運営が求められます。

まちづくりの目標

多様化・複雑化する社会課題に対応し市民が住み続けたいと思う越谷を実現するために、「参加」「協働」「情報共有」を基本としたまちづくりを推進し、市民が平等にまちづくりに関われるよう、多様な機会を創出します。

また、人口減少・少子高齢化の時代を迎えるにあたり、市民一人ひとりがお互いを認め合い、支え合いながらいきいきと生活することができる社会を実現するとともに、年齢や性別、国籍等にかかわらず、個人としての権利や考え、生き方が尊重され、住民どうしが助け合えるまちづくりを進めます。

さらに、最新技術を活用した業務の遂行、迅速な情報収集と発信、広域連携等による効率的な自治体運営を推進するとともに、安定した自主財源の確保を図り、将来世代へとつなげる、持続可能な行財政運営を行います。

目標② みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

(保健、医療、子育て、福祉など)

現状と課題

本市においては、令和2年(2020年)の高齢化率は25.1%で、4人に1人は高齢者となっており、今後も高齢化が進行することが予想されます。そして、世帯人員の減少により、核家族世帯が増加し、高齢者のみの世帯も増加しています。今後も、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすため、地域の支え合いによる共生のまちづくりが求められます。

また、少子化の進行も予想され、その対策として、地方創生の取り組みと連動し、多様で良質な保育サービスの提供をはじめ、子育てしやすい環境づくりに向けた継続的な取り組みが求められます。

さらには、住み慣れた地域で健康に暮らすため、市民一人ひとりの健康意識の醸成を図るとともに、地域の医療・保健ニーズへの対応や感染症等への迅速な対応が求められます。

まちづくりの目標

だれもが健康で互いに助け合いながら安心して暮らすことのできるまちを目指し、子育て世帯、子ども、高齢者、障がい者(児)等、地域で暮らすすべての住民が助け合いながら自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を図ります。

また、少子化が進行するなか、子育てをするすべての家庭が安心して子育てできる環境を整備するとともに、子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長するまちを目指します。

そして、市民一人ひとりの積極的な健康づくりと主体的な介護予防活動を推進し、だれもが健康で、生涯にわたり生きがいを持って暮らすことのできるまちを目指します。

さらに、高度化・多様化する保健・医療ニーズに対応するため、地域の医療機関・団体と市との連携による地域医療体制の充実を図るとともに、感染症対策に努め、市民が安心して住み続けられるまちを目指します。

目標③

都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

(都市計画、都市施設、住宅など)

現状と 課題

鉄道駅を中心に市街地や住宅地が形成されてきた本市の市街化区域においては、人口密度100人/ha以上の高密度な市街地が形成されています。特に、西大袋地区や越谷レイクタウン地区など、土地区画整理事業の進捗に伴って市街化の熟成が進むとともに、市街化区域縁辺部においても、人口密度が高い地域がみられます。

しかし、市全域において高齢化が進行しているとともに、昨今は市街地においても空き家が目立つようになるなどの問題も出てきています。今後は人口減少に転じることが予想されるなか、市街地の人口密度の低下が懸念されるとともに、これまで整備してきた公共施設や都市基盤の適正な維持管理が求められます。

また、市街地の周辺に広がる農地や市内を流れる多くの河川・水路といった水や緑の自然環境を保全・継承しながら、災害に強く、利便性の高い、都市と自然が調和したまちづくりが求められます。

まちづくりの 目標

集約と連携による都市構造の形成を図るため、都市と自然が調和した本市の都市特性と鉄道駅の利便性を活かした計画的なまちづくりを推進するとともに、道路や公共交通などのネットワークにより、つながりあるまちを目指します。

公共施設や道路・橋りょう、公園、上下水道などの都市基盤については、既存ストックの活用と適正な維持管理による長寿命化に努めます。また、都市のスポンジ化対策として、地域資源である空き家等の適正管理、発生の予防・抑制、活用・流通の促進に努め、安全・安心な市街地の形成を図ります。

さらに、台風や大雨などの自然災害に強いまちづくりを推進するとともに、本市の特徴である水や緑の自然環境や地域の特色・魅力を活かした良質な都市環境の形成を進め、活気あふれるまちを目指します。

目標④ 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

(環境、危機管理、消防など)

現状と
課題

本市は、温暖な地域に属し、過ごしやすい環境となっており、川などの水資源に恵まれた水辺環境は、動植物が生息する貴重な地域資源となっています。

一方、市街地における緑地環境の管理不足や市街化調整区域内での宅地化が進むなど、自然環境の荒廃も懸念されており、循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政が連携・協力して取り組んでいくことが求められます。

また、本市の大部分は、大落古利根川や元荒川などが流下する後背湿地(自然堤防の背後にできる湿地帯)となっており、地域によってはこれまでもたびたび浸水被害が起きていることから、これらの水辺環境との共生による災害に強いまちづくりが求められます。さらに、平成25年(2013年)9月には竜巻が発生し、本市で人的被害、建物被害が生じました。

こうした自然災害への備えとして、地域における防災訓練などの取り組みも進められており、今後も自助・互助・共助・公助による安全・安心なまちづくりが求められます。

また、大規模テロや感染症対策など、世界規模で起こりうる危機への備え、そして迅速な対応が求められます。

まちづくりの
目標

都市と自然との調和を図るとともに、地球環境への負荷軽減のため、ごみの減量・資源化の推進により、安全に安心して暮らすことのできる、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めます。

また、災害や大規模テロ、新たな感染症などのあらゆる危機から市民の生命、身体および財産を守るため、危機管理体制を強化し、総合的かつ計画的な危機管理の取り組みを進めます。そして、気候変動等により、全国で災害が頻発・激甚化するなか、「自らの命は自らが守る」という市民一人ひとりの意識の高揚を図り、防災体制および消防体制の充実・強化を図ります。

さらに、防犯対策、交通安全対策の充実や消費生活問題に取り組み、市民が安全に安心して暮らせるまちを目指します。

目標⑤

魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

(産業・雇用、観光など)

現状と 課題

市内で働く就業者は、増加傾向にあり、第3次産業就業者が全体の約80%を占め、商業・サービス業が主産業になっています。特に、越谷レイクタウンを訪れる人の数は近年増加傾向で推移しています。

一方で、第1次産業や第2次産業の就業者は減少しており、特に、農業やものづくりにおける伝統産業の分野では、後継者不足等が懸念されます。また、人口減少社会にあっては、特色ある地域資源をまちの個性として確立し、都市のブランドとして発信していくことが求められます。

さらに、高齢者や女性、障がい者、外国人等の就業を積極的に促進し、だれもが働きやすく、持続的な地域産業の活性化につながる雇用の創出が求められます。

まちづくりの 目標

地域産業は市民生活を支えるモノやサービスのほか、いきいきと働ける場所を提供することで、活力ある都市環境をつくるための重要な役割を担っています。持続可能な企業経営、特色ある商工業、地理的優位性を活かした都市農業、地域の特長を活かした観光を、それぞれ有機的に連携させ、地域経済の循環と地域産業の持続的な成長発展を目指します。

また、まちの個性等を活かした都市のブランドを構築し、魅力あるまちづくりを進めます。さらに、働きやすい環境づくりにより、市民が市内で働き、住むことができる職住近接のまちを目指します。

目標⑥ みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

(教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど)

**現状と
課題**

少子高齢化やグローバル化、技術革新の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化し、今後は情報化社会や国際社会に柔軟に対応できる「生きる力」が求められます。また、人生100年時代を迎え、だれもが生きがいを持って、生涯にわたって豊かに生活することができる社会環境づくりが求められます。

学校教育の分野においては、児童生徒の自己肯定感の低下や、多様なニーズに応じた支援に加え、教職員の負担の増加などが近年大きな課題となっています。また、生涯学習の分野においては、地域文化の担い手の育成や社会参加の機会の創出が重要です。さらに、生涯スポーツの分野においては、普段スポーツ・レクリエーション活動をしない方へのきっかけづくりが求められます。

**まちづくりの
目標**

市民が人生100年時代をより豊かに生きていくために、だれもが夢や希望を持って自己実現を果たしながら、生涯にわたり学んだ成果を地域社会に還元できるような「循環型生涯学習社会」の実現を目指します。

そのために、学校教育の分野においては、適切な指導體制や子どものニーズに応じた相談体制、質の高い教育環境を整備することで、子どもたちの確かな学力と豊かな心、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成します。

また、生涯学習の分野においては、伝統文化を継承し、幅広い世代が継続的に学習できる機会や地域に参加する機会を提供するとともに、学習成果を地域に活かすことができる環境づくりに取り組みます。さらに、生涯スポーツの分野においては、子どもから高齢者まで、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で明るく生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

子どもから高齢者まで、だれもが学び、その学習成果が社会に還元される取組みを進め、地域の多様な社会資源がつながる、活気あるまちを目指します。

1. 地区からのまちづくりの展開

これからの人口減少・少子高齢社会においては、さまざまな社会的資源が限られてくるなか、それぞれの地区が人材、自然、文化、歴史などのさまざまな資源や特性を活かし、創意工夫を加えながら個性豊かで活力あふれたまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市の地区からのまちづくりは、コミュニティ区域を基本的な単位として進めますが、市民の意向を踏まえながら生活や活動の範囲を考慮し、柔軟な圏域を設定して展開します。

本計画の策定にあたり、地区におけるこれまでの取組みを踏まえ、市内13の地区において、さまざまな立場の委員で構成される「地区まちづくり会議」が令和元年度(2019年度)に設置されました。この会議では各地区において、複数回にわたり、活発な議論が交わされ、地区の「魅力(強み)」とあわせて「防災」「多世代交流」といった地域課題が多く挙げられました。この「地区まちづくり会議」で示された各地区の「魅力」を活かしながら、「地域課題」の解決に向け、地区からのまちづくりを積極的に展開します。

地区まちづくり会議

各地区の現況や課題を整理し、地区における目標や将来像等を検討するため、13地区において、「地区まちづくり会議」を開催しました。



地区の魅力って何だろう？
地区の新たな課題は？

地域で何ができるだろう？
支援が必要な取組みは何だろう？

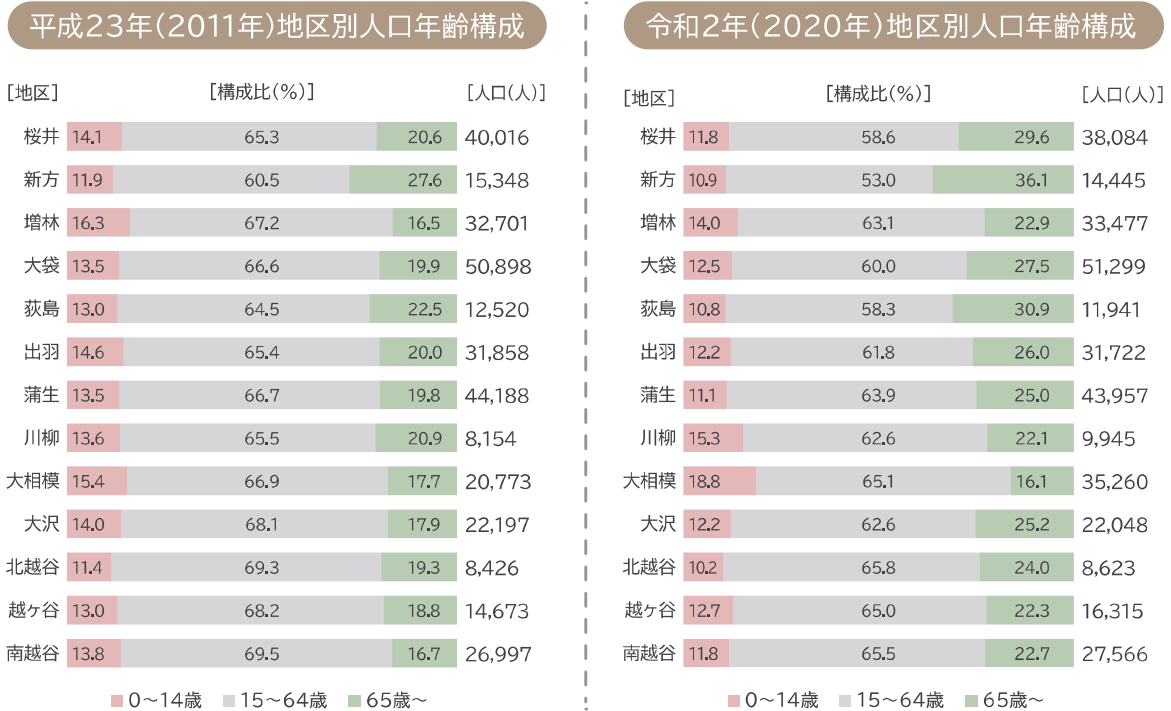


地区の将来像は？
こんなまちを目指そう！！



2. 地区別人口

地区別の人口年齢構成を比較すると、全体的に少子高齢化が進行しています。(ただし、川柳地区と大相模地区では、年少人口割合が増加し、大相模地区のみで、高齢者人口割合が減少しています。)

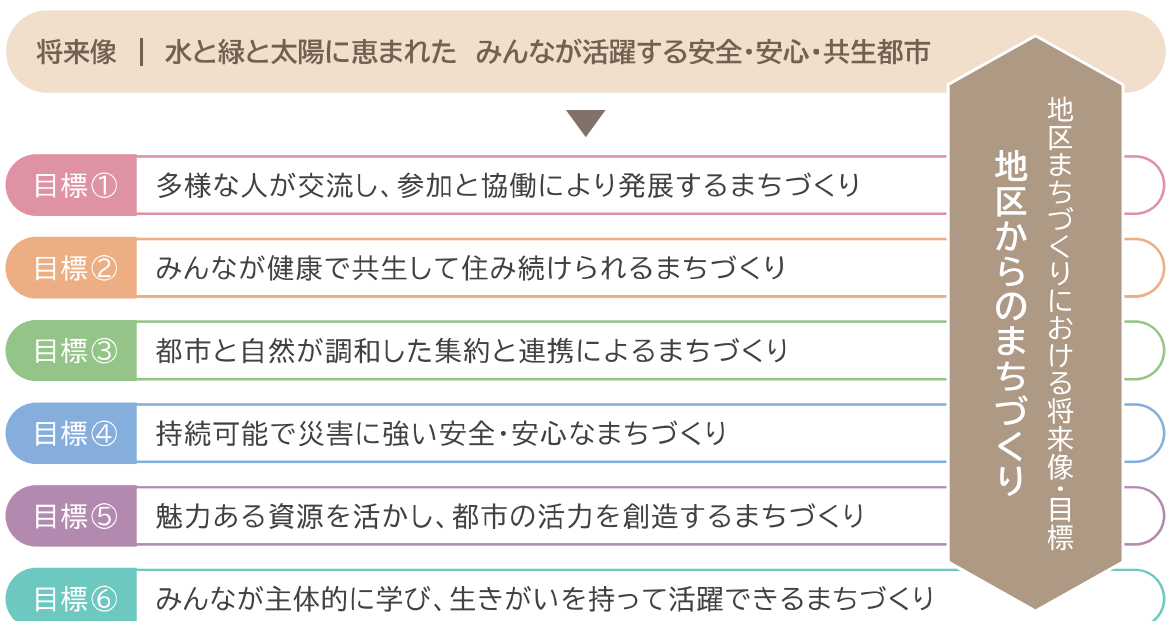


出典:住民基本台帳(各年4月1日現在)

3. 地区まちづくりの位置づけ

本市の将来像の実現に向けて掲げる6つの目標すべてに、地区の将来像や目標が関連しています。地区からのまちづくりは、地区のみならず、本市の将来像や目標の実現に向けて、市民の参加と協働により展開していきます。

◆まちづくりの目標と地区からのまちづくりの関係

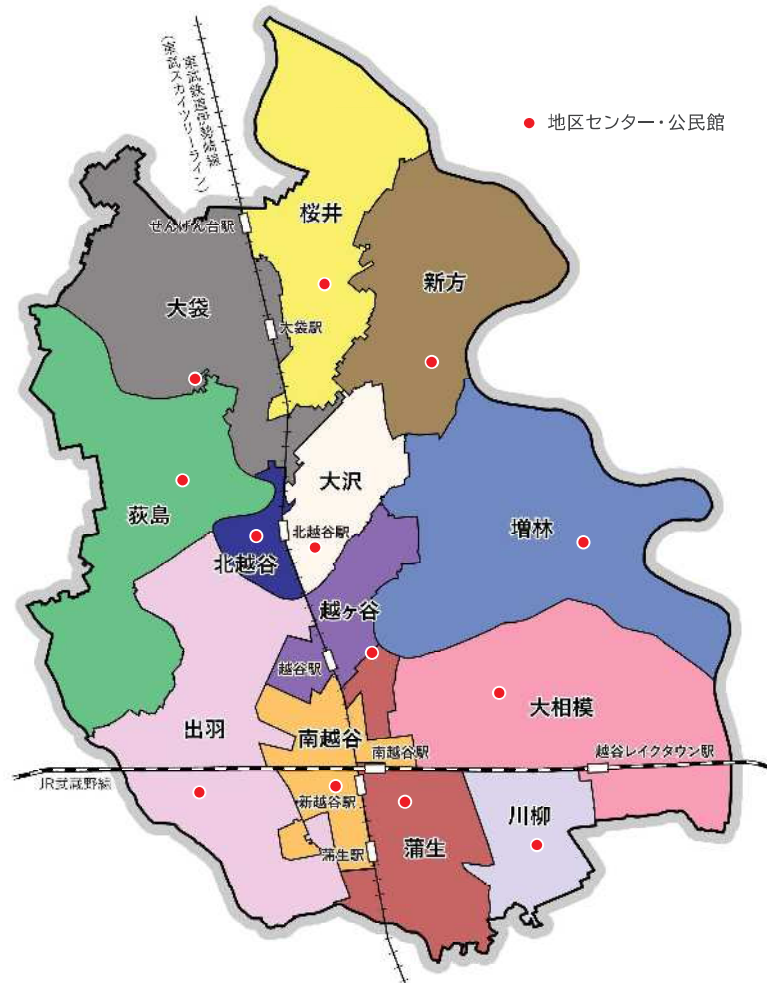


4. 地区の将来像

「地区の将来像」は、「地区まちづくり会議」において、地区の目指す姿を地区住民自らが描いたものです。今後、この「地区の将来像」のもと、さまざまな取組みを進めていきます。

地区区分	地区の将来像
桜井	憩える自然につつまれた、住みよいふれあいのまち桜井
新方	自然を生かし、安心して住めるふれあいのまち新方
増林	人と自然の共生、快適な街 ましばやし
大袋	梅かおる自然と共生する 学びとやすらぎのまち 大袋
荻島	利便性が高く、安心して暮らせるまち荻島
出羽	自然と文化の調和のとれた、心豊かなまちづくり
蒲生	緑豊かな 心ふれあう ふるさと蒲生
川柳	豊かな自然と郷土愛あふれる快適なまちづくり
大相模	ふれあい豊かな自然と歴史につつまれた安全で住みよい都市をめざして
大沢	活力とふれあい 歴史を尊び 新たな大沢へ
北越谷	愛してますか北越谷、心ふれあうまちづくり
越ヶ谷	活力ある中心市街地の形成と自然、歴史、文化の継承による魅力あるまちづくり
南越谷	みんなで 住みよいまちづくり 南越谷

◆地区区分図



桜井 地区

将来像

憩える自然につつまれた、 住みよいふれあいのまち桜井

1. 地区の現況と課題

【現況】

桜井地区は、子どもから高齢者まで世代を超えたコミュニティが形成され、地域における防犯・防災活動などのまちづくり活動にも積極的な地区です。ふれあいサロンの展開や地域における高齢者の生活支援など、世代を超えた支え合いの仕組みも構築されています。

地区内には、古利根川・新方川をはじめとした河川・水路など、身近な水辺が多く存在するとともに、住宅地に点在する屋敷林や平方自然観察林など豊かな緑にも恵まれ、これらは地域の特徴的な資源となっています。

こうした貴重な資源をはじめ、日光街道宿場町としての歴史や下間久里の獅子舞などの伝統文化を後世に受け継いでいくための取組みが求められています。

【課題】

地域を流れる河川・水路は、近年、水質低下が進み、台風や集中豪雨の際には水害の不安があります。また、地域の生活を支えてきた農業にも衰退が見られ、遊休農地や休耕田の活用など、地区の資源の活用や魅力のPRも課題となっています。

道路については、特に学校周辺の狭隘道路などの問題があり、整備が進む平方公園については、防災機能の充実のほか、少子高齢化に対応した多様な利用や早期完成が求められます。

今後も少子高齢化のさらなる進展が予想されるなか、新たな公共交通網整備の検討や地域と行政が連携した日常生活支援体制整備など、子どもから高齢者まで障がいのあるなしに関わらず生きがいをもって快適に暮らせる環境づくりが課題となっています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 暮らしの中に生きた緑と水と農を蘇らせ、身近な自然と共存するまちづくり
- 目標 2 防災力を高め、地域の連携と支え合いによる、安全で安心なまちづくり
- 目標 3 絆と連携を強め、誰もが生きがいを持って快適に暮らせるまちづくり
- 目標 4 歴史ある伝統を引き継ぎ、輝きのある文化と美しい景観を創造し、地域の魅力を発信するまちづくり



桜井地区ふれあい環境フェスタ



下間久里の獅子舞



新方 地区

将来像

自然を生かし、安心して住める ふれあいのまち新方

1. 地区の現況と課題

【現況】

新方地区は、大落古利根川や新方川、大吉調節池などの水辺に恵まれており、ホタルなどの昆虫が生息する環境が整っています。また、広大な田園風景や屋敷林などの豊かな自然環境は地区の大きな魅力のひとつであり、大吉調節池や野鳥の森といった憩いの場ではジョギングやウォーキングなどの健康づくりで利用する住民も多く見られます。

地区においては、県内で唯一現存し、市内を代表する民俗行事ともいえる「埼玉県指定無形民俗文化財 北川崎の虫追い」や新方フェスタといった伝統行事・イベントが活発に行われるとともに、地域コミュニティによる防犯パトロールなどの見守り活動やクリーン作戦などの環境美化活動にも積極的に取り組んでいます。

【課題】

新方川からの浸水被害などに対する災害対策が求められており、特に、市街化区域側の避難場所・避難路の確保は喫緊の課題となっています。また、地区内には道路幅員が狭い生活道路も多く、特に子どもや高齢者の安全性を確保する必要があります。

地区においては、大半が市街化調整区域であり、高齢化も進展していることから、駅や主要な施設等への移動手段の確保に向けた取組みを進めていく必要があります。

また、地域コミュニティにおいても、子どもや若者の参加促進とともに、多世代が交流できる地域活動の工夫が必要です。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 防災・防犯対策に重点を置いた地域づくり
- 目標 2 地区の伝統行事やイベントを通じた多世代の交流づくり
- 目標 3 地域の交通利便性の向上と健康のため、快適に歩くことのできる道路環境づくり
- 目標 4 豊かな自然・田園・水辺環境を生かした魅力ある憩いの場づくり



コミュニティ農園でのさつまいも掘り



新方地区文化祭



増林 地区

将来像

人と自然の共生、快適な街 ましばやし

1. 地区の現況と課題

【現況】

増林地区では、「ときめきチャレンジましばやし」や「かかしまつり」等のコミュニティ活動が活発に行われ、地域の結束力が高まっています。

地区内を流れる元荒川や新方川などの河川では、桜並木や緑道が整備され、美しい水辺空間を形成しています。また、屋敷林や農地が多く残っており、田園地帯の一角では、毎年田んぼアートが行われており、稲穂が実る秋には集まる人々の目を楽しませています。

地区内には、公園や医療・保健施設、文化・体育施設など、多くの公共施設があり、住みやすい街並みが形成されているため、定住志向が高い傾向にあります。

【課題】

コミュニティ活動が盛んである一方、自治会の加入率や若い世代の交流が低下傾向にあるため、さまざまな世代が交流できるコミュニティの推進や、地域の活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

農業従事者の高齢化や後継者不足の影響により、農地の保全が大きな課題となっているため、農地等を活用する仕組みづくりを検討する必要があります。

地区内の公共施設のさらなる利便性の向上のため、施設周辺の駐車場や道路の整備、公共交通の充実が求められています。

また、安心・安全で快適な住環境を守るため、防災・防犯対策や歩道整備、交通渋滞対策などの道路環境の整備が課題となっています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 みんなで支えあう、活発なコミュニティづくり
- 目標 2 増林らしい自然豊かな景観づくり
- 目標 3 誰もが安全・安心・快適に暮らせる生活環境づくり
- 目標 4 安全・快適に移動できる道路環境づくり



ときめきチャレンジましばやし



彼岸花の植栽(四季の里運営協議会)



大袋 地区

将来像

梅かおる自然と共生する 学びとやすらぎのまち 大袋

1. 地区の現況と課題

【現況】

大袋地区には鴨場や梅林公園、野鳥が生息する元荒川や新方川など、魅力的で特色のある景観があり、農地や屋敷林をはじめ多くの緑地も残されています。これらの地域資源を守るため、地域のつながりを活用して草花を植えるなど、豊かな緑の創出に取り組んでいます。

また、大袋駅周辺のまちづくりや西大袋土地区画整理事業が進められており、さらなる地域の発展が期待できます。さらに、コミュニティ活動については、梅まつりや地域活動を中心に盛んに行われ、埼玉県立大学との連携も進められています。

【課題】

自然・水辺環境に恵まれているものの、緑や水と共生していくためには、農地の保全や元荒川、新方川の氾濫を防ぐための対策、災害に備えた地域の仕組みづくりが求められています。

また、空き家の増加や、大袋駅周辺における東武鉄道伊勢崎線により分断された東西の連結、大袋駅東口周辺の整備なども課題となっています。

コミュニティ活動が活発である一方、高齢化による担い手の減少や関心の希薄化が進んでおり、地域の住民が交流する機会や場所の充実が求められています。さらに、小中学校も多くあることから、埼玉県立大学の学生との連携や多世代交流の促進により、子どもたちを地域で育てていけるような環境が求められています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 四季折々の豊かなみどりとやすらぐ水辺があるまちづくり
- 目標 2 活発な住民の活動が支える安全・便利なまちづくり
- 目標 3 大袋の未来を拓くコミュニティづくり



越谷梅林公園



大袋のマスコットキャラクター「ウメブクロ」



荻島 地区

将来像

利便性が高く、 安心して暮らせるまち荻島

1. 地区の現況と課題

【現況】

荻島地区は、体育祭や夏祭りをはじめとする地域の行事において強い団結力を発揮するなど、住民どうしのつながりが強く、豊かなコミュニティが形成されています。また、地域内には文教大学があり、地域の行事に学生が参加するなど、大学・学生との交流も大きな特徴です。

代表的な地域の産業として、恵まれた水資源を背景に稲作を中心とした農業が営まれており、市内有数の米の生産地となっています。

また、祭りや田植え・稲刈り体験などを通して地域の文化が継承されています。

さらに、荻島小学校の第二グラウンドには、全都道府県の県木が植えられており、県民健康福祉村やしらこぼと運動公園などが整備されるなど、地域の住民に親しまれています。

【課題】

人口の減少と高齢化が進み、自治会などのコミュニティ活動に支障をきたしています。そのため、住民相互の交流を充実させるとともに、大学との交流を通じて地区の活性化を図るなど、若い世代が住み続けたいと思う環境づくりが必要です。

また、地区を代表する産業である農業については、農業従事者の高齢化や後継者不足、今後の農業経営のあり方などが課題となっており、遊休農地の有効利用や農業の魅力づくりを考えることはもとより、農地を守り、育てていく必要があります。

さらに、ごみ捨てや自転車通行といった生活上のルールやマナー、通学路の安全確保といった、暮らしの安全・安心に関わる取組みを進めていく必要があります。

地域の生活利便性をより高めるためには、幹線道路等の整備や歩行者が安心して利用できる道路整備を促進するとともに、公共交通網や公共施設の充実、地域の商業の活性化も求められます。

2. まちづくりの目標

目標 1 コミュニティ活動を通じて、安全・安心を目指すまちづくり

目標 2 農業を守り、育てるまちづくり

目標 3 豊かな自然や文化を活かしたまちづくり

目標 4 地域の利便性を高めるまちづくり



子ども農業体験



盆踊り大会



出羽 地区

将来像

自然と文化の調和のとれた、 心豊かなまちづくり

1. 地区の現況と課題

【現況】

出羽地区には、獅子舞や和太鼓などの伝統的な行事・文化、くわいや太郎兵衛もちなどの地元の農産物・特産品があるなど、地区独自の良さが残っています。また、出羽公園を中心に地区センター・公民館などの施設が集約されており、チューリップフェスタに象徴されるように、コミュニティ活動が活発に行われています。

地区内は、出羽堀・新川・元荒川・綾瀬川といった水辺環境に恵まれ、特に出羽堀は、歴史的にも価値のある用水であることから、昔からの雰囲気を残した親水空間を創出し、その活用によるコミュニティづくりに取り組んでいます。

【課題】

コミュニティ活動による地区の結束力は強いものの、自治会等役員の高齢化が進んでいることから、今後より一層地区のコミュニティを活性化していくため、世代を超えて交流できる仕組みづくりを進める必要があります。

また、国道4号やJR武蔵野線は、地区の分断要素となっており、JR武蔵野線を横断する道路の一部では排水不良の問題等もあります。地区のさらなる発展のためにも、JR武蔵野線の高架化やバスをはじめとする公共交通の充実など利便性の向上が望まれます。

さらに、地区には、良好な田園風景が残されていますが、農家の高齢化や後継者不足等により、農地を活用・保全するための方策が課題となっています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 地域・世代間交流活動の推進によるコミュニティづくり
- 目標 2 出羽堀・新川・元荒川・綾瀬川の親水空間の創出や地区の歴史・文化を継承するまちづくり
- 目標 3 地域の交流と定住につながる生活利便性の高いまちづくり
- 目標 4 身近な交流の場や道路の整備による安全・安心なまちづくり
- 目標 5 田園の保全と住宅地内の緑化の推進による出羽地区の景観づくり



出羽チューリップコミュニティフェスタ



中学校との協働によるパンジー植え

蒲生

地区

将来像

緑豊かな 心ふれあう ふるさと蒲生

1. 地区の現況と課題

【現況】

蒲生地区はJRの南越谷駅、東武鉄道の新越谷駅、蒲生駅という3つの駅を有し、地区内を走る主要幹線道路の整備も進むなど、交通の便に優れた環境にあります。また、公共施設や生活に必要な施設が充実するなど、良好な住環境が整っています。

こうしたことから、マンション等が増え、新たな人口の流入もあり、住民のライフスタイルは多様化していますが、自治会活動による人のつながりや、地区住民の多さを活かし、蒲生フェスティバルなどのコミュニティ活動も盛んに行われています。

【課題】

住民も多くコミュニティ活動も盛んな蒲生地区ですが、参加者や役員が高齢化しており、これまで以上に住民一丸となって、特に新規住民や若い人たちも参加しやすいコミュニティを積極的に作り上げていく仕組みが求められています。また、さらなるコミュニティ活動推進のため、蒲生地区としての一体感あるまちづくりに向けて、学区や地区境界の見直しを求める声もあります。

古くから発展してきた商店街が町のにぎわいの中心でしたが、以前ほどの活気がなくなっていることから、空き店舗の活用等、活性化に向けた取組みが求められています。

蒲生地区はこれまで、災害による大きな被害はありませんが、事故や犯罪、自然災害に対する日頃の備えが重要であることから、地区としても住民の安全を守る取組みが求められています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 あらゆる世代が交流する全員参加のまちづくり
- 目標 2 子どももまちもみんなで育む ほどよく“おせっかい”なまちづくり
- 目標 3 安全で安心して暮らせるまちづくり



三世代交流ふれあいハイキング



蒲生のマスコットキャラクター「がもピー」



川柳 地区

将来像

豊かな自然と郷土愛あふれる 快適なまちづくり

1. 地区の現況と課題

【現況】

川柳地区は、レイクタウンの整備により若い世代を中心に人口が増え、活気あふれる地区です。地区のコミュニティ活動が活発であるとともに、防犯防災への意識が高く、防犯パトロールや防災訓練等の地域活動が盛んに行われています。

また、老人福祉センターひのき荘は、高齢者の憩いと安らぎの場となるとともに、健康増進やいきがづくり等を目的にさまざまな交流が行われています。

地区内は大部分が市街化調整区域で豊かな田園環境や水路等の自然が残っています。また、教育施設が多く、文教地区となっています。

【課題】

さまざまなコミュニティ活動が行われ住民同士の交流が盛んですが、特にレイクタウン地域の新規住民と従前の住民とのより一層の交流が求められています。

地区内の豊かな自然や田園等の景観を残し、活用していく方策が必要とされているとともに、きれいで住みよい居住環境の形成のため、市街化調整区域の公共下水道の整備や、農業用水と生活排水の分離等の生活排水対策が求められています。

また、文教地区として、子どもたちの安全な通学路の整備を行っていくとともに、災害や犯罪・事故から地域住民の命を守るため、日頃から防災や防犯、交通安全等の取り組みを進めていくことが求められています。

このようなコミュニティ活動や教育、福祉、防災等の拠点となる地区センターは老朽化が進んでおり、耐震化等の対策も必要なことから、さまざまな機能を有した新たな地区の拠点としての整備が早急に求められています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 川柳の良さをさらに推進する新たな地域活動の拠点づくり
(新たな地区センターの整備)
- 目標 2 美しく住みやすい安全・快適な住環境づくり
- 目標 3 犯罪を未然に防ぐとともに、災害に強い地区づくり



川柳生き物調査



川柳地区夏祭り

大相模

地区

将来像

ふれあい豊かな自然と歴史につつまれた
安全で住みよい都市をめざして

1. 地区の現況と課題

【現況】

大相模地区では、「大相模まつり」をはじめ、「不動橋こいのぼりフェスティバル」や「ひまわりフェスタ」等のイベントや、スポーツ・レクリエーションを通じて、活発に住民どうしの交流を行っているとともに、地域での見守り活動や防犯パトロール等の活動にも取り組んでいます。

さらに、レイクタウンのまちびらきで、「越谷レイクタウン駅」が開業し、周辺に商業施設等が整備されたことにより、にぎわいをみせ、活気があふれています。その一方で、地区には、農地や屋敷林等の自然が多く残っており、河川や用水等の水辺環境や地域内から見える富士山は地区の景観の大きな特徴となっています。

【課題】

レイクタウンの整備により人口が増加しているため、今後は、レイクタウンの住民を含めた新たな住民や若者との連携により、地区住民が一体となり、地域コミュニティの融合・結束をより一層図っていく必要があります。また、レイクタウン周辺の渋滞が多くなっていることから、幹線道路整備等の渋滞緩和の取組みを進めていく必要があります。さらに、今後高齢化が見込まれることから、高齢者等が安心して住み続けることのできる地域づくりが求められます。

地区は河川と用水に囲まれた地形であることから、水害をはじめとした災害に強いまちづくりに向け、行政とともに取組みを進めていくことが重要です。

また、地区内の自然環境や景観資源を保全・活用するために、地域資源を活用したイベントの充実や農地の保全を図っていく必要があります。

2. まちづくりの目標

目標 1 地区住民・団体が一体となり、活発に交流・連携できる地域づくり

目標 2 快適に暮らせる安全・安心な生活環境づくり

目標 3 水と緑や古くからの歴史・文化を重視した魅力的なまちづくり



大相模ひまわりフェスタ



不動橋こいのぼりフェスティバル



大沢 地区

将来像

活力とふれあい 歴史を尊とつとび 新たな大沢へ

1. 地区の現況と課題

【現況】

古きよき歴史を継承する大沢地区では、キャンベルタウン公園をはじめ、地区内の公園を活用したイベントや、大沢ふれあいフェスタ、地区体育祭等、地区のコミュニティ活動が行われています。

安全・安心に暮らせるまちづくりとして、防災面では、大沢地区防災マップの全戸配布や、防災訓練の実施など、災害に備えた取り組みを行っています。防犯面では、各自治会やコミ協等によるパトロールや子どもの見守り活動など、地域の目を行き渡らせる犯罪防止に取り組んでいます。

地区内を流れる逆川沿いは、桜並木や遊歩道が整備され人々が憩える親水空間となっています。北越谷駅東口は、駅周辺が整備され、各方面へ向かうバスが運行するなど、生活しやすい環境にあります。

【課題】

シンボリック存在のキャンベルタウン公園をコミュニティの活動拠点として活用するとともに、体育館に複合的な機能を持たせることで、新たな交流の場が創出され、魅力あるまちづくりとコミュニティのさらなる活性化が期待されます。

また、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていくため、地区のコミュニティを中心とした、防災・防犯対策の強化が求められます。

地区内の高齢化が見込まれているため、逆川の遊歩道や公園等の自然資源を地域住民のふれあいの場や憩いの場、さらには健康づくりの場として活用する取り組みを進めていくとともに、快適に利用するための維持管理や環境整備の充実が望まれます。

暮らしやすいまちづくりを推進していくため、北越谷駅東口を中心とした交通網の充実や歩行者が安全に歩ける道路環境の整備も課題となっています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 地区独自のコミュニティを育て、支えあう環境・交流の場づくり
- 目標 2 防災・防犯対策による安全・安心に暮らせるまちづくり
- 目標 3 大沢の歴史を継承し、生きがいを感じて健康に暮らせるまちづくり
- 目標 4 便利で暮らしやすいまちにするための基盤づくり



大沢ふれあいフェスタ



大沢地区総合防災訓練



北越谷 地区

将来像

愛してますか北越谷、 心ふれあうまちづくり

1. 地区の現況と課題

【現況】

北越谷地区は、元気な高齢者が多く、住民どうしのまとまりがある地区です。防災や見守りに関する地域活動をはじめ、多くの交流活動に取り組んでいます。

地区内には、元荒川や桜並木など美しく貴重な環境資源を有しているほか、地区全体としてきれいな街並みを形成しており、特に北越谷駅前通りは、電柱地中化などにより良好な景観を有する空間となっています。

北越谷駅を中心に交通・生活利便性が高い地域であり、駅西口のさくら広場は、子どもたちの遊び場や住民の活動の場として親しまれています。

【課題】

地域活動が盛んである一方で、高齢者世代と子どもや学生などの若い世代との交流が希薄となっています。さまざまな世代が地域活動に参加しやすい仕組みづくりを検討するとともに、広場や公園などの利用価値を高め、交流機会を増やしていくことが必要です。

防災面については、元荒川の氾濫や、地区で起こる道路冠水など、水害への危機感が強くなっており、地区全体として対策に取り組む必要があります。

北越谷駅周辺の商店街については、地区住民の利用だけでなく、文教大学生を呼び込むなど、さらなる活性化を図る必要があります。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 子どもからお年寄りまで、活気とコミュニケーションの絶えないまちづくり
- 目標 2 防災対策や防犯活動に取り組み、安心して生活できるまちづくり
- 目標 3 元荒川と桜並木を中心とする、自然を身近に感じられるまちづくり
- 目標 4 さくら広場や商店街など北越谷駅周辺を活用した、にぎわいづくり
- 目標 5 歩行者にも配慮した交通環境整備による、快適な生活環境づくり



クリーン作戦・花いっぱい運動



北越谷地区体育祭



越ヶ谷 地区

将来像

活力ある中心市街地の形成と自然、歴史、文化の継承による魅力あるまちづくり

1. 地区の現況と課題

【現況】

越ヶ谷地区は、越谷駅や越谷市役所、中央市民会館など市内における主要な公共施設が多く集約されており、越谷市の中枢としての機能を果たしています。さらに、越谷駅の再開発により駅前環境が整備されたことで、利便性の向上や地域の活性化に貢献しています。

一方で、越ヶ谷秋まつりや日光道中(日光街道)沿いのまち並みなどは、地区の伝統ある歴史・文化であり、まつりの活性化や日光道中沿いの景観の整備に取り組み、次の世代に継承していくとともに、歴史・文化資源を活かした観光地としての魅力づくりに取り組んでいます。

また、地区に流れる元荒川の水辺環境や久伊豆神社の緑などの豊かな自然環境は、まちなかにある貴重な財産として市民に親しまれています。

【課題】

日光道中沿いの商店街には、蔵造りの建物などの歴史的なまち並みがある一方で、空き店舗が目立つなど、商店街の活性化が課題となっています。

地区内は、近年マンションなどが増え、住民どうしでの交流は少なく、自治会の加入者も減少していることから、ふれあい・交流機会を増やし、信頼し合える地域コミュニティを形成していくことが求められています。

また、近年大規模な震災が各地で発生しているなか、本地区においても災害が起きた時の被害を最小限に食い止めるための防災活動の充実が求められます。地区内には街路灯が少なく、治安上の不安もあることから、防犯面での対策も課題となっています。

2. まちづくりの目標

- 目標 1 越谷の顔として魅力と活力のあるまちづくり
- 目標 2 伝統ある歴史・文化をまちの魅力に繋げるまちづくり
- 目標 3 子どもから高齢者まで、多世代が交流するコミュニティづくり
- 目標 4 誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくり
- 目標 5 まちなかの豊かな自然環境を保全・活用したまちづくり



越ヶ谷コミ協まつり(ふれあいステージ)



越ヶ谷地区紅白玉入れ大会

南越谷

地区



将来像

みんなで 住みよいまちづくり 南越谷

1. 地区の現況と課題

【現況】

越谷市の中心的な市街地の一つであり、交通の要衝でもある本地区は、鉄道駅を中心として、充実した道路網や公共交通網を有し、子どもから高齢者まで、多くの住民が暮らし、行き交う、にぎわいある市街地が形成されています。

公園や公共施設も充実しており、住民の健康や学習、安全・安心を支えるための多様なコミュニティ活動が盛んに展開されています。

グリーンベルトや出羽掘などの地域資源も有しており、住民による花いっぱい活動などによって、潤いある水と緑の環境が形成されています。

【課題】

子どもから高齢者まで、幅広い年代が暮らす本地区では、世代間の意識の相違によるコミュニティの希薄化、住民の高齢化への対応、誰もが移動しやすい環境づくりが課題となっており、多世代を巻き込んだまちづくりの展開が求められています。

また、鉄道駅をはじめ、公園や公共施設などの充実した都市機能や、良好な水と緑資源を有する強みを活かし、地区のにぎわい創出や利便性の向上を図りながら、また、現状の市街地環境の適正管理や改善にも取り組みながら、住民や来訪者まで、誰にとっても安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

2. まちづくりの目標

目標 1 すべての世代がいつまでも続いていける仲間づくり

目標 2 にぎわいと健康・学習のまちづくり

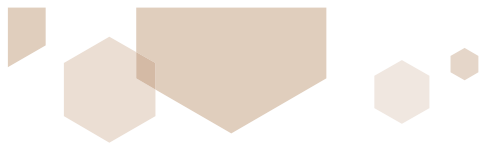
目標 3 環境豊かな 安全・安心のまちづくり

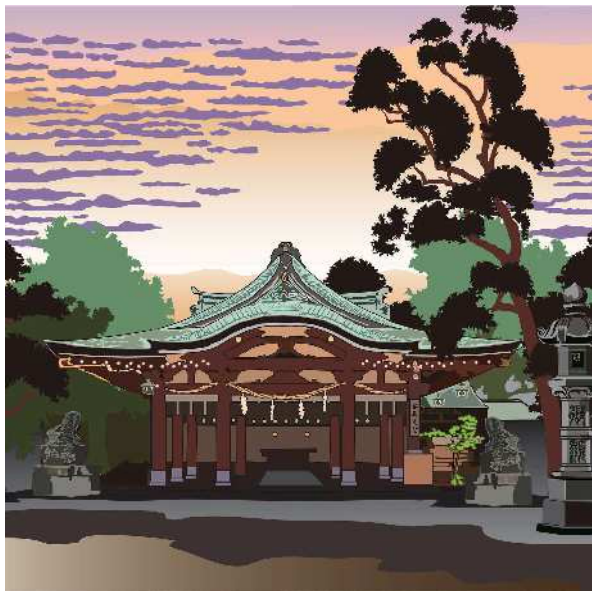


南越谷地区総合防災訓練



南越谷地区フェスティバル





水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する 安全・安心・共生都市

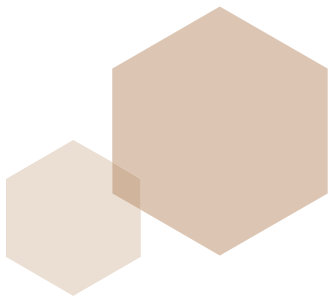
後期基本計画

令和8年度～令和12年度
(2026年度～2030年度)





第1章
計画の概要



Ⅲ. 後期基本計画

第1章

計画の概要

1. 計画の趣旨

後期基本計画は、第5次越谷市総合振興計画基本構想で示した本市の将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」を実現するための施策を体系化し、その方策を定めるものです。

2. 計画の構成

後期基本計画は、以下の4章で構成します。

第1章「計画の概要」は、本計画の趣旨や、構成、計画期間を示しています。

第2章「越谷市の今後の見通し」は、計画期間内の人口や財政の見通しを明らかにするものです。

第3章「分野別計画」は、施策を推進するうえで念頭に置く重要な視点として「推進ビジョン」を示すとともに、基本構想に掲げる「まちづくりの目標」の達成に向け、具体的な行政課題への対応を分野別に示しています。

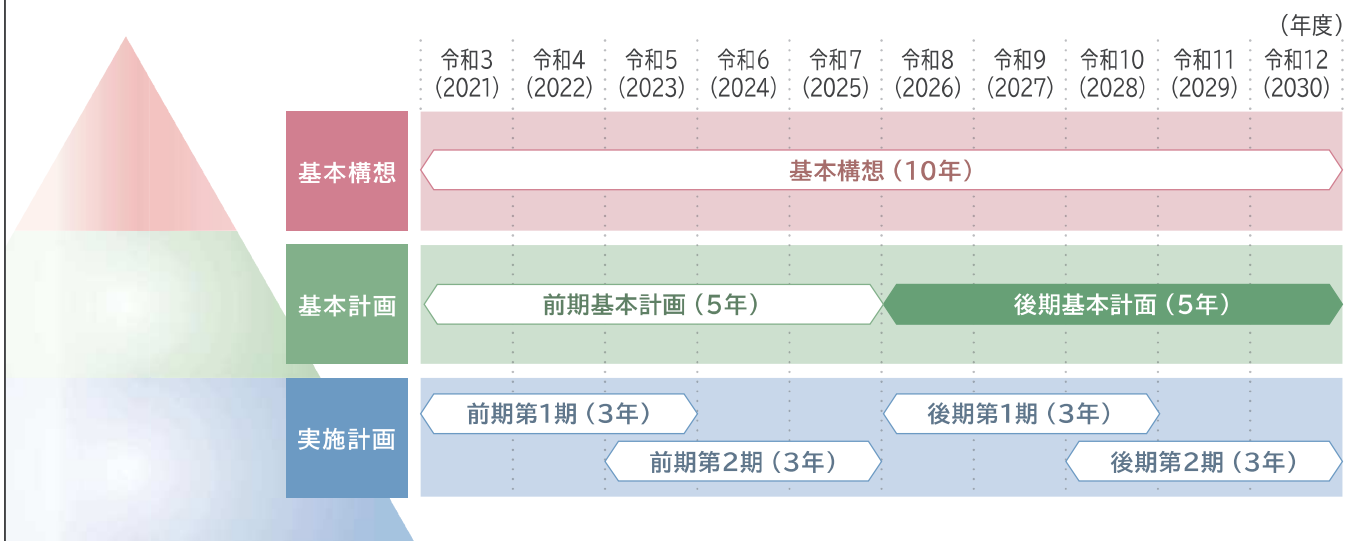
第4章「総合戦略」は、少子高齢化に的確に対応し、活力ある地域社会を実現するために取り組むべき施策を示しています。

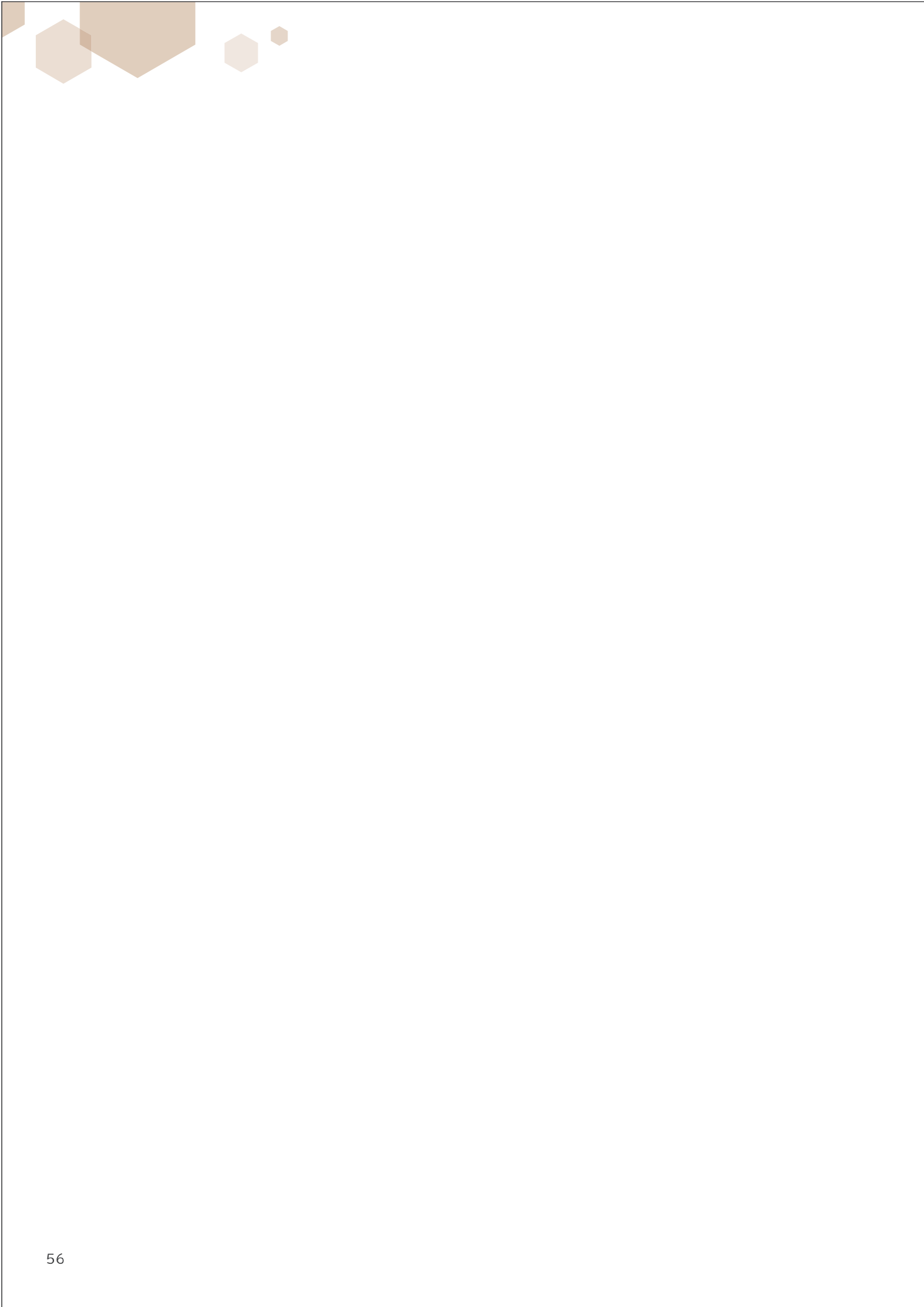
3. 計画の期間

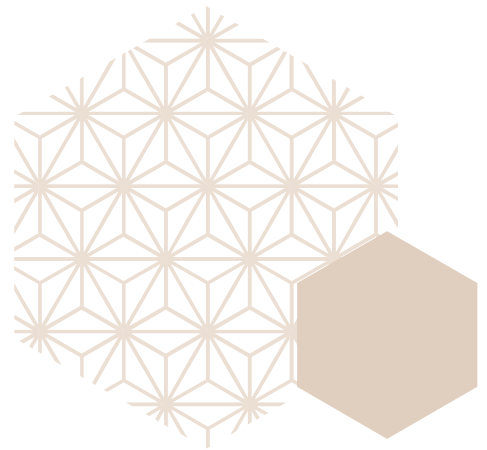
後期基本計画は、令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標とする5か年計画です。

将来像

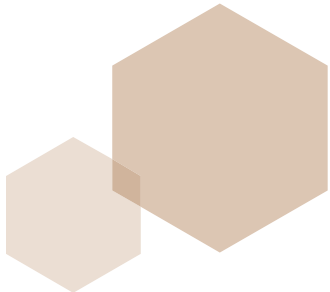
水と緑と太陽に恵まれた
みんなが活躍する安全・安心・共生都市







第2章
越谷市の
今後の見通し



第2章

越谷市の今後の見通し

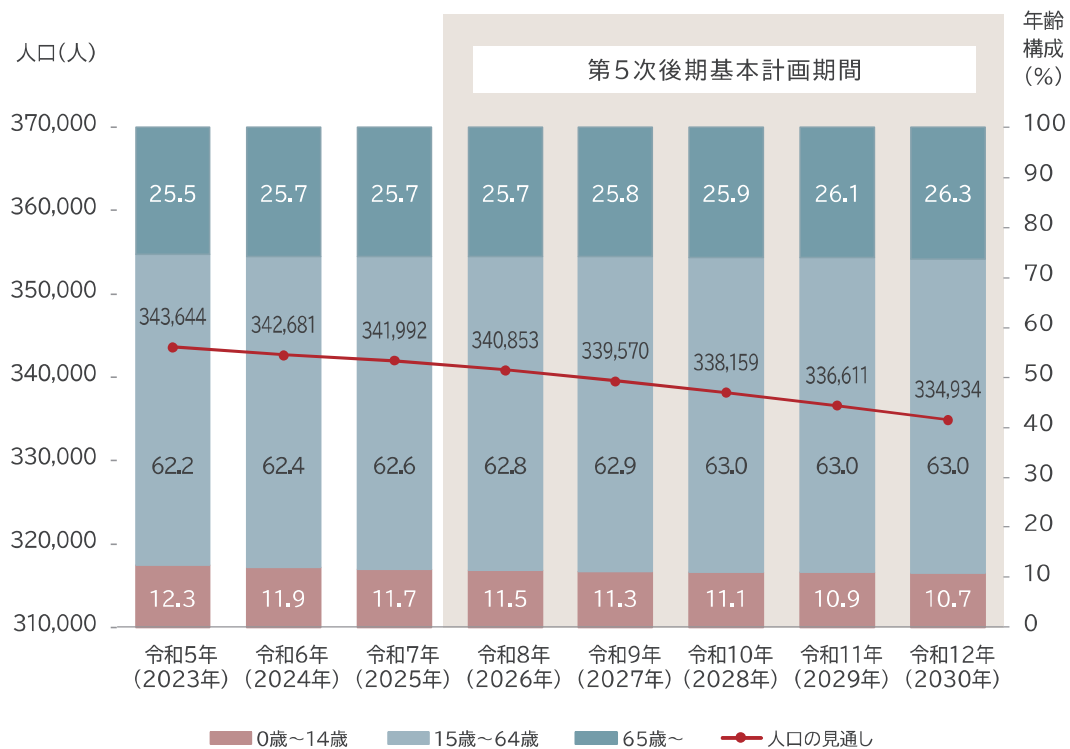
1. 人口推移

1 人口・年齢3区分別年齢構成の推移

本市の人口は令和7年(2025年)4月1日現在で341,992人となっており、減少傾向にあります。今後も、人口は減少していく見通しであり、令和12年(2030年)には、334,934人と約7,000人の減少が予想されます。

年齢3区分別の年齢構成をみると、0歳～14歳の割合は減少、15歳～64歳の割合はほぼ横ばいから微増で推移することが予想されます。65歳以上の割合は増加傾向が続くことが予想され、令和12年(2030年)の高齢化率は、26.3%となる見通しです。

人口の見通しと年齢3区分別の年齢構成(各年4月1日現在)

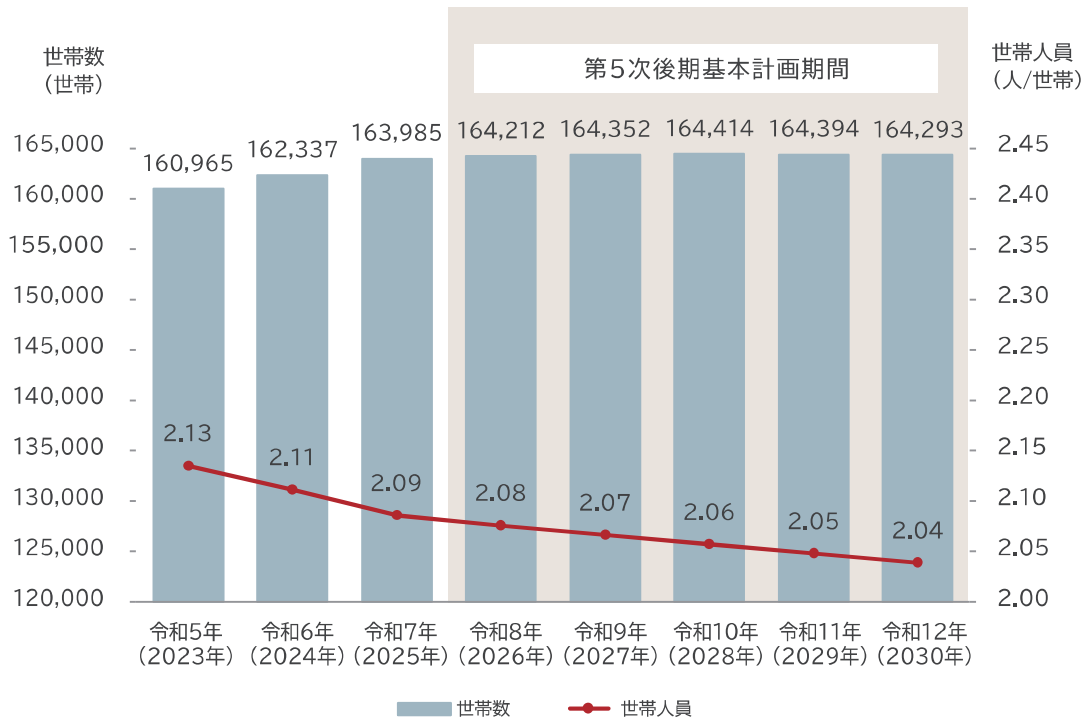


※令和7年(2025年)までは実績値
※住民基本台帳人口を基に、コーホート要因法を使用した推計

2 世帯数の推移

本市の世帯数は令和7年(2025年)4月1日現在で163,985世帯となっており、微増傾向にあります。令和10年(2028年)を境に減少に転じ、令和12年(2030年)には164,293世帯となる見通しです。

世帯数の見通し(各年4月1日現在)



※令和7年(2025年)までは実績値
 ※過去の傾向から世帯人員を推計し、人口の見通しを基に世帯数を算出

2. 財政予測

1 本市の財政状況

本市の歳入は、個人所得の増加などを背景に、自主財源の根幹である市税は緩やかな増加傾向にありますが、人口減少の局面を迎えるなかで、今後の見通しは、不透明な状況です。

一方、歳出は、事業の「選択と集中」により、限られた財源の効率的・効果的な配分に努めていますが、近年、急激に物価等が上昇するなかで、少子高齢化の進展などに伴う扶助費の増加をはじめ、頻発化・激甚化する自然災害への対応や、老朽化が進んでいる公共施設等の更新・維持管理が求められるなど、さらなる歳出の増加が想定されます。

このため、これまで以上に厳しい財政運営が見込まれるとともに、財政の硬直化が懸念されるところです。

2 本市の財政計画

財政計画は、各分野の現行制度を基本としながら、過去の歳入・歳出の実績に加え、策定時点において見込むことができる制度改正などの情報収集や分析を行い、さまざまな検討を加えて作成しています。

社会経済情勢が日々刻々と変化し、国の税制度や財政対策、各種制度がめまぐるしく改正されるなかで、将来の財政状況を見通すことは極めて難しい状況にありますが、財政計画の見通しのもと、健全財政の維持に努めるとともに、各種施策を効率的・効果的・横断的に推進し、基本構想に示す将来像の実現に向けて取り組みます。

また、計画の策定時点で見込むことができなかった法令改正や制度変更などについては、毎年度の予算編成を通じて、適時、的確に対応します。

◆一般会計歳入計画

(単位:百万円)

	R8	R9	R10	R11	R12
市 税	53,552	53,733	54,176	54,616	54,650
地方譲与税	678	678	678	678	678
利子割交付金	60	60	60	60	60
配当割交付金	414	421	426	431	436
株式等譲渡所得割交付金	414	421	426	431	436
法人事業税交付金	569	578	585	592	599
地方消費税交付金	8,737	9,026	9,287	9,546	9,802
地方特例交付金	636	640	640	640	640
地方交付税	9,240	9,620	9,820	10,010	10,210
交通安全対策特別交付金	35	35	35	35	35
分担金及び負担金	480	480	480	480	481
使用料及び手数料	1,626	1,627	1,627	1,627	1,627
国庫支出金	30,430	29,771	31,805	32,034	33,026
県支出金	10,492	10,526	11,397	11,569	11,958
財産収入	120	120	120	120	120
寄附金	200	200	200	200	200
繰入金	1,941	337	282	282	282
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
市 債	9,852	4,614	5,873	4,885	5,008
計	133,126	126,537	131,567	131,886	133,898

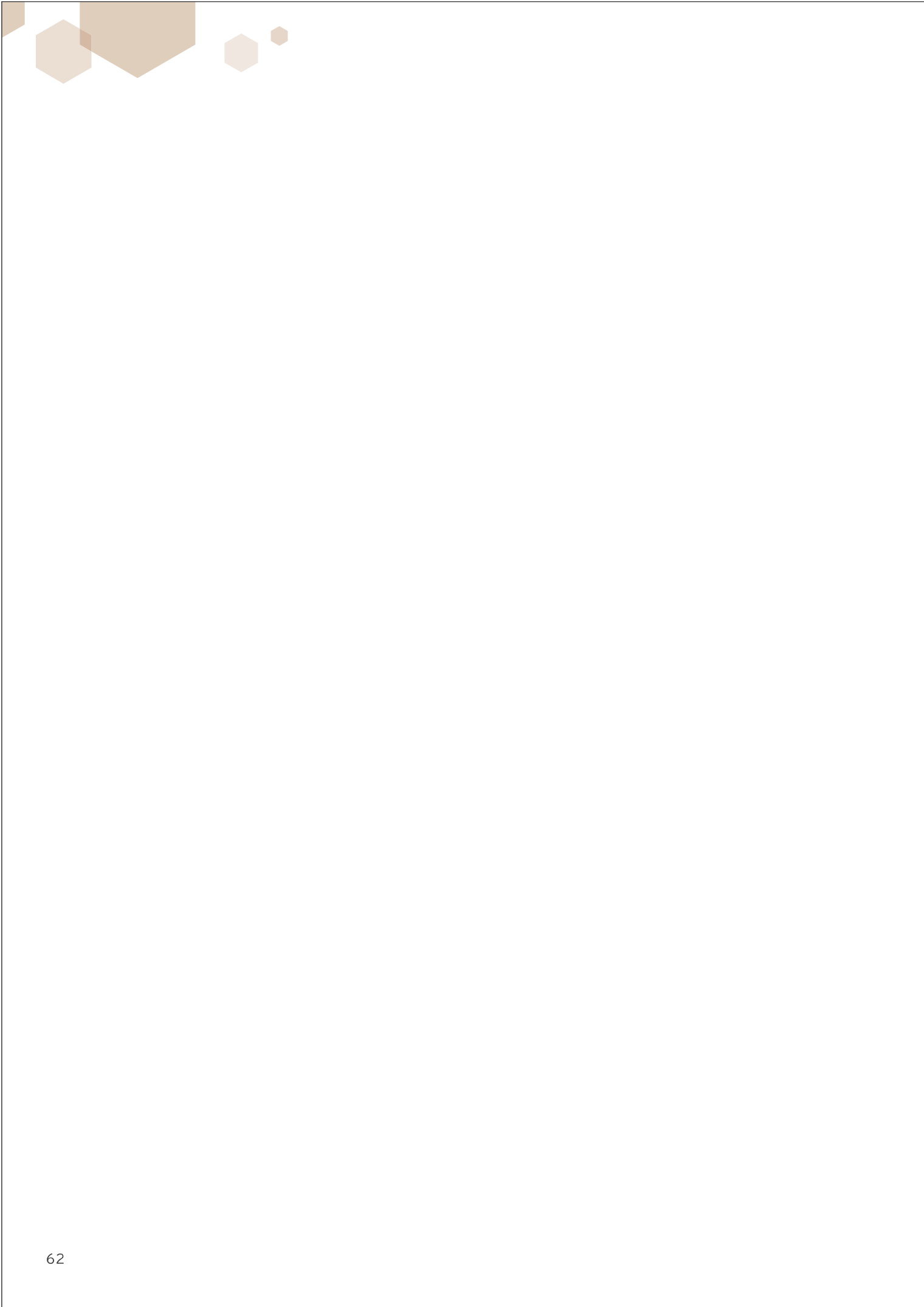
令和8年(2026年)1月末日時点での推計値

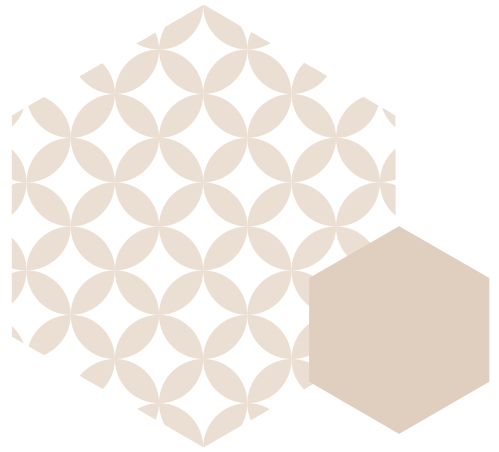
◆一般会計歳出計画

(単位:百万円)

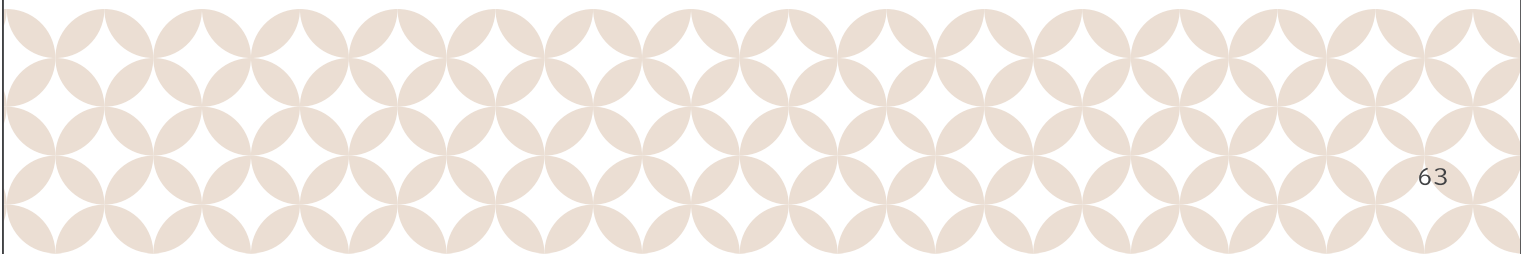
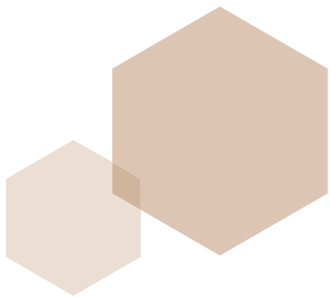
	R8	R9	R10	R11	R12
人件費	22,815	23,180	23,528	23,857	24,167
扶助費	43,110	43,809	44,933	46,174	47,522
公債費	8,421	9,507	9,950	9,990	9,933
物件費	21,792	20,411	20,663	20,924	21,188
維持補修費	450	450	450	450	450
補助費等	12,754	12,865	13,067	13,095	13,072
繰出金	8,233	8,428	8,632	8,821	9,039
投資及び出資金・貸付金	129	129	129	129	129
積立金	0	0	0	0	0
普通建設事業費(投資的経費)	15,422	7,758	10,215	8,446	8,398
計	133,126	126,537	131,567	131,886	133,898

令和8年(2026年)1月末日時点での推計値





第3章
分野別計画



1. 推進ビジョン（施策を推進するうえで念頭に置く重要な視点）

人口減少・少子高齢社会が到来し、また、社会・経済情勢の急激な変化や人々の価値観の多様化などにより、行政を取り巻くさまざまな課題が顕在化してきています。

こうしたなか、基本構想に掲げる6つの「まちづくりの目標」を達成するために、地区まちづくり会議や市民懇談会、若者まちづくり懇談会などを通じて提言のあった市民意見等を整理し、今後、5年間の施策を推進するうえで念頭に置く重要な4つの視点を「推進ビジョン」として掲げ、だれもが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めていきます。

視点1 危機管理

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登半島地震や、本市における令和5年(2023年)6月の台風第2号による浸水被害など、近年、各地で自然災害が頻発し、激甚化しています。また、金利や物価の変動などの経済動向も自治体に与える影響は少なくありません。

このような不測の事態に的確に対応するとともに、行政サービスを安定的に提供できるよう、平常時から「危機管理」の視点をもって備えることが求められています。

視点2 地域脱炭素

近年の、水害・土砂災害等をもたらす豪雨が頻発する背景には、地球温暖化等に起因する気候変動の影響があるとされています。

そこで、本市としても地域レベルでの温暖化対策に取り組んでいくため、公共施設の温室効果ガスの排出量削減などのもとより、市民、企業等と一体となった「地域脱炭素」の視点で各施策を進めていくことが求められています。

視点3 デジタル化

日本の総人口は平成20年(2008年)にピークを迎えたのち、人口減少・少子化が進行しており、本市においても、令和3年(2021年)をピークに人口減少局面に入りました。

このような状況のなか、持続的に利便性の高い行政サービスを提供していくためには、積極的な行政の「デジタル化」により、限られた財源や人的資源を効率的に活用し、すべての市民が簡単に行政にアクセスでき、そのサービスを楽しむことができる仕組みづくりが求められています。

視点4 インクルージョン(包摂性)

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、こども・若者、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる主体が地域の活力としてまちづくりを担っていくことが望まれます。

そのためには、すべての人の多様性が受け入れられ、地域社会の一員として、安心して暮らしていくことができる「インクルージョン(包摂性)」のあるまちであり続ける必要があります。

※ 「ビジョン」という用語は、本来は「展望」や「見通し」などを意味するものですが、本章においては、施策を推進するうえで念頭に置く「重要な視点」として用いています。

水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市

実現

基本構想

- | | |
|--|--|
| <p>目標① 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり</p> <p>目標② みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり</p> <p>目標③ 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり</p> | <p>目標④ 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり</p> <p>目標⑤ 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり</p> <p>目標⑥ みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり</p> |
|--|--|

危機管理の視点

あらゆる危機に直面しても的確に対応し、必要な行政サービスを継続できる備えができていますか

市民意見等の分析結果

全世代からの関心が高く、「災害対策」「安心・安全なまちづくり」が共通の重要課題として確認された。

地域脱炭素の視点

地域の脱炭素を考慮した事業内容になっているか

市民意見等の分析結果

越谷の自然や景観、生活環境を美しい状態で守っていくことを重視した意見が多く、環境配慮や持続可能性への注目度が高かった。

推進

デジタル化の視点

デジタル要素を取り入れ、市民にとって利便性の高い行政サービスとしているか

市民意見等の分析結果

若者を中心に多くの世代で「デジタル技術活用」に関心を集めており、「デジタル化」による行政サービスの利便性の向上を望む意見が多く挙げられた。

インクルージョン(包摂性)の視点

多様な主体を受け入れ、まちづくりに参加・協働できる環境を整えているか

市民意見等の分析結果

世代間交流や異文化交流など、持続可能なまちづくりのために、包摂性を重視する意見が挙げられた。特に、地域内での世代間交流に関心を寄せている若者からの意見が目立った。

施策・取組み [分野別計画]

2. 施策体系図

〔大綱〕

【目標①】
多様な人が交流し、
参加と協働により
発展するまちづくり

【目標②】
みんなが健康で
共生して
住み続けられる
まちづくり

【目標③】
都市と自然が調和した
集約と連携による
まちづくり

【目標④】
持続可能で災害に
強い安全・安心な
まちづくり

【目標⑤】
魅力ある資源を
活かし、都市の活力を
創造するまちづくり

【目標⑥】
みんなが主体的に学び、
生きがいを持って
活躍できるまちづくり

〔大項目〕

1-1 市民参加と協働による市政を推進する

1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する

1-3 持続可能な都市経営を推進する

2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

2-2 市民の健康づくりを進め、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる

2-3 みんなで子ども・若者の現在(いま)と未来を応援(サポート)し、輝くまちをつくる

2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる

2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる

3-2 地域を支える道路をつくる

3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる

3-4 安全で良好な水環境をつくる

3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる

4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる

4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる

4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る

5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする

5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる

5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる

6-1 生きる力を育む学校教育を推進する

6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

【中項目】

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 111 市政への市民参加を進める | 112 市民との協働のまちづくりを進める |
| 113 情報を提供し、市民との共有を図る | |
| 121 相手を思いやる人権意識を高める | 122 人権教育を進める |
| 123 男女共同参画社会を進める | 124 多文化共生と国際交流を進める |
| 125 平和を愛する心を継承する | |
| 131 効率的かつ効果的な行政運営を進める | 132 行財政運営の健全化を進める |
| 211 多様な主体が活躍できる環境の充実を図る | 212 包括的な支援体制の充実を図る |
| 221 市民の健康づくりを進める | 222 地域医療体制の充実を図る |
| 223 保健衛生体制の充実を図る | |
| 231 こども・若者の権利と安全を守る | 232 親と子の健康づくりに取り組む |
| 233 こどもと子育て家庭を支える | 234 こども・若者を地域全体で育む |
| 241 障がいの早期発見と療育環境を整える | 242 生活の質の向上を支援し、社会的自立を促進する |
| 243 地域での生活を支え、日常生活の充実を図る | 244 安心して外出するための円滑な移動を支援し、社会参加を促進する |
| 251 生きがいづくりを支援する | 252 住民主体の介護予防を進める |
| 253 認知症の人にやさしい地域をつくる | 254 高齢者を支える環境をつくる |
| 255 介護保険制度の維持・充実を図る | |
| 261 生活に困窮している方々へのサポート体制の充実に努める | |
| 262 医療保険制度の維持・充実を図る | 263 安定した生活が送れるよう年金制度の利用を支援する |
| 311 メリハリのある土地利用を進める | 312 活気ある市街地を整備する |
| 313 身近で親しみのある景観をつくる | 314 公共交通の維持・充実を図る |
| 321 道路の整備を図る | 322 道路・水路の管理を図る |
| 331 身近な緑を守り育てる | 332 だれもが利用しやすく安全な公園をつくる |
| 333 水辺を活かした快適な空間をつくる | |
| 341 水害に強いまちづくりを進める | |
| 342 水質の保全と安全な水の確保により快適な生活環境を整える | |
| 351 安心して暮らせる住まいづくりを支援する | 352 住宅ストックの有効活用と快適な住宅環境の実現を図る |
| 411 気候変動対策を進める | 412 地域の効率的な資源循環を進める |
| 413 自然・人が共生する社会をつくる | 414 安全・安心な生活環境づくりを進める |
| 421 危機管理対策の充実を図る | 422 災害対策を進める |
| 423 地域の防犯力を高める | 424 交通安全の充実を図る |
| 425 消費者の自立を支援し、消費者意識の高揚を図る | |
| 431 火災を予防する活動の充実を図る | 432 消防力の充実・強化を図る |
| 433 救急体制の充実・強化を図る | 434 消防団の充実・強化を図る |
| 511 地域産業の持続的発展を支援する | 512 新たな産業を創出する |
| 513 魅力ある商業の振興を図る | 514 魅力ある工業の振興を図る |
| 521 地域の魅力の発信と都市のブランドの構築でまちの総合力を高める | |
| 522 にぎわいを創出し地域経済の循環を促進する | |
| 531 越谷農業の強みを活かした農業経営を追求する | 532 立地特性に応じて農地を保全・活用する |
| 533 持続的に農業経営を担う人材を育成する | 534 消費者が農業を支える仕組みをつくる |
| 541 就業支援の充実と労働環境の向上を図る | |
| 611 9年間を見通した越谷教育を推進する | 612 確かな学力を育む |
| 613 豊かな心を育む | 614 健やかな体を育む |
| 615 自立する力を育む | 616 質の高い教育環境を整備する |
| 621 生涯にわたる学びを進める | |
| 622 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する | |
| 631 健康ライフスタイルづくりを支援する | |
| 632 スポーツ・レクリエーション活動を支援する | |

3. 分野別計画の見方

めざす姿

<大項目>ごとに、計画の最終年である「5年後」にめざす姿を示します
このめざす姿の達成に向けて、<中項目>に掲げる施策の方向性に基づいた取組みを進めていきます

1-1 市民参加と協働による市政を推進する

めざす姿(5年後の状態)

**市政情報の積極的な公開・提供・共有が進み、
より多くの市民が主体的に市政やまちづくりに参加している**

市が保有する情報の積極的な公開・提供により、行政への理解や信頼を深めるとともに、広報紙、ソーシャルメディア等の多様な情報発信媒体を活用して市政情報を発信することで、市政への参加・協働を促します。

また、地域コミュニティ活動への支援を通じて、市民活動の重要性や市民個人の社会的役割への理解を深めることにより、より多くの市民が主体的に市政やまちづくりにかかわるまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
広報こしがや等の情報が役に立ったと思う市民の割合	63.3%	70%
【説明】 市政世論調査で、広報こしがや等の情報が役に立ったと回答した市民の割合について、70%を目標とする。		
まちづくりへ参加したいと思う市民の割合	36.8%	60%
【説明】 市政世論調査で、まちづくりに参加したいと回答した市民の割合について、60%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市情報化推進計画(2026)(令和8~12年度)
- 越谷市シティプロモーションアクションプラン(令和6~12年度)

関連計画

計画期間中に関連する市の計画を示します

めざす姿に関連する達成指標

<大項目>のめざす姿が達成されたかどうかを客観的・定量的に測ることができる指標を設定し、現状値と計画最終年度における目標値を示します

現状

<大項目>のめざす姿や施策の方向性、取組みの前提となる市の現状を示します

代表的なSDGs

<大項目>ごとに関連する代表的なSDGsを記載しています

代表的なSDGs



現状

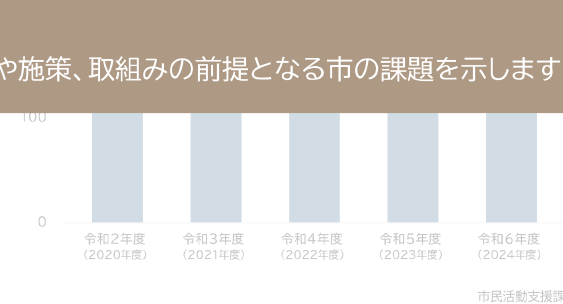
- 少子高齢化の進行など、社会情勢の変化を背景に、市民ニーズが複雑・多様化しています。
- 地域課題の解決にあたっては、市民と行政の役割分担を明確にし、市民に対して主体的な取組みを求めていく必要があります。
- 近年の選挙の投票率や自治会加入率の低下などにみられるように、市民の市政やまちづくりに対する興味や関心が低くなっています。
- 価値観の多様化や個人化により、情報の発信方法や入手方法が変化しています。

課題

- 複雑・多様化した市民ニーズにきめ細かに対応するためには、持続可能な行政施策の推進とともに、担い手となる市民の市政参加と協働によるまちづくりが求められます。
- 市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進めるために、市民ニーズや地域コミュニティ組織の課題の把握に努め、本市の地域特性に応じた施策を展開する必要があります。
- 情報発信媒体の特性にあわせて情報を発信し、ソーシャルメディア等を戦略的に運用していく必要があります。

市民活動支援センター登録団体数

(団体) (各年度3月末日現在)



課題

<大項目>のめざす姿や施策、取組みの前提となる市の課題を示します

Ⅲ・後期基本計画【第3章】

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

大綱6

▶▶▶▶ 施策の方向性

<大項目>をさらに細分化した<中項目>を立て、めざす姿を達成するための施策の方向性を示します

▶▶▶▶ 施策の方向性

111 市政への市民参加を進める

● 幅広い市民参加の機会の拡充

市民が主人公のまちづくりを進めるため、市政への参加機会の拡充に努めるとともに、市民の市政に対する興味・関心がさらに高まるよう取り組みます。

● 多様な市民参加制度の整備

政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となるよう審議会等への参加、パブリックコメント(意見公募手続)等の制度を有効に活用するとともに、「ホンネ de こしがや～市長と話そう越谷の未来!～」(市長と市民による懇談会)、市政世論調査、説明会、ワークショップなどを効果的に実施し、多くの市民が市政に参加しやすい環境を整備します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
懇談会・ワークショップ等の参加者数	累計1,494人	累計4,300人
【説明】 市が実施する懇談会・ワークショップ等の参加者数について、累計4,300人を目標とする。(令和3年度からの累計)		

112 市民との協働のまちづくりを進める

● 地域コミュニティの活性化

地域の魅力を高めるため、地域活動*に対する市民意識の醸成や担い手の育成・支援などに注力し、協働のまちづくりを推進します。また、地域の拠点施設である集会施設の整備支援や有効活用を推進します。

● 市民活動の促進

市民活動の拠点となる市民活動支援センターや地区センター・公民館等をより効果的に活用し、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人など地域のさまざまな主体が集い、活動できる環境を整備します。

<中項目>で掲げた施策の方向性に基づく具体的な取組みを示します

▶▶▶▶ 活動指標

行政の取組みの進捗よくを測る指標を設定し、現状値と目標値を示します
 取組みの成果は、前ページの達成指標にて測ります
 【累計】これまでの実績を合計しています
 【年間】1年間の実績を合計しています

	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市民活動支援センター・地区センター・公民館等	累計9施設	累計11施設
【説明】 地域活動の拠点施設として、大袋および川柳地区センター・公民館の2施設を整備し、累計11施設とすることを目標とする。		
市民活動支援センター・地区センター・公民館等	累計9施設	累計11施設
【説明】 13地区および全市コミュニティ推進協議会が助成金を活用し実施した新規事業および拡充事業について、年間20事業を目標とする。		
新規事業・拡充事業	累計20事業	累計20事業

SDGsとは…

SDGsは、2030年に向けた国際的な開発目標で、貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などのさまざまな世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための世界共通の17の目標(ゴール)です。

SDGsの17のゴール



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



10 人や国の不平等をなくそう
各国内および各国間の不平等を是正する



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る

出典：国連広報センター公開資料



【大綱1】

多様な人が交流し、 参加と協働により発展する まちづくり

(市民、人権、行財政運営など)

- 1-1 市民参加と協働による市政を推進する
- 1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する
- 1-3 持続可能な都市経営を推進する

1-1 市民参加と協働による市政を推進する

めざす姿(5年後の状態)

市政情報の積極的な公開・提供・共有が進み、 より多くの市民が主体的に市政やまちづくりに参加している

市が保有する情報の積極的な公開・提供により、行政への理解や信頼を深めるとともに、広報紙、ソーシャルメディア等の多様な情報発信媒体を活用して市政情報を発信することで、市政への参加・協働を促します。

また、地域コミュニティ活動への支援を通じて、市民活動の重要性や市民個人の社会的役割への理解を深めることにより、より多くの市民が主体的に市政やまちづくりにかかわるまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
広報こしがや等の情報が役に立ったと思う市民の割合	63.3%	70%
【説明】 市政世論調査で、広報こしがや等の情報が役に立ったと回答した市民の割合について、70%を目標とする。		
まちづくりへ参加したいと思う市民の割合	36.8%	60%
【説明】 市政世論調査で、まちづくりに参加したいと回答した市民の割合について、60%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市情報化推進計画(2026)(令和8~12年度)
- 越谷市シティプロモーションアクションプラン(令和6~12年度)



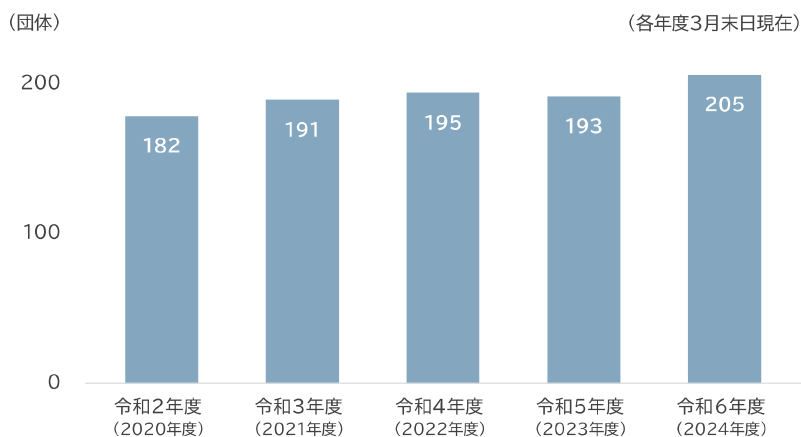
現状

- 少子高齢化の進行など、社会情勢の変化を背景に、市民ニーズが複雑・多様化しています。
- 地域課題の解決にあたっては、市民と行政の役割分担を明確にし、市民に対して主体的な取り組みを求めていく必要があります。
- 近年の選挙の投票率や自治会加入率の低下などにみられるように、市民の市政やまちづくりに対する興味や関心が低くなっています。
- 価値観の多様化や個人化により、情報の発信方法や入手方法が変化しています。

課題

- 複雑・多様化した市民ニーズにきめ細かに対応するためには、持続可能な行政施策の推進とともに、担い手となる市民の市政参加と協働によるまちづくりが求められます。
- 市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進めるために、市民ニーズや地域コミュニティ組織の課題の把握に努め、本市の地域特性に応じた施策を展開する必要があります。
- 情報発信媒体の特性にあわせて情報を発信し、ソーシャルメディア等を戦略的に運用していく必要があります。

市民活動支援センター登録団体数



市民活動支援課

➤➤➤ 施策の方向性

111 市政への市民参加を進める

● 幅広い市民参加の機会の拡充

市民が主人公のまちづくりを進めるため、市政への参加機会の拡充に努めるとともに、市民の市政に対する興味・関心がさらに高まるよう取り組みます。

● 多様な市民参加制度の整備

政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となるよう審議会等への参加、パブリックコメント(意見公募手続)等の制度を有効に活用するとともに、「ホンネ de こしがや～市長と話そう越谷の未来!～」(市長と市民による懇談会)、市政世論調査、説明会、ワークショップなどを効果的に実施し、多くの市民が市政に参加しやすい環境を整備します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
懇談会・ワークショップ等の参加者数	累計1,494人	累計4,300人
[説明] 市が実施する懇談会・ワークショップ等の参加者数について、累計4,300人を目標とする。(令和3年度からの累計)		

112 市民との協働のまちづくりを進める

● 地域コミュニティの活性化

地域の魅力と活力を向上させるため、自治会連合会やコミュニティ推進協議会と連携し、地域活動*に対する市民意識の醸成や担い手の育成・支援などに注力し、協働のまちづくりを推進します。また、地域の拠点施設である集会所の整備支援や有効活用を推進します。

● 市民活動の促進

市民活動の拠点となる市民活動支援センターや地区センター・公民館等をより効果的に活用し、子ども・若者、高齢者、障がい者、外国人など地域のさまざまな主体が集い、活動できる環境を整備し、ひいては地域におけるさまざまな活動主体の協働や連携を促進します。

● コミュニティ活動拠点の整備・管理運営

地区センター・公民館については、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域住民の意見等を踏まえながら計画的に整備を進め、充実した施設となるよう適切に管理・運営します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数	年間2事業	年間20事業
[説明] 13地区および全市コミュニティ推進協議会が助成金を活用し実施した新規事業および拡充事業について、年間20事業を目標とする。		
大型地区センター・公民館数	累計9施設	累計11施設
[説明] 地域活動の拠点施設として、大袋および川柳地区センター・公民館の2施設を整備し、累計11施設とすることを目標とする。		

113 情報を提供し、市民との共有を図る

● メディアの特性を活かした効果的な情報発信

広報紙、ソーシャルメディア等の多様な情報発信媒体の特性を活かし、情報を届けたいターゲットにあわせて効果的に発信し、市民に情報を届けます。

● 市政情報の公開

市政情報を積極的に公開・提供するとともに、情報公開制度および個人情報保護制度を適正・円滑に運営します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市民への情報発信件数	年間2,682件	年間3,000件
[説明] ソーシャルメディア等での情報発信について、年間3,000件を目標とする。		



協働フェスタ

※ 地域活動

住民が主体となり、地域のつながりや暮らしの向上等を目的とする活動。自治会活動・スポーツ・文化・福祉など幅広い活動を含む。

1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する

めざす姿(5年後の状態)

すべての人々の人権が尊重され、互いに認め合うことができる 平和で豊かな社会が実現している

年齢、性別、国籍や文化の違いを超え、多様な人々がお互いを認め合う人権を尊重した社会や、性別にかかわらず、すべての人々がその個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会*を推進します。

また、外国人市民*がさまざまな活動への参加を通じて交流を深め、多様性を育むことで、ともに社会の一員として生きていく多文化共生社会*の実現、さらに、市民一人ひとりが平和の尊さを実感し、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の大切さを語り継ぐことができる平和で豊かな社会を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
人権意識が高くなっていると感じる市民の割合	55.8% (令和7年度)	70%
〔説明〕市政世論調査で、一人ひとりの人権意識が10年前に比べて高くなっていると思うと回答した割合について、70%を目標とする。		
多文化共生事業の満足度	91% (令和6年度)	90%
〔説明〕多文化共生事業参加者へのアンケート調査で、多文化共生事業に満足していると回答した割合について、90%を維持することを目標とする。		

関連計画

- 第3次越谷市人権施策推進指針(令和3～12年度)
- 第4次越谷市男女共同参画計画(令和3～12年度)
- 第2次越谷市多文化共生推進プラン(令和8～12年度)
- 第4期越谷市教育振興基本計画(令和8～12年度)

※ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会を持ち、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会。

※ 外国人市民

日本国籍以外の国籍を有する市民、無国籍の市民、国籍が不明の市民、日本国籍を有し外国に文化的背景などのルーツを持つ市民。

※ 多文化共生社会

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていける社会。

※ さまざまな人権問題

①部落差別(同和問題) ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障がい者 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症患者等 ⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等 ⑪インターネットによる人権侵害 ⑫北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ⑬性的少数者 ⑭ホームレス ⑮人身取引 ⑯災害に起因する人権問題 ⑰自殺者とその遺族 ⑱ゲノム情報(遺伝情報)等



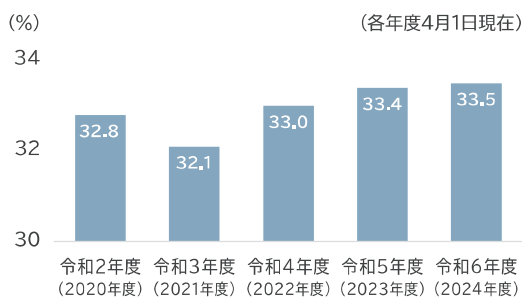
現状

- 部落差別をはじめさまざまな人権問題※が今も存在しており、性的少数者を取り巻く社会環境の変化など、問題が複雑・多様化するなかで、それぞれの人権問題に対する個別の法制化が進んでいます。
- 性別による固定的役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行が依然残っており、女性の社会参画や男性の家庭や地域への参画を進めるため、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境づくりが求められています。
- 少子高齢化の進行による人口の減少や外国人の受入拡大などにより、本市の総人口に占める外国人市民の割合が増加するなど、市民の一層の多様化が見込まれます。
- 世界の恒久平和実現は、人類共通の願いです。しかし、世界では、紛争やテロなどにより、今なお多くの人々が戦禍におびえる生活を強いられています。また、戦争体験者の高齢化により、体験談を聞く機会が減っているため、戦争の記憶の風化が懸念されています。

課題

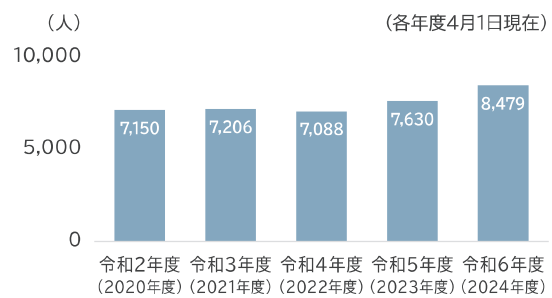
- 人権問題が複雑・多様化するなかで、一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権に配慮した行動がとれるよう人権教育、啓発を推進していくことが必要です。
- 性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することで自分らしく輝き、多様な生き方を認め合うことができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。
- 多くの外国人市民が暮らす本市においては、お互いの生活習慣や文化を認め合い、ともに地域社会の一員として生きていく多文化共生社会を実現することが重要です。
- 戦争の記憶を風化させないため、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを次の世代に引き継いでいく必要があります。

審議会等における女性委員の割合



人権・男女共同参画推進課

外国籍市民※人口



※日本国籍以外の国籍を有する者、無国籍及び国籍が不明の者

市民課

▶▶▶ 施策の方向性

121 相手を思いやる人権意識を高める

● 人権啓発活動・人権相談活動の充実

社会情勢の変化を踏まえ、すべての市民がかげがえのない一人の人間として尊重され、平和で平等な生活を送ることができるような人権尊重社会の実現に向けて、関係機関と連携し、人権意識の高揚を図るための人権教育、啓発に関するさまざまな施策を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
職員向け人権啓発研修における理解度	87.9%	100%
[説明] 人権啓発研修参加者へのアンケート調査で、研修内容を理解できたと回答した参加者の割合について、100%を目標とする。		

122 人権教育を進める

● 学校教育における人権教育の推進

部落差別やインターネットによる人権侵害などに対する人権教育や情報モラル教育を推進し、人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育みます。

● 社会教育における人権教育の推進

人権教育については、部落差別をはじめ、外国人や性的少数者等に対する偏見・差別、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
人権教育研修会等の実施回数	年間9回	年間9回
[説明] 教職員の指導力向上を目的とした各種研修の実施回数について、年間9回を維持することを目標とする。		
人権教育に関する講座の参加者数	累計12,251人	累計36,000人
[説明] 人権に関する講座の参加者について、累計36,000人を目標とする。(令和3年度からの累計)		

123 男女共同参画社会を進める

● 男女共同参画社会形成のための意識啓発の推進

男女共同参画支援センターを拠点として、政策決定過程や就労分野における女性活躍のさらなる推進、仕事と家庭の両立など、家庭、学校、地域のあらゆる場面における固定的役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を積極的に展開していきます。

● 男女共同参画の推進を阻む暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)の被害者が速やかに支援機関につながるよう、相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関との連携強化を図りながら、相談体制の充実に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
審議会等における女性委員の割合	33.5%	40%
〔説明〕市の審議会等における女性登用の割合について、40%を目標とする。		
相談窓口案内カード等を設置する施設数	年間112か所	年間130か所
〔説明〕DV相談窓口の案内カード等を設置する市内公共施設、駅、ショッピングセンター等の施設数について、年間130か所を目標とする。		

124 多文化共生と国際交流を進める

● 多文化共生の推進

外国人市民家庭の増加を踏まえ、多言語による情報発信や行政サービスを充実させるとともに、関係団体と連携し、日本語学習機会の提供など外国人市民が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、市民の多様性を尊重する意識を育み、外国人市民をはじめすべての市民が安全・安心に暮らし、地域で活躍できる環境整備に努めます。

● 海外との交流の推進

国籍にかかわらず、市民間の交流機会の充実や、グローバル人材の育成に努めます。また、姉妹都市オーストラリア・キャンベルタウン市をはじめとした海外との幅広い視点を持った国際交流を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
多文化共生事業の参加者数	年間133人	年間2,700人
〔説明〕多文化共生事業への参加者について、年間2,700人を目標とする。		
姉妹都市交流事業の参加者数	年間30人	年間30人
〔説明〕市が実施する姉妹都市交流事業への参加者について、年間30人を維持することを目標とする。		

▶▶▶ 施策の方向性

125 平和を愛する心を継承する

● 平和に関する啓発の推進

「越谷市平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に対する市民の思いを深めるとともに、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを後世に伝える取組みを推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
平和事業参加者数	累計5,655人	累計19,000人
〔説明〕 平和展・平和講演会への来場者について、累計19,000人を目標とする。(令和3年度からの累計)		
平和事業への小中学生の参加者数	累計2,003人	累計7,000人
〔説明〕 平和事業への小中学生の参加者について、累計7,000人を目標とする。(令和3年度からの累計)		



市民まつりでの人権擁護委員啓発活動



エントランス棟での平和展

市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

時代の変化にあわせて、
デジタル技術を積極的に
導入するまち



若者まちづくり懇談会（中学生）

みんなで
まちづくりに参加して、
地域に誇りや愛着が
持てるまちにしたい



市民懇談会

差別やいじめがなく、
一人ひとりを尊重でき
る地域にしたい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

文化や言語が
異なる人々を理解し、
認め合うことが重要



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

市政や地域活動に
参加している人が限られてい
る。多くの住民を巻き込む工
夫をしてほしい



市民懇談会

行政と住民の間で
情報共有をしながら
地域の課題解決に取り組みたい。
こども世代にも情報が
届くようにしてほしい



若者まちづくり懇談会（中学生）

住んでいる地域に関心が
ある人が少ないので、もっ
と自分の地域に関心を持
たなければいけない



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

行政からの情報は
さまざまな方法で提供され
ていると思うが、情報が
届いていない人もいる



市民懇談会



市民懇談会



若者まちづくり懇談会<中学生の部>

1-3 持続可能な都市経営を推進する

めざす姿(5年後の状態)

健全な財政基盤のもとで、利便性の高い行政サービスを提供している

市民の視点に立った適切な事業の選択と集中により、限られた財源や人員などの経営資源を最適化し、市民生活に必要な行政サービスを持続的に提供します。持続可能な都市経営を支える健全な財政基盤を強固にし、社会経済情勢の変化等に即した効率的で質の高い行政運営を目指します。

また、国が進める「デジタル社会」の実現を見据え、デジタル技術を積極的に活用することで、窓口での手続きの負担軽減および業務の効率化を図るなど、すべての市民にとって利便性が高い行政サービスを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合	15.5% (令和6年度)	10%
[説明] 安定的な財政運営を行うため、標準財政規模※に対する財政調整基金※の年度末残高の割合について、10%を維持することを目標とする。		
デジタル化された行政サービスの満足度	48.2% (令和7年度)	53%
[説明] 市政世論調査で、デジタル化された行政サービスに満足していると回答した割合について、全体の53%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市情報化推進計画(2026)(令和8~12年度)
- 第8次越谷市行政改革大綱(令和8~12年度)
- 越谷市公共施設等総合管理計画基本方針(改訂版)(令和4~12年度)

※ 標準財政規模
地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示す指標。

※ 財政調整基金
災害等の不時の支出増や予期しない収入減などに備えるための貯金にあたるもの。



現状

- 人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化等により、行政の担う役割や、求められる行政サービスは質・量ともに増加しています。
- 埼玉県東南部5市1町の連携を図るため、都市連絡調整会議において公共施設の相互利用等の広域連携事業を行っています。
- 人口に占める生産年齢人口の割合が急激に減少していくことが見込まれるなかで、働き方や稼得所得の多様化が進み、税制度は年々複雑化してきています。
- 厳しい財政状況のなか、継続的な市債残高縮減などへの取組みを進め、健全な財政運営に努めています。
- 高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、集中的に整備してきた公共施設の約7割が築30年以上を経過しています。施設を維持していくためには、大規模改修を行い、将来的には更新(建替え)が必要になります。

課題

- 人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、真に市民生活に必要な質の高い行政サービスを安定的に提供するため、行政として取り組むべき課題に的確に対応しつつ、限られた経営資源を最大限に有効活用した効率的かつ効果的な行政運営が求められます。
- デジタル技術を積極的に活用した行政を目指し、窓口での手続きの負担軽減および効率化を図り、住民ニーズの多様化・高度化に役立てていく必要があります。また、市民の財産やプライバシーなどを守るため、本市が扱う情報資産を適切に管理していくことが求められます。
- 少子高齢化等による社会保障関連経費の増加に加え、頻発化、激甚化する災害への対応や、公共施設等の老朽化対策に要する経費の増加が見込まれます。高度経済成長期に集中的に整備された施設では大規模改修や更新の時期も集中し、過大な財政負担が生じることが予測されるため、財政負担の軽減や平準化、公共施設、公共インフラの適切なマネジメントなど、計画的な対策が求められます。

▶▶▶ 施策の方向性

131 効率的かつ効果的な行政運営を進める

● 計画的な行政運営の推進

行政改革、行政評価制度等の推進や最先端技術の活用により、業務の標準化、効率化に努め、財源や人員等の経営資源を適切に配分するよう、計画的な行政運営に努めます。

● 人材の確保・育成と活用による行政組織の活性化

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応し、柔軟かつ適切に職務を遂行できる職員の確保・育成に努め、組織全体の活性化を図ります。

● 効率的な事務処理と行政サービスの向上

効率的で効果的な行政運営を行い、市民の利便性の向上に努めます。また、だれもが安全で安心して利用できるよう庁舎を運用し、非常電源としても使用できる公用車の導入を推進するなど、災害時においても業務の継続性の確保に努めます。

● 行政のデジタル化の推進

デジタル技術を活用することで、諸証明書の発行業務など、窓口での手続きの負担軽減および効率化を目指します。

● 広域連携による行政サービスの向上

埼玉県東南部地域(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)において連携を図り、行政サービスの向上に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
行政改革の取組事項の実施率	- %	100%
[説明] 第8次越谷市行政改革大綱実施計画に掲げられた取組事項の実施率について、100%を目標とする。		
デジタル技術の活用による業務効率化を目指した研修の職員参加者数	累計396人	累計2,800人
[説明] デジタル技術の活用による業務効率化を目指した研修の職員参加者数について累計2,800人を目標とする。(令和6年度からの累計)		



本庁舎とエントランス棟

132 行財政運営の健全化を進める

● 適正な財政運営

事業の選択と集中によって、限られた財源の重点的かつ効果的な配分を行うとともに、地方債の計画的で効果的な活用によって、多様化する行政需要に対応できる健全な行財政運営に努めます。

● 財源の確保

社会情勢や経済状況を踏まえ、市税の公平、適正な課税や各種使用料などの受益者負担の適正化を図るとともに、市税等を納付しやすい環境づくりに取り組むなど、積極的な収入の確保に努めます。また、国や埼玉県への積極的な働きかけを通じて、地方交付税や国県支出金などの確保を図るとともに、ふるさと納税や広告掲載の拡充、行政財産および普通財産の有効活用などにより、さらなる財源の確保に取り組みます。

● 公有財産の適正管理

行政財産および普通財産を常に良好な状態で管理するとともに、その所有目的に応じて効率的に運用するなど、公有財産の適正管理に努めます。

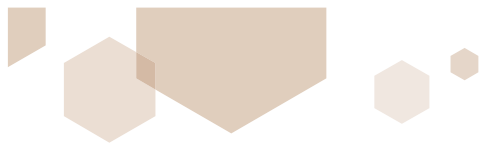
● 公共施設等の総合的な管理

公共施設等の複合化や統廃合などの検討を行うとともに、計画的な修繕・大規模改修により耐震化や長寿命化を進めます。また民間の資金、経営能力および技術的能力を活かして、行政サービスの向上やトータルコストの縮減を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
広告掲載や公有財産利活用等による歳入額	年間2億6,740万円	年間2億7,000万円
[説明] 広告掲載や資源物売払および公有財産の使用許可や貸付による歳入額について、年間2億7,000万円を目標とする。		
通常債の新規借入の上限額	年間50億円以下	年間50億円以下
[説明] 通常債*の年間新規借入額を、原則50億円以下とすることを目標とする。		

※ 通常債

長期にわたって市民の便益となる公共施設等をつくる際に借り入れる地方債。



【大綱2】

みんなが健康で共生して 住み続けられるまちづくり

(保健、医療、子育て、福祉など)

- 2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる
- 2-2 市民の健康づくりを進め、充実した
地域医療・保健衛生体制をつくる
- 2-3 みんなで子ども・若者の現在(いま)と未来を
応援(サポート)し、輝くまちをつくる
- 2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる
- 2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる
- 2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

めざす姿(5年後の状態)

地域の多様な主体が参画した包括的な支援体制により、 地域共生社会が実現している

複雑・多様化する社会問題や生活上の諸課題に適切に対応できる支援体制を整備していくため、地域住民や地域の多様な主体が参画できる環境を整備します。

そのうえで、各世帯・個人の状況等に応じたきめ細かな支援を充実させ、住民相互の支え合いと行政サービスを両輪として、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
地域活動に参加している市民の割合	49%	60%
【説明】 市政世論調査で、地域活動※に参加していると回答した市民の割合について、60%を目標とする。		
困りごとを相談できる相手がいる市民の割合	95%	98%
【説明】 市政世論調査で、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した市民の割合について、98%を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)

※ 地域活動

住民が主体となり、地域のつながりや暮らしの向上等を目的とする活動。自治会活動・スポーツ・文化・福祉など幅広い活動を含む。

※ 8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に係る問題で、生活に何らかの問題を抱えている場合が多い。

※ ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に抱える状態。

※ ケアラー

高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人等に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話等を提供する人。

※ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者。



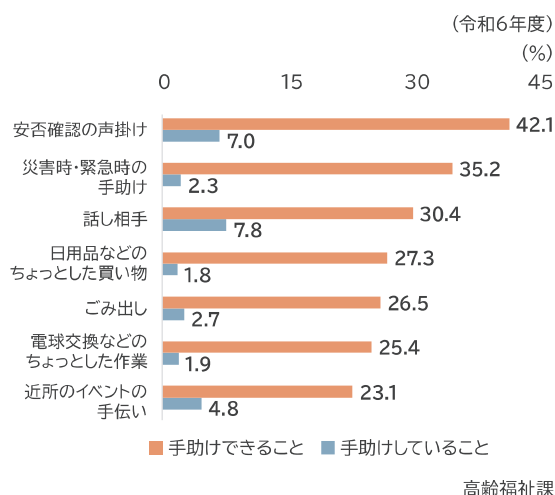
現状

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が生じており、その結果、自殺、虐待などの社会問題に加え、近年では、「ひきこもり」問題や単身世帯の増加に伴う「孤独・孤立」も全国的な問題として顕在化しています。
- 8050問題※やダブルケア※、ケアラー※・ヤングケアラー※など、従来の高齢者・障がい者・こども・生活困窮者といった分野別の制度では対応困難な課題が発生し、多様な支援を必要とする人が増加しています。
- 地域福祉に関心を持ち、新たな担い手になり得る可能性がある市民がまだ地域活動への参加に至っていない傾向が見られます。

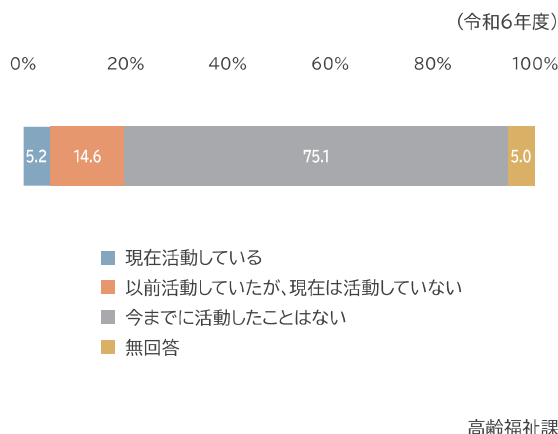
課題

- 地域コミュニティの希薄化などによって生じるさまざまな課題の解決に向けて、行政のみならず、地域住民や団体、企業、大学など地域の多様な主体の参画による支援体制を整備する必要があります。
- 課題の発生から解決に至るまで身近な地域で包括的な支援が受けられるよう、地域の関係機関どうしのネットワークを構築する必要があります。
- 地域活動の活性化に向けて、ボランティアやNPOなど地域を支える人材の育成や活動に対する支援の充実が求められています。

地域福祉への関心と実際の活動状況



ボランティア・NPO活動の経験



➤➤➤ 施策の方向性

211 多様な主体が活躍できる環境の充実を図る

● 地域福祉を担う多様な主体との連携強化

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、民間企業や大学を含めた地域の主体との連携を図ります。

また、地域福祉を担う人材の確保・育成に努めるとともに、地域福祉活動[※]に関する情報発信を強化するなどの支援を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域福祉活動に携わる団体数	630団体	660団体
[説明] 地域、高齢、障がい、児童の各福祉分野における住民主体の地域福祉活動に携わる団体数について、660団体を目標とする。		

212 包括的な支援体制の充実を図る

● 包括的支援体制の充実

社会とのつながりの構築や地域との交流機会の創出など、さまざまな支援を重層的に組み合わせることで、「ひきこもり」や「孤独・孤立」、「ケアラー・ヤングケアラー」などを含め、あらゆる課題に対応した包括的な支援体制の充実を図ります。

また、複合的な課題を抱える市民に対し、地域の多様な主体と連携し適切な支援につなげます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
重層的支援に係る会議の開催数	年間14回	年間18回
[説明] 重層的支援 [※] において、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する支援の方向性を検討する会議(重層的支援会議、支援会議)の開催数について、年間18回を目標とする。		
民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数	年間106.8日	年間120日
[説明] 市民への声かけや訪問、相談対応のほか、スキルアップのための勉強会や研修への参加など、民生委員の活動日数について、年間120日 を目標とする。		

※ 地域福祉活動
地域活動のうち、住民の生活支援や福祉増進等を目的として行われる活動。

※ 重層的支援
社会福祉法第106条の4に基づき、地域住民が抱える、単独の機関や分野(高齢、障がい、子育て、生活困窮など)だけでは対応が難しい複雑かつ複合的な課題の解決のために行う分野横断的な支援。

市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

子どもたちが元気に遊び、
のびのび育つことは、
安心して子育てできることに
つながると思う



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

近所どうして
お互いを支え合える
ようなまちにしたい



市民懇談会

新しい感染症にも
的確に対応できるまちで
あってほしい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

困っている人を
見かけた時に声をかける
など、協力し合う雰囲気が
薄れてきている



市民懇談会

交流する場がなく
孤独を感じている
人がいる



市民懇談会

障がいがある人と
ない人がともに交流した
り、活動したりする場を
知る機会がない



市民懇談会

子どもどうして、
のびのびと元気に遊ぶ
機会が減っている



市民懇談会

子育て支援施設が充実して
おり、子どもが将来の夢や
希望の実現に向けて学べる
環境があると思う



市民懇談会



若者まちづくり懇談会<中学生の部>



若者まちづくり懇談会<高校生・大学生の部>

市民の健康づくりを進め、 充実した地域医療・保健衛生体制をつくる

めざす姿(5年後の状態)

自らの健康づくりにより健康寿命※が延伸するとともに、 新たな感染症などの予防・まん延防止対策が充実している

健康を取り巻く状況は大きく変化し、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に延伸した一方で、生活習慣の変化によって、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が、毎年、死因の上位を占めています。このような状況のなか、市民と関係団体、行政が連携し、それぞれの役割を担うことで、健康づくりの推進に取り組みます。

令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症発生時の迅速な対応、積極的な疫学調査により感染拡大・まん延防止を図るとともに、積極的な情報発信に努めます。

また、食品による健康被害の防止に向け、食品等事業者への監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、食の安全・安心を確保するとともに、検査体制の拡充に努め、保健衛生体制の充実を図ります。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和5年)	目標値(令和11年)
65歳健康寿命の延伸	男性 18.15年 女性 21.14年	男性 18.93年 女性 21.86年
【説明】 65歳の方が自立した生活を送ることができる期間について、男性は18.93年、女性は21.86年とする。ことを目標とする。		

関連計画

- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画(令和6～10年度)
- 越谷市感染症予防計画(令和6年度～)
- 第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画(令和6～11年度)
- 越谷市立病院第7期中期経営計画(令和7～9年度)
- 越谷市食品衛生監視指導計画(毎年度策定)

※ 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した、「平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間」。本市では、埼玉県と同様に「65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間」、具体的には「要介護2以上になるまでの期間」を「65歳健康寿命」として算出。

※ HACCP(ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。



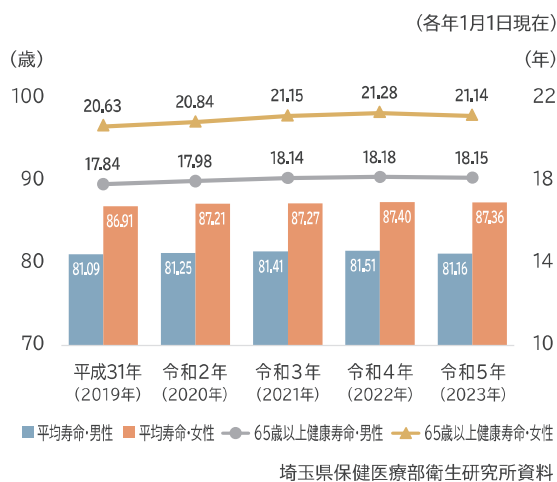
現状

- 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に延伸した一方で、生活習慣の変化によって、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が、毎年、死因の上位を占めています。
- 人口10万人あたりの看護師等の人数は、県平均を上回っているものの、全国平均は下回っている状況です。
- 大規模災害や新型インフルエンザ等(新たな感染症含む)による健康危機の発生が懸念されています。
- 確実かつ効率的な食品の衛生管理を可能にするため、食品等事業者にはHACCP※に沿った衛生管理の実施が求められています。

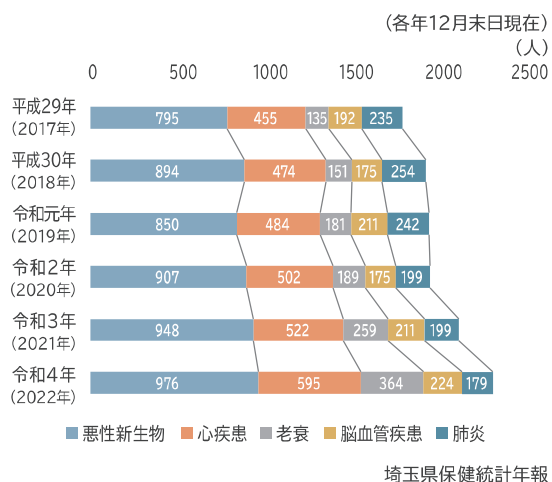
課題

- 健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の予防や心身機能の維持向上を図るため、市民と関係団体、行政が一体となった健康づくりの取組みをさらに推進する必要があります。
- 超高齢社会の到来や災害時等に対応する地域の医療体制を強化する必要があります。
- 大規模災害や新型インフルエンザ等(新たな感染症含む)の健康危機発生時に備え、有事における保健医療体制を強化する必要があります。
- 食中毒対策や動物愛護などの総合的な保健衛生行政を効果的に推進する必要があります。

越谷市の平均寿命と65歳以上健康寿命



越谷市の主要死因別死者数 (上位5位)



▶▶▶ 施策の方向性

221 市民の健康づくりを進める

● 健康づくり推進事業の充実

健康的な生活習慣への意識を高め、実践に結び付けていくため、市民と関係団体、行政が一体となり、健康教育・相談、健(検)診等を実施し、健康づくりを推進します。

● 疾病予防対策の充実

疾病の早期発見・治療のため、各種健(検)診を行うとともに、感染症などを防ぐために予防接種を実施します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
健康づくり事業の参加者数	年間4,808人	年間7,000人
[説明] 健康体操教室や生活習慣病予防セミナーをはじめとする健康教育の参加者について、年間7,000人を目標とする。		
がん検診受診率	9.6%	13%
[説明] 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診の平均受診率について、13%を目標とする。 ここでいう平均受診率とは、全住民に対して本市が実施するがん検診受診者の受診率を平均化したもの。		

222 地域医療体制の充実を図る

● 地域医療体制の整備

地域の医療体制を充実させるため、市内医療機関等における看護師等の人材確保に努めます。また、医療と介護の関係者が定期的集まる会議等を通じて連携を強化し、在宅医療の充実を図ります。さらに、災害時等における地域の医療体制を維持するため、地域の医療機関との連携体制を強化します。

● 救急医療の充実

夜間急患診療所の認知度向上に努め、夜間における初期救急医療の充実を図ります。また、救急医療の正しい知識の啓発に努め、初期から第三次までの救急医療体制の適正利用を促進します。

● 地域の基幹病院としての市立病院の充実

地域の基幹病院としての役割を果たすため、現在の経営状況を改善すべく地域医療機関との連携および救急医療体制の強化を行い、併せて、経営形態や施設の老朽化対策、建替えなど、今後の病院のあり方を多角的に検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
看護師等確保事業の助成人数	—	年間130人
[説明] 看護師等確保事業における就業支援金、市内転入支援金等の助成人数について、年間130人を目標とする。		
夜間急患診療所の認知度	80.2%	85%
[説明] 市政世論調査で、夜間急患診療所を「利用したことがある」「利用したことはないが知っている」と回答した市民の割合について、85%を目標とする。		
市立病院の総収支比率	90%	100%以上
[説明] 総費用に対する総収入の割合である総収支比率について、黒字を示す100%以上を目標とする。		

223 保健衛生体制の充実を図る

● 感染症対策等の専門的な保健衛生の推進

新たな感染症の発生が懸念されるなか、感染症発生時の迅速な対応、積極的疫学調査により、感染拡大・まん延防止を図ります。また、市民が予防のための行動がとれるよう、啓発活動や相談・検査事業を実施するとともに、感染症発生動向に基づく、積極的な情報発信を行い、感染対策への意識の向上を図ります。

● 自殺対策の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない越谷」の実現を目指し、精神保健福祉に関する相談および自殺未遂者等に対する相談支援を実施します。また、ゲートキーパー※研修等を実施し、自殺対策に関する理解を深め、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成します。さらに、自殺予防普及啓発駅頭キャンペーン等により普及啓発を幅広く行うなど、自殺対策を総合的かつ計画的に推進します。

● 食の安全・安心や生活衛生の確保

食品による健康被害防止に向けて、関係機関との連携による流通食品の検査や食品等事業者への監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、食の安全・安心の確保を図ります。

● 動物愛護の推進

動物愛護週間に行うイベントや市民からの動物の飼養等に関する相談に個別に対応することで、動物の愛護および適正飼育の推進を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)実施率	100%	95%
[説明] 結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS※)の実施率について、国の指針における目標値95%を維持することを目標とする。		
自殺予防普及啓発駅頭キャンペーンの実施回数	累計20回	累計38回
[説明] 自殺予防普及啓発駅頭キャンペーンの実施回数について、累計38回を目標とする。		
食品営業施設(新法施設)への監視指導数	年間426件	年間400件
[説明] 食品営業施設(新法施設)への監視指導数について、年間400件を目標とする。		
動物愛護および適正飼養に関する事業の参加者数	年間1,740人	年間1,700人
[説明] 飼い主のいない猫の譲渡会や犬のしつけ方教室などの動物愛護および適正飼養に関する普及・啓発事業の参加者について、年間1,700人を維持することを目標とする。		

※ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。命の「門番」という意味でゲートキーパーと呼ぶ。

※ DOTS(ドッツ)

Directly Observed Treatment, Short-course(直接監視下短期化学療法)の略。直接服薬確認療法を主軸とした、結核患者が適切な容量の薬を服用するところを医療従事者が目の前で確認し、治癒するまでの経過を観察する治療方法。

めざす姿(5年後の状態)

地域・社会全体でこどもたちをサポートし、こどもたちが希望を叶え、幸福な生活を送ることができる

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援するとともに、困難を抱えるこどもや家庭を早期発見し、適切な支援を図るなど、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、こども・若者の権利について、周知・啓発に努め、こども・若者自身がこどもの権利や人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や学校、地域、関係機関と連携し、こども・若者が安心して生活できる環境や健やかに成長できる居場所づくりを推進します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
待機児童数	保育所 4人 学童保育室 395人	0人
[説明] 保育所(園)入所に至っていない児童数(4月1日時点)および学童保育室の利用決定に至っていない児童数(5月1日時点)について、0人とすることを目標とする。		
「こどもの居場所」の数	21か所	29か所
[説明] 市内の「こどもの居場所※」の数について、29か所とすることを目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)
- 第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画(令和6～8年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)
- 第4次越谷市男女共同参画計画(令和3～12年度)
- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画(令和6～10年度)

※ こどもの居場所
こども食堂や学習支援施設など、こどもが家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。



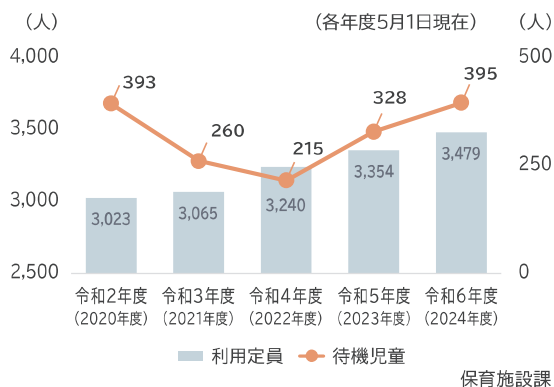
現状

- 「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこども・若者の権利擁護を推進し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）を実現するため、令和5年4月にこども基本法が施行されました。
- 近年、児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー、こども・若者の自殺の増加など、こども・若者を取り巻く状況が大きく変化しています。
- 共働き家庭の増加や核家族化の進行などにより、求められる子育て支援・保育サービスが多様化しています。
- 少子化や核家族化が進行し、子育てに対する不安や孤独を感じる保護者が増加しています。また、地域のつながりが希薄化し、こども・若者どうしが遊び、学び合う機会が減少しつつあります。

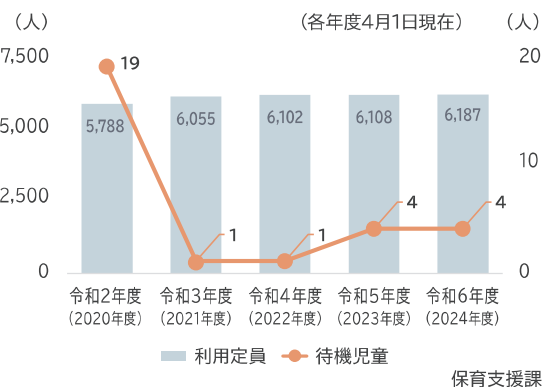
課題

- こどもや子育て世帯を地域全体で支える機運を醸成し、官民協働でこども施策を推進する必要があります。
- こどもの不安や悩みの早期発見、早期対応に向け、関係機関の連携を強化するとともに、こどもや保護者が安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。
- 産前産後から不安や孤独を感じながら育児を行う保護者は少なくないことから、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことが必要です。
- ライフスタイルの多様化にあわせ、子育て家庭のニーズに沿った保育施設の整備や子育て支援・保育サービスの充実を図るとともに、こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援し、困難を抱えるこどもや家庭を適切に支援することが必要です。
- 安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者の健やかな成長を支援するため、家庭・学校・地域と連携を図っていくことが必要です。

学童保育室の利用定員と待機児童数



保育所(園)の利用定員と待機児童数



施策の方向性

231 こども・若者の権利と安全を守る

● こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、すべての市民がこども・若者の権利について学ぶ機会を得られるよう、周知・啓発を行います。また、虐待の発生予防や早期発見、早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、さまざまなかたちで支援を行います。さらに、日常のさまざまな場面でこどもが参画し、意見を表明できる機会づくりを進めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
家庭児童相談員の研修会等受講回数	累計42回	累計108回
[説明] 家庭児童相談員の研修会等受講回数について、累計108回を目標とする。		
青少年相談室開室時間	年間1,066時間	年間1,200時間
[説明] 青少年相談室を週4日相当開室し、年間の開室時間を1,200時間とすることを目標とする。		

232 親と子の健康づくりに取り組む

● 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

妊娠・出産にかかる母子保健事業を通じて、母子の健康づくりを推進するとともに、育児に関する助言、情報提供等により、不安の解消を図ります。

● こどもの健やかな成長の支援

こどもが生涯にわたり、健やかに成長できるよう、身近な地域でさまざまな運動・身体活動に親しむことができる機会を提供します。

また、体験活動をはじめとする各種取組みにより、こどもへの食育を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
妊産婦・母子相談件数	年間6,343件	年間6,000件
[説明] 母子健康づくり事業における妊産婦や母子の不安解消を目的とした相談について、年間6,000件を目標とする。		
産後ケア事業の利用人数	年間64人	年間150人
[説明] 産後ケア事業の利用人数について、年間150人を目標とする。		
子育て支援アプリ新規登録者数	年間1,325人	年間1,000人
[説明] 子育て支援アプリ(がやっこ)の新規登録者数について、年間1,000人を維持することを目標とする。		

233 こどもと子育て家庭を支える

● 子育て支援サービスの充実

保育施設等の整備・改修等や保育人材の確保・育成により、多様で良質な保育サービスを安定的に提供します。

また、子育て中の保護者の多様なニーズにあわせ、情報提供や相談支援等の各種子育て支援サービスの充実を図ります。

● 子育て家庭と地域のつながり

子育て中の保護者どうしの地域での交流を促進し、子育てする力を高めていく機会の充実を図ります。

● 困難を抱えるこどもや家庭への重層的支援

貧困や障がいなど、困難を抱えるこどもや家庭に対し、経済的支援をはじめ、相談支援、保護者の就労支援など幅広い視点から総合的に支援を行います。

● 子育てしやすい就労環境づくり

仕事と子育てが両立できるよう、家庭への普及・啓発を行うとともに、父親に対する子育て支援の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
公立保育所の建て替え施設数	累計6施設	累計9施設
[説明] 老朽化した公立保育所について、累計9施設の建て替えを目標とする。		
子育てサロンの利用者数	年間41,179人	年間50,000人
[説明] 子育てサロンの利用者数について、年間50,000人を目標とする。		
母子・父子自立支援プログラムの策定件数	年間3件	年間3件
[説明] 母子・父子自立支援プログラムの策定件数について、年間3件を目標とする。		

➤➤➤ 施策の方向性

234 こども・若者を地域全体で育む

● こどもの居場所・体験機会の提供

放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育室を整備するとともに、多様なニーズに対応できるよう、夏季休業期間の一時預かり事業を行うなど、待機児童を早期に解消します。

また、こども食堂などに対し、立ち上げ時の経済的支援や事業継続に向けた相談支援を行うとともに、児童館においては、さまざまな体験機会を提供し、こどもが立ち寄りやすい施設運営を図るなど、こどもの居場所の充実を図ります。

● 家庭・学校・地域の連携の推進

地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりを推進します。

● こども・若者の健全育成と自立支援

発達段階に応じて、こどもの心身の健全な育成を図るとともに、職業体験等を通じて、職業意識を形成する支援を行います。

また、若者が自発的に交流・活動できる場を創出するとともに、結婚を希望する若者の出会いを支援します。さらに、社会生活に困難を有する若者に対し、相談支援、就労支援等を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
学童保育施設数	累計54施設	累計60施設
[説明] 学童保育施設について、累計60施設の設置を目標とする。		
こども誰でも通園制度の利用認定者数	—	年間1,500人
[説明] 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～2歳のこどもを対象とするこども誰でも通園制度の利用認定者数について、年間1,500人を目標とする。		
SAITAMA出会いサポートセンター登録者数	715人	1,000人
[説明] SAITAMA出会いサポートセンターに登録している市民について、1,000人を目標とする。		



子育てサロン



こどもまんなか社会

1994年— 日本は「子どもの権利条約」を批准しました。

児童は、守られるだけでなく、基本的な人権を持つ主体であることが明確にされ、大人と同じように、ひとりの人間としてさまざまな権利が認められるということが定められました。

ただ、当時の国内では「児童福祉法」や「教育基本法」「少年法」「児童虐待防止法」などの個別の法律はあるものの、条約にあるようなこどもを権利の主体として位置づけ、その権利を守る総合的な法律は整備されませんでした。

その後、急速に少子化が進展するなか、児童虐待の通報件数の増加、いじめや不登校、自殺など、こどもを取り巻く深刻な状況は、社会的な重要課題として捉えられるようになりました。

こうしたことを背景に、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むこととする総合的な法律「こども基本法」が施行され、同時に、政府はこども家庭庁を設置しました。



こども家庭庁は、こども基本法の理念に則った施策の基本的な方針等を定めたこども大綱に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を呼びかけています。

越谷市も、こうした「こどもまんなか社会」に向けた取組みに賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

市役所エントランス棟において開催している「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」は、こどもや子育てを支援する団体や企業、こどもスタッフの支援のもと、大人もこどもも一体となって盛大に開催され、地域全体でこどもや子育て世帯を支えようという思いが感じられるイベントとなっています。



2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる

めざす姿(5年後の状態)

障がい者(児)が社会に参画でき、その一員としてともに 生きる社会づくりを目指して、安心して暮らせる環境をつくる

障がいの早期発見、療育の充実や医療的ケア児※(者)への支援の提供、相談支援体制の充実や成年後見制度の利用促進、住まいや日中活動の場の確保等により、障がい者(児)と家族が地域で安心して暮らせるよう、それぞれの状況や意向に寄り添いながら地域全体で支える環境を整え、社会の一員としてともに生きる社会づくりを目指します。

また、就労の支援や外出の支援など、障がい者(児)の社会参加を促進する多様なサービスの充実を図り、生活の幅や活動の機会を広げ、障がい者(児)が望む自立した生活を送れる環境づくりを進めます。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
差別や偏見を感じている障がい者の割合	34.8% (令和6年度)	0%
【説明】 障がい者計画等策定時に実施するアンケート調査で、差別や偏見を感じることがあると回答した障がい者の割合について、0%を目標とする。		
障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	54.3% (令和7年度)	100%
【説明】 市政世論調査で、障がいや障がいのある人に対する理解が進んだと回答した市民の割合について、100%を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)
- 第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画(令和6～8年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)

※ 医療的ケア児

新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き胃ろうやたんの吸引、人工呼吸器といった医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障がい児。

※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化等を見据えた地域での居住支援の体制で、緊急時の受入れや対応、地域の体制づくりなどの機能を持つ。

※ 基幹相談支援センター

地域における障がい者(児)への相談支援の中核的な機関で、事業者等に対する指導や助言、人材育成の支援等を行う。



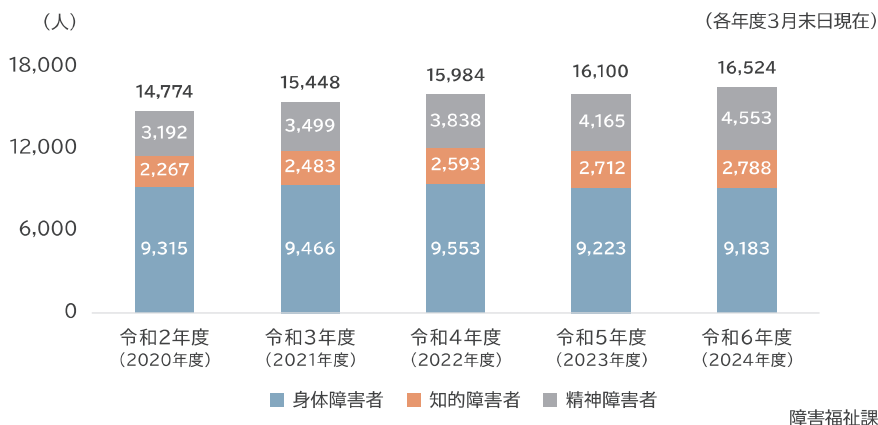
現状

- 医療的ケア児(者)や障害者手帳の所持者数が増加しているなか、障がいの重度化や重複化、障がい者と介護者の高齢化も進んでおり、在宅での生活が困難になる事例が増加傾向にあります。さらに、判断能力の低下により、財産の管理や日常生活に支障をきたすケースが増加しています。
- 市民の価値観や生活様式が多様化するなかで、障がい者(児)を取り巻く状況も変化しており、安心して暮らすことのできる支援体制の充実が求められています。
- 経済的自立の意欲が高まっており、就労に向けた訓練の利用が増加しています。多様な就労ニーズに応えるため、就労支援のさらなる充実が求められています。

課題

- 医療的ケア児(者)の増加や障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、療育の充実や医療的ケア児(者)への支援を図るとともに、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等[※]の機能強化を図る必要があります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター[※]による相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため、成年後見制度の利用相談や手続き支援により、制度の利用を促進する必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、住まいや日中活動の場等を提供する事業所の整備を進める必要があります。
- 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労の支援を行う必要があります。

障害者手帳所持者数



➤➤➤ 施策の方向性

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

● 障がい児の発達支援の充実

児童発達支援センターにおいて、発達に支援が必要な未就学児を対象に、日常生活の指導や集団生活への適応訓練等を充実し、保育所等へのスムーズな移行に努めます。また、専門職の体制を強化し、療育等の一層の充実を図ります。さらに、地域の中核的な役割を果たすため、保育所等訪問支援や事業所への支援・助言を実施するなど、在宅の重度心身障がい児やその介助者が安心して暮らすことができるよう、施設機能の一層の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
保育所等訪問支援実施回数	年間110回	年間120回
[説明] 保育所等訪問支援について、年間120回の実施を目標とする。		

242 生活の質の向上を支援し、社会的自立を促進する

● 相談支援体制の充実

障がいの重度化、重複化等を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制として、地域生活支援拠点等の運用を行います。

● 就労支援の充実

障がい者(児)が地域のなかで安心して自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援センター等で障がいの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図ります。

● 成年後見制度の利用促進

障がい者の権利擁護のため、判断能力が低下した障がい者等の権利と財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

● 在宅介護の充実

障がい者の日常生活を支援し、介護者の負担を軽減するため、各種在宅サービスの適切な利用拡大に努めます。

● 在宅障がい児支援の充実

日常的に在宅で医療的ケアが必要な障がい児(者)とその家族を支援するため、関係機関・団体による連携を緊密にするとともに、地域で安心して生活ができるよう支援体制の整備を進めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域生活支援拠点等登録事業所数	累計24か所	累計36か所
[説明] 地域生活支援拠点等の取組みに参画する事業所について、累計36か所とすることを目標とする。		
障害者就労支援センターでの相談件数	年間2,575件	年間2,790件
[説明] 障害者就労支援センターでの相談件数について、年間2,790件とすることを目標とする。		
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	累計21人	累計33人
[説明] 医療的ケア児等を支援する人材を養成するための研修修了者について、累計33人とすることを目標とする。		

243 地域での生活を支え、日常生活の充実を図る

● 日中活動の場の充実

障がい者(児)が地域社会の一員として社会活動などに参加する機会や場の充実に努めます。

● 住まいの場の充実

障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、グループホームなどの住まいの場の整備を促進します。

● 日常生活への支援の充実

障がい者(児)の自立した生活を促進するため、日常生活用具の給付や手話通訳者などの派遣に取り組みます。

● 医療・手当等の充実

障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、医療費や手当を支給します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
こばと館の利用者数	年間14,595人	年間17,900人
[説明] 障害者福祉センターこばと館の利用者数について、年間17,900人を目標とする。		
手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	年間1,203件	年間1,370件
[説明] コミュニケーション支援事業における手話通訳者および要約筆記者の派遣件数について、年間1,370件を目標とする。		

244 安心して外出するための円滑な移動を支援し、社会参加を促進する

● 暮らしのなかのバリアフリーの推進

障がい者(児)が地域社会のなかで活動し、自立した日常生活を営むことができるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供の充実を図ります。

● 外出支援の充実

障がい者(児)が安心して外出できるよう、外出介助などの支援の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
移動支援事業の登録事業所数	累計74か所	累計77か所
[説明] 移動支援事業において市と協定を締結しているサービス提供事業所について、累計77か所を目標とする。		

2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる

めざす姿(5年後の状態)

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができる

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、住民が主体となった介護予防の推進や住民どうしの互助による生活支援体制の整備を図るなど、高齢者を地域全体で支え合うための支援体制づくりを目指します。

また、認知症施策の強化と充実を図り、認知症の人にとってやさしい地域を目指すとともに、地域包括支援センターにおける介護保険制度に関する相談、情報提供体制の充実、さらには在宅医療と介護の連携促進など、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各種サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
認知症について関心がある市民の割合	—	90%
【説明】 市政世論調査で、認知症について関心があると回答した市民の割合について、90%を目標とする。		
困りごとを相談できる相手がいる65歳以上の市民の割合	95.3%	98%
【説明】 市政世論調査で、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した65歳以上の市民の割合について、98%を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)



現状

- 少子高齢化が進むなか、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、要介護認定率の上昇、家族の介護力の低下などが進んでおり、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まっています。
- 生産年齢人口の減少等により、医療や介護の専門職が不足していることから、地域住民をはじめとした、多様な担い手による日常生活を支援する体制づくりや在宅介護支援の充実が急務となっています。
- 令和7年(2025年)に「団塊の世代」の全員が後期高齢者となり、高齢者人口のうち、後期高齢者の割合が上昇しています。これに伴い、医療や介護需要が増加し、今後、介護保険料の上昇が懸念されます。

課題

- 高齢者や要介護認定者の増加に伴い、サービス需要は今後さらに増加することが見込まれる一方、人材不足などにより、医療・介護供給体制の維持が課題となっています。こうした状況を踏まえ、専門職による支援に加え、住民主体の介護予防活動や生活支援、社会参加、生きがいづくりなどを積極的に促進していく必要があります。
- 介護保険制度を持続可能なものとするため、介護予防・フレイル※予防や自立支援の充実などに取り組む必要があります。
- 高齢化が進むなか、認知症は多くの人にとって身近なものになっています。認知症を我が事として捉え、認知症があってもなくても、希望を持ってともに生きていくことができる社会の実現が求められています。
- 高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターと地域の連携強化や、在宅医療と介護の連携推進など、高齢者を支える環境をより充実させていく必要があります。

※ フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階。「身体的フレイル」「精神・心理的フレイル」「社会的フレイル」の3つの種類に大きく分かれている。

➤➤➤ 施策の方向性

251 生きがいを支える

● 生きがいを支えるや社会参加の促進

高齢化に伴い多様化する市民ニーズに対応するため、老人福祉センターをはじめとする各種事業の充実を図るとともに、さまざまな社会資源を活用した居場所づくりや同世代・多世代との積極的な交流機会の提供などを通じて、高齢者の生きがいを推進します。

また、高齢者自身が地域の担い手となり活躍できる環境を整備するなど、多様な機会を提供することにより、これまで培ってきた経験を活かせるボランティア等の地域活動や社会参加を促し、高齢者が生きがいを持って地域で生活できる環境を整備します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
老人福祉センターの利用者数	年間238,468人	年間300,000人
【説明】 市内4館の老人福祉センター利用者について、年間300,000人を目標とする。		

252 住民主体の介護予防を進める

● 地域の支え合いによる介護予防活動への支援

地域の介護予防リーダーの養成など、住民主体の介護予防活動への支援や活性化に取り組み、地域による支え合いの体制づくりを進めます。

また、介護予防・生活支援サービス事業として、住民の担い手やボランティア等の多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、住民が参加しやすく、地域に根差した介護予防活動を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
介護予防に取り組む「通いの場」運営団体数	50団体	65団体
【説明】 住民主体の介護予防に取り組む「通いの場」の運営団体について、13地区で各5団体程度、65団体とすることを目標とする。		
住民主体サービス実施団体数	18団体	30団体
【説明】 住民主体で介護予防・生活支援サービスに取り組む団体について、30団体とすることを目標とする。		

253 認知症の人にやさしい地域をつくる

● 認知症の人に対する正しい理解の促進

市民一人ひとりの認知症の理解を促すために、認知症に関する正しい理解の促進を図ります。

● 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

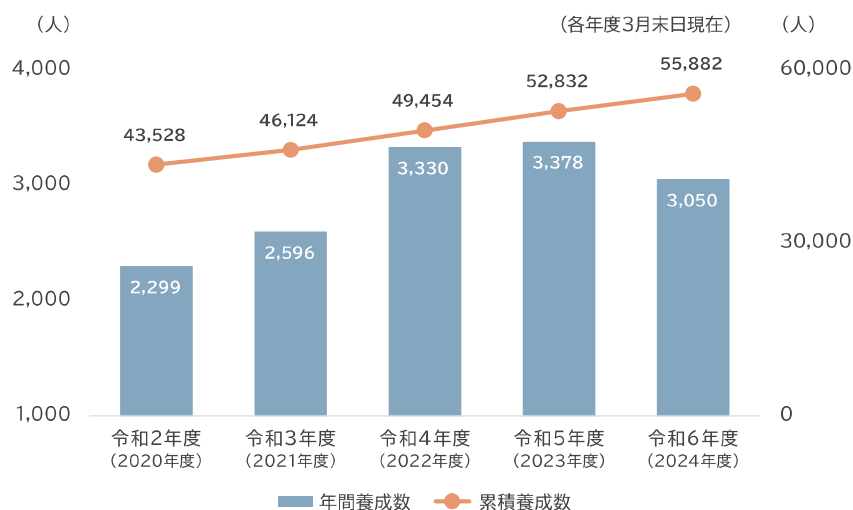
認知症になっても、生きがいや希望を持った暮らしを送れるよう、自分ができることやこれまでの経験を活かした社会参加を支援するとともに、本人の意思や望みを表明できる場や機会を確保することで、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。

● 認知症の早期診断と早期対応の促進

認知症の人や認知症が疑われる人が、早期に適切な医療につながり、介護サービス等を受けることで安心して生活できるよう支援します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
認知症サポーター養成数	累計55,882人	累計67,000人
[説明] 認知症サポーターの養成数について、人口の20%にあたる累計67,000人とするを目標とする。		
オレンジカフェ設置数	15か所	21か所
[説明] オレンジカフェ※設置数について、21か所とするを目標とする。		

認知症サポーター養成数



※ オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域の方や専門家などが、自由に参加・交流できる集いの場。

施策の方向性

254 高齢者を支える環境をつくる

● 総合相談窓口の充実

地域包括支援センターが、家族介護者への支援を含め、高齢者の総合相談窓口としての機能を十分に発揮できるよう、地域の関係機関や団体、多様な職種との連携を深め、支援体制の充実を図ります。

● 高齢者と家族介護者への支援

在宅で暮らす高齢者とその家族への支援を進め、介護者の負担軽減を図ります。

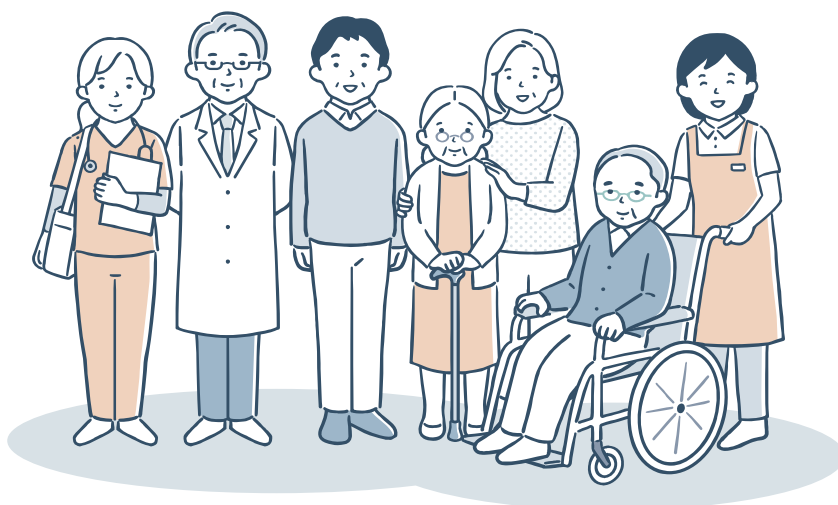
● 虐待防止の推進

高齢者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれることがないように、養護者や養介護施設従事者による虐待の防止に取り組みます。

● 成年後見制度の利用促進

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図り、成年後見制度の利用を促進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域包括支援センターへの新規相談件数	年間3,863件	年間4,700件
[説明] 地域包括支援センターへの新規相談件数について、年間4,700件とすることを目標とする。		
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	474か所	600か所
[説明] 地域包括支援ネットワーク協力事業所について、600か所とすることを目標とする。		



255 介護保険制度の維持・充実を図る

● 介護保険制度の健全運営・制度維持

今後も、高齢者人口が増加することを踏まえ、認定調査内容の確認やケアプランの点検を強化するなど、介護給付費の適正化を推進するとともに、介護従事者の人材確保・育成や介護現場の生産性向上を図り、介護保険制度が持続可能な制度として運営できるよう努めます。

● 介護サービスの充実と質的向上

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすため、適正な要介護認定を実施し、良質な介護サービスが提供されるよう努めます。

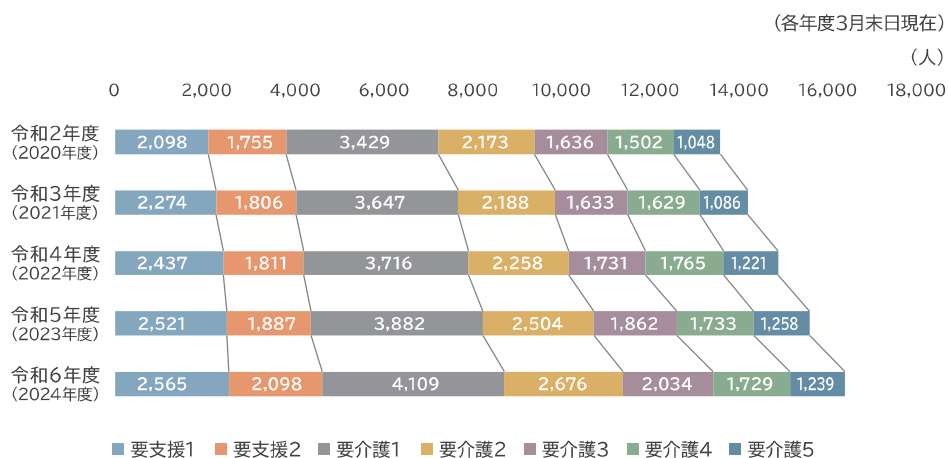
また、超高齢社会を迎え、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。高齢化に伴うニーズの増加・多様化に対応するため、高齢者への相談支援や情報提供を充実します。

● 介護保険施設等の整備・充実

特別養護老人ホームや居宅介護等の介護サービス提供基盤、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいなど、地域特性を踏まえ、介護保険施設等の整備・充実に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
介護サービス相談員受け入れ事業所数	年間9か所	年間12か所
[説明] 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所について、年間12か所を目標とする。		
入所・居住系施設等の床数	4,439床	4,800床
[説明] 入所・居住系施設等の床数について、4,800床を目標とする。		

要介護・要支援認定者数



介護保険課

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

めざす姿(5年後の状態)

だれもが地域で安心して暮らすことができる支援体制や 社会保障制度が充実している

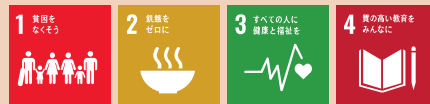
市民が安定した生活を送ることができるよう、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努めます。また、医療費の適正化および財政の健全化に努め、国民健康保険発祥の地の誇りを持って、地域医療保険としての国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営を図るとともに、市民の公的年金受給権確保に向けた制度の周知・啓発に努めるなど、各種社会保障制度の適正な運営と支援体制の充実を図り、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合	100%	100%
〔説明〕生活困窮者に対する自立支援プランを作成したうち、自立に向けての改善が見られた割合について、100%を維持することを目標とする。		
国民健康保険被保険者1人あたり医療費の埼玉県市町村平均額との比率	98.9%	99%未満
〔説明〕国民健康保険被保険者1人あたりにかかる医療費について、県内自治体平均額との比率99%未満を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画(令和6～11年度)



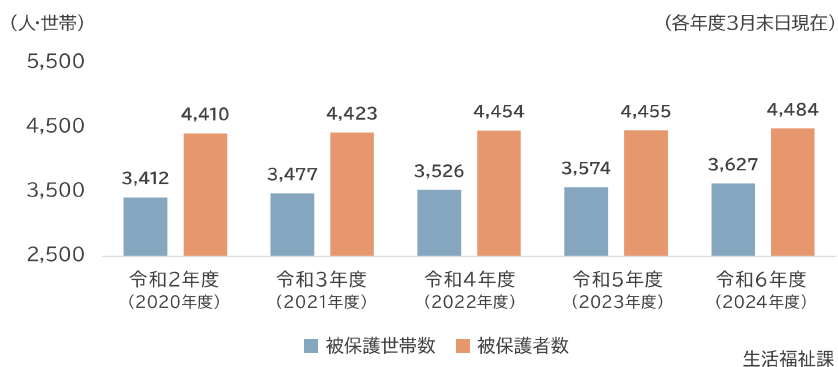
現状

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などがますます進行するなか、生活保護率は年々増加しており、生活保護や生活困窮からの脱却を目指して就労支援事業や生活困窮者自立支援事業等を行い、就労者の増加につなげています。また、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学習・生活支援事業を行っています。
- 国民健康保険制度および後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の中核を担っており、被保険者の健康増進に寄与しています。また、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度については、将来にわたり持続可能な制度となるよう、県と市町村が共同で運営しています。
- 高齢や病気・ケガなどで生活が損なわれないように、社会全体で経済的にお互いを支え合う年金制度において、取得、免除、請求等の各種申請窓口としての役割を担っています。

課題

- 就労支援やこどもの学習・生活支援などの各種支援や、生活上の諸問題に対する相談支援体制の充実を図るとともに、生活保護に至る前の段階における支援をより充実させていく必要があります。
- 高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、被保険者一人にかかる医療費が年々増加するなか、被保険者が安心して医療を受けることができるよう制度を維持・充実させるため、引き続き、医療費の適正化を図るとともに、健(検)診の受診率の向上やフレイル・疾病の予防の推進に取り組み、制度を安定的に運営していく必要があります。
- 年金財源がひっ迫するとともに世代間における負担の均衡が重要な課題となってきました。将来も国民の共同連帯により安定的運営を図り、健全な国民生活の維持・向上と制度への理解・加入促進が求められています。

生活保護の状況



施策の方向性

261 生活に困窮している方々へのサポート体制の充実に努める

● 生活保護の実施

家庭訪問等により、被保護世帯等の生活状況を把握し、必要な世帯に対して、生活保護を実施します。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、生活上の諸問題の解決を図るための適切な助言・指導を行うなど、被保護世帯の経済的、精神的、身体的自立に向けた支援体制の充実に努めます。

● 生活困窮者への自立支援の充実

生活困窮者自立支援事業の実施により、生活保護に至る前の段階の世帯に対する相談・支援や、被保護世帯等のこどもに対する学習支援などの充実に努めます。また、直ちに就職活動を行うことが困難な方については、専門支援員による就労準備支援を行い、社会生活に必要な基礎能力の形成など、日常生活や社会生活上の自立に向けた支援の充実に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
子どもの学習・生活支援事業参加率	32.8%	40%
[説明] 被保護世帯および生活困窮者世帯のこどもの学習意欲の把握および向上に努め、学習教室に参加した割合について、40%を目標とする。		

262 医療保険制度の維持・充実を図る

● 国民健康保険制度の健全運営

将来にわたり、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費の適正化および財政の健全化に努め、国民皆保険の中核を担う国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図ります。

● 後期高齢者医療制度の充実・強化

後期高齢者医療制度について、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正かつ効率的な運営を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
特定健康診査受診率	40.9%	60%
[説明] 特定健康診査の受診率について、未受診者への受診勧奨を図ることにより、60%を目標とする。		
後期高齢者健康診査受診率	39.5%	43%
[説明] 後期高齢者健康診査の受診率について、広域連合が掲げる目標値にあわせ、43%を目標とする。		

263 安定した生活が送れるよう年金制度の利用を支援する

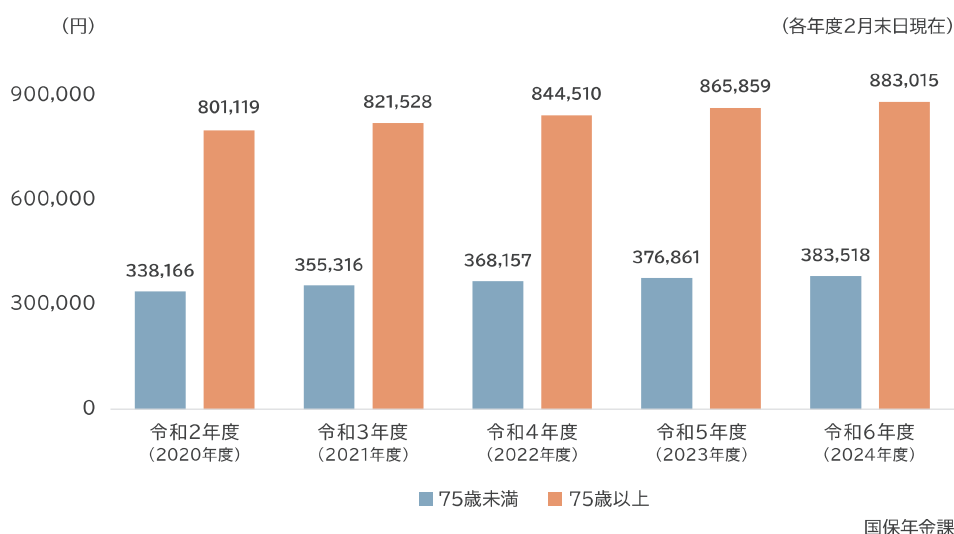
● 国民年金制度の理解と加入の促進

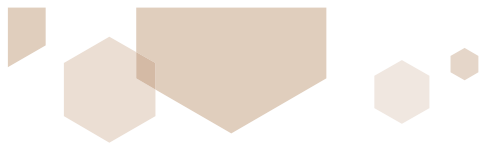
国民年金の対象者が年金制度について正しく理解できるよう年金相談を実施します。また、各種申請の受理や年金機構への報告、年金記録の管理等、適切な事務手続きの履行により、対象者の年金受給権確保に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
国民年金受給率	99.9%	100%

[説明] 国民年金受給率について、市民の公的年金受給権確保に向けた制度の周知・啓発などに努めることにより、100%を目標とする。

1人あたり医療費（国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）





【大綱3】

都市と自然が調和した 集約と連携によるまちづくり

(都市計画、都市施設、住宅など)

- 3-1 生活の質が高く選ばれる都市をつくる
- 3-2 地域を支える道路をつくる
- 3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる
- 3-4 安全で良好な水環境をつくる
- 3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる

3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる

めざす姿(5年後の状態)

越谷市に住む人が、越谷に愛着を持ち、 定住意向が高まっている

都市機能が集約された市街地を中心とし、バランスのとれた質の高いまちづくりを推進することで、市民生活の満足度を高めます。

また、河川や田園風景の自然環境や旧日光道中(旧日光街道)に残る歴史的建築物などの地域の個性や特徴を活かした越谷らしい良好な景観づくりを進め、「越谷に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思える、愛着や誇りを持てるまちを目指します。

さらに、路線バス等の運賃割引機能や経路検索機能等を有するシステムを構築し、デジタル技術を活用した新たな移動サービスの推進を図るとともに、地域公共交通の利便性向上や交通結節点の機能強化を図り、持続可能な交通ネットワークの形成を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
定住したいと思う市民の割合	78.4%	82%
[説明] 市政世論調査で、今後も現在のところに住み続けたいと思うと回答した市民の割合について、82%を目標とする。		
公共交通の満足度	60.7%	70%
[説明] 市政世論調査で、公共交通に満足していると回答した市民の割合について、70%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 越谷市景観計画(平成25～令和14年度)
- 越谷市緑の基本計画(平成29～令和12年度)
- 越谷市地域公共交通計画(令和3～8年度)



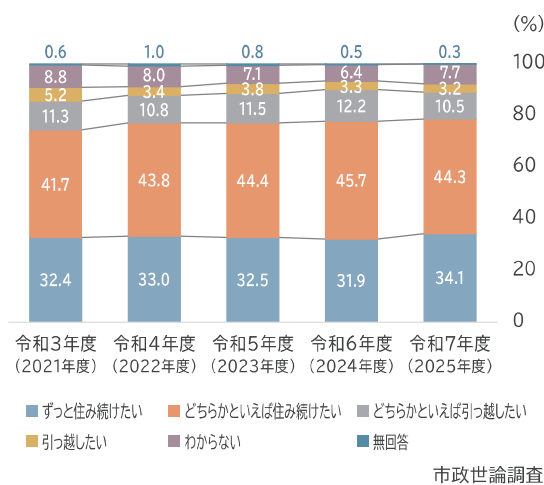
現状

- 都心からの鉄道・道路によるアクセスに優れているという地域特性を有し、鉄道沿線を中心にコンパクトな市街地が形成されています。
- 越谷市景観条例による規制・誘導を図りながら、市民との協働のもと、景観に対する意識の醸成を図り、良好な景観づくりを進めています。
- 鉄道駅を中心に、路線バスやタクシーなどの公共交通が整備されています。

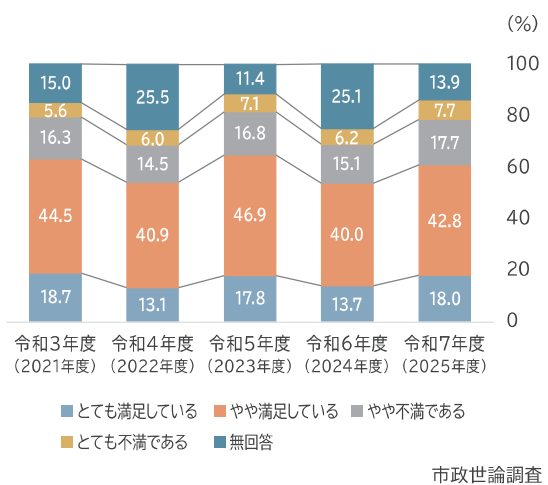
課題

- 選ばれる都市になるために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、愛着や誇りを持って、協働による取組みを推進することが重要となっています。
- 人口減少や少子高齢化に備え、市街地への人の流れやにぎわいの創出、市街化調整区域内の既存集落におけるコミュニティの維持、優良な農地の保全や土地の利活用などが求められています。
- 市民、事業者、行政の連携と協働により、河川や旧日光道中(旧日光街道)など地域の資源を活かし、親しみのある良好な景観形成を推進することが必要です。
- 少子高齢化などの社会経済情勢の変化に加え、地域公共交通を担う運転士不足が深刻化していることにより、公共交通の維持が厳しい状況となることが見込まれるため、市民の移動手段の確保が求められています。

定住したいと思う市民の割合



公共交通の満足度



▶▶▶ 施策の方向性

311 メリハリのある土地利用を進める

● 地域特性に応じた土地利用の推進

都心からの鉄道・道路によるアクセスに優れている地域特性から、これまで図られてきた土地利用を活かしつつ、人口減少や少子高齢化による土地需要の変化や、ライフスタイルの変化に対応したメリハリのある土地利用のあり方を検討します。

● 良好な居住環境の推進

人やモノが集まり、新たなにぎわいと交流を創出する、活気あふれる都市づくりを推進します。そして、効果的・効率的・計画的な都市基盤の整備を図るとともに、越谷市まちの整備に関する条例に基づく、協働のまちづくりを継続することにより、「住んでよかった」「住み続けたい」と思える持続可能なまちづくりを推進します。

また、都市の安全・安心を支える基盤として、燃えにくいまちづくりの促進を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市街化区域内の人口密度	100人/ha以上	100人/ha以上
[説明] 質の高い市街地の形成に向け、市街化区域内の人口密度について、100人/ha以上を維持することを目標とする。		

312 活気ある市街地を整備する

● 魅力ある拠点の創出

これまでに形成された都市基盤を活かしながら、利便性・快適性を備えた質の高い市街地を形成するため、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が集積したまちづくりを推進します。

また、県南東部地域の中核都市にふさわしい都市機能の充実を図るため、南越谷駅・新越谷駅および越谷駅をはじめとする鉄道駅周辺や西大袋地区などを拠点として位置づけ、それぞれの特性に応じた市街地の整備を推進します。

● 市街地開発事業の推進

西大袋土地区画整理事業により、本市の北部の拠点として新たな市街地形成を図り、利便性・快適性を備えた暮らしやすいまちづくりを推進します。

● サンシティの整備

南越谷駅・新越谷駅周辺地域のにぎわいづくりに向けて、周辺地域の核である越谷サンシティの整備を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
西大袋土地区画整理事業の進捗率	72.4%	100%
[説明] 西大袋土地区画整理事業に係る道路工事の進捗率について、100%を目標とする。		

313 身近で親しみのある景観をつくる

● 個性や特徴を活かした良好で魅力ある景観の形成

越谷らしい良好な景観を形成するため、周辺環境との調和を図り、景観計画や景観条例により、景観に配慮した建築物等の形態・色彩、緑化等を誘導します。

また、道路や公園、公共建築物等の公共公益施設について、景観に配慮した整備を進め、先導的にまちの個性を高めることで、良好な景観をつなぐネットワークを形成します。

● 協働による景観形成の取組みの推進

市民、事業者の意識の醸成を図るため、これまでに登録された「こしがや景観資源」を活用した情報の発信等に取り組むことで、景観に対する理解を深めます。

また、屋外広告物等の掲出許可および屋外広告業の登録に関し、越谷市屋外広告物条例による必要な情報の提供などに努めるとともに、違反広告物について除却活動を行う簡易除却推進員への参加を啓発し、良好な景観の形成を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
景観アドバイザー制度の活用件数	累計62件	累計90件
[説明] 景観アドバイザー制度の活用について、年間5件程度の増加とし、累計90件を目標とする。		

314 公共交通の維持・充実を図る

● 持続可能な公共交通ネットワークの形成

交通結節点の機能強化やだれもが利用しやすい公共交通環境の整備により、利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

● 公共交通の利用促進

市民、交通事業者、市の3者が連携し、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の醸成を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
越谷げんき de MaaS登録者数	—	累計35,000人
[説明] 越谷げんき de MaaS [※] の登録者数について、年間7,000人の増加とし、累計35,000人を目標とする。		
運転士確保のためのイベント開催数	累計4回	累計16回
[説明] 運転士確保のためのイベントについて、毎年2回開催とし、累計16回を目標とする。		

※ MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略。地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

3-2 地域を支える道路をつくる

めざす姿(5年後の状態)

道路や橋りょうの体系的な整備・維持管理により、安全かつ円滑な道路網を形成している

道路や橋りょうは、市民の生活に欠かすことのできない重要な都市施設であるため、国施行の東埼玉道路や県施行の浦和野田線などの整備促進を図るとともに、市内の幹線道路や橋りょうなどの整備、維持管理を進め、安全かつ利便性の高い道路網の形成を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
都市計画道路の完成率	65.3%	66%
【説明】 国・県・市が施行する都市計画道路の全体計画延長(112,169m)に対し、供用された割合である完成率について、66%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 越谷市橋梁長寿命化修繕計画(平成23年度～)
- 越谷市橋梁耐震化基本計画(令和7年度～)
- 越谷市道路附属物等維持管理計画(令和3～12年度)



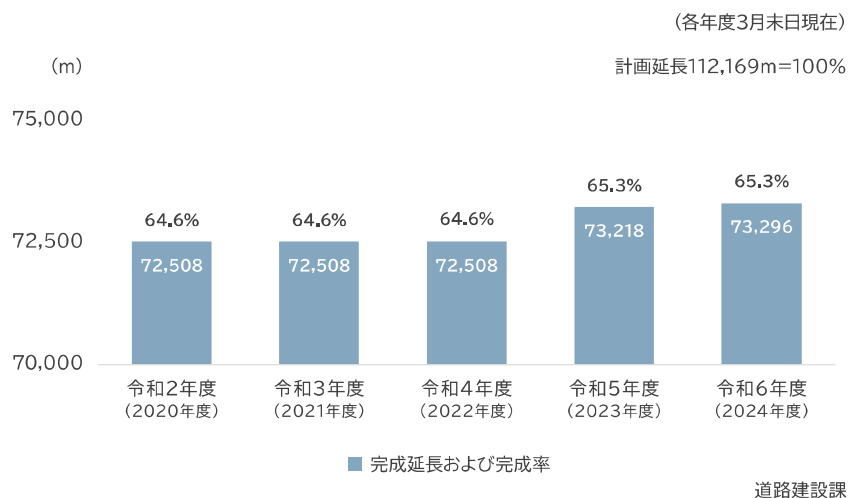
現状

- 都市部への人口集中や物流機能の発展により、幹線道路では慢性的な交通渋滞が発生し、移動時間などの損失が生じています。また、渋滞を回避する通過車両が生活道路へ入り込むことにより、交通事故が発生するなど、対策が急務となっています。
- 道路や橋りょうなどの施設は、人々の移動や生活物資の輸送などのほかに、災害時には避難路や緊急輸送道路としての機能を有するなど、日常生活において必要不可欠なものであり、常時良好な状態に保ち、交通に支障のないように努めなければならないため、定期的な点検を行っています。

課題

- 本市の幹線道路となる都市計画道路は、これまで南北方向や駅に向かう路線などが主に整備されてきましたが、東西を結ぶ道路や近隣市町との拠点間を結ぶ道路など広域的なネットワークが形成される道路整備を進める必要があります。
- 本市の管理する道路や橋りょうの多くは完成から年数が経過し老朽化が進んでおり、それらの維持・修繕・更新の作業が課題となっています。今後も定期的に点検を行い計画的な補修・補強により道路施設を長く安全に利用できるようにすることが求められています。

都市計画道路の整備状況



▶▶▶ 施策の方向性

321 道路の整備を図る

● 都市計画道路の整備・見直し

都市計画道路については、現在施行中の路線および整備が予定されている路線の整備を推進するとともに、適宜見直しを行い、多様な道路利用者のニーズに応え、だれもが円滑に利用できる道路空間の形成に努めます。

● 幹線道路・生活道路の整備

幹線道路については、計画的な修繕・補修を行い安全で円滑な道路交通を確保するとともに、生活道路などの一般市道についても拡幅改良や補修を行い、安全で快適な住環境および交通環境の維持・向上に努めます。

● 橋りょうの整備・耐震化、維持管理

橋りょうの定期的な点検を行い、計画的な修繕・補修を行うとともに、耐震化を推進するなど災害に強い道路交通網の維持・形成に努めます。

● 道の駅の整備

東埼玉道路沿線における高い市場性や周辺地域の特性を活かし、地域経済の活性化や魅力発信に資する道の駅などの拠点整備について検討を進めます。

● 安全で快適な道路通行空間の創出

歩道・自転車通行環境の整備を行い、安全な通行空間の創出に努めるとともに、電線類の地中化を推進し、都市災害防止や都市景観の向上を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
都市計画道路などの整備進捗率	6.7%	46%
[説明] 市施行で事業中の都市計画道路などの全体計画延長(4,436m)に対し、施工が完了した割合である整備の進捗率について、46%を目標とする。		
主要な幹線道路の舗装改良率	43.1%	70%
[説明] ひび割れ率やわだち掘れ量などを測定する路面性状調査の結果に基づき対象を定めた幹線道路の舗装改良率について、70%を目標とする。		
橋りょう耐震化対策の進捗率	30.1%	37%
[説明] 橋りょう耐震化対策の進捗率について、37%を目標とする。		

322 道路・水路の管理を図る

● 交通安全施設の充実

歩行者、自転車、自動車などの道路利用者にとって安全かつ利便性の高い道路空間を維持するため、適正な管理および交通安全施設の設置により、交通安全の推進に努めます。

● 生活道路などの維持・保全

既存道路などの適切な維持管理を行うため、修繕が必要な箇所、損傷の具合を把握し、計画的な改修を行い既存道路の延命を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
道路施設などの改修率	82.1%	90%
[説明] 道路施設(道路照明灯・道路反射鏡など)の改修率について、90%を目標とする。		
道路の修繕・清掃の要望件数	年間2,954件	年間2,500件以下
[説明] 計画的な修繕・清掃の進ちよくにより、要望件数が年間2,500件以下に減少することを目標とする。		

3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる

めざす姿(5年後の状態)

緑地保全や緑化推進、公園などの整備を図り、 水と緑に囲まれた都市空間が形成されている

公園や緑地は、憩いややすらぎ、スポーツ・レクリエーションおよび地域コミュニティ形成の場、さらには防災空間や環境保全の役割、ヒートアイランド現象や地球温暖化の防止など、多様な機能を有しており、これらの機能が十分に発揮されるよう公園の整備や良好な緑地の保全・創出・管理などを推進するとともに、市民との協働による水と緑を活かした快適な空間づくりを目指します。

また、市内の河川敷地や水路用地を利用した緑道の整備により、地域住民が身近で自然とふれあうことのできる水辺環境の形成を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市民1人あたりの都市公園面積	2.86㎡	3.65㎡
[説明] レクリエーションの空間など豊かな地域づくりに資する都市公園の整備・拡充について、市民1人あたりの都市公園の面積3.65㎡を目標とする。		
公園の維持管理を担う市民団体数	累計80団体	累計98団体
[説明] 生活に身近な公園の維持管理を担う市民団体について、年間3団体程度の増加とし、累計98団体を目標とする。		

関連計画

- 越谷市都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 越谷市緑の基本計画(平成28～令和12年度)

※ ライフサイクルコスト

製品や構造物(建物や橋、道路など)がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用の総額のこと。LCC(Life Cycle Cost)と略されることもある。



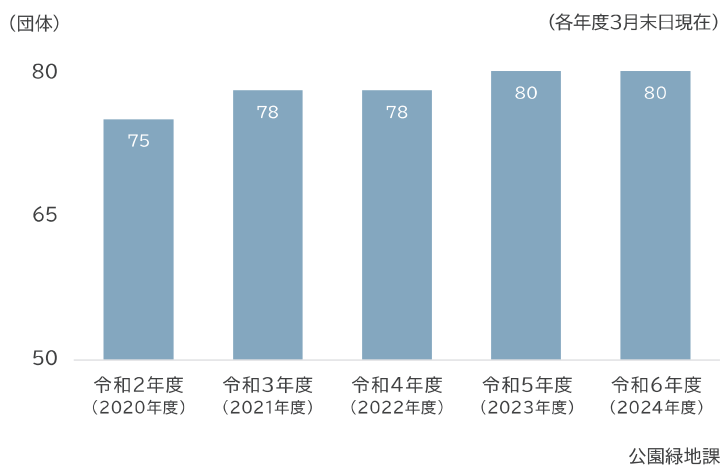
現 状

- 市内の公園や緑地は、人口増加にあわせて整備、拡充を進めてきましたが、現在では人口減少や少子高齢化の進行にあわせた整備を行っています。
- 都市化の進展に伴い、年々宅地化が進んでいることなどから、屋敷林や樹林地、さらには農地などを含めた緑地が減少しています。
- 民有地の緑地の保全や緑化の推進を図るため、現状の課題の整理や調査を行いながら、適正な保全のあり方や方法などを検討しています。

課 題

- 近年の公園利用の多様化などに対応するため、市民と協働して個性的でより魅力的な公園づくりに取り組む必要があります。
- 緑道の整備などにより快適な水辺空間を創出するとともに、公園などによる緑の拠点を緑道などで結ぶことにより、「水と緑のネットワーク」の充実を図る必要があります。
- 既存の都市公園や緑道は、年々、老朽化が進んでおり、今後さらに維持管理費や施設の更新費用の増大が懸念されることから、ライフサイクルコスト※を考慮した施設のリニューアルや維持補修を進める必要があります。
- 市民との協働による維持管理を進め、公園などの適切な環境づくりに努めるとともに、市民の公園に対する愛着や活動意識を醸成し、支援する必要があります。

公園の維持管理を担う市民団体数



▶▶▶ 施策の方向性

331 身近な緑を守り育てる

● 緑地の保全

市内の貴重な緑地空間の保全と創出を推進するため、市民と連携して樹林・樹木の保全、育成を図るとともに、河川敷地や調節池周辺などを活用した緑地の有効利用を検討します。

● 緑化の推進

公園の維持管理を担う市民団体や自治会等に種苗を配布し、公園や緑道内の空閑地に緑を育てることにより、緑化を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
民有地内の良好な樹林地の調査件数	0件	累計40件
[説明] 民有地において、屋敷林などが良好な状態で保全されている樹林地の調査件数について、累計40件を目標とする。		
市民との協働により草花が植えられた公園等の箇所数	累計52か所	累計58か所
[説明] 公園の維持管理を担う市民団体や自治会などが草花を植えた公園や緑道の箇所数について、年間1か所の増加とし、累計58か所を目標とする。		

332 だれもが利用しやすく安全な公園をつくる

● 都市基幹公園の整備・維持管理

市民の防災活動やスポーツ・レクリエーション、コミュニティの場の拠点となる都市基幹公園の整備・維持管理を行います。

● 住区基幹公園の整備・維持管理

市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場となる住区基幹公園の整備・維持管理を行います。

● 公園施設の維持管理

公園や緑地を安全で安心して利用できるよう、点検やパトロールを実施しながら、施設の補修、修繕を計画的に進めるとともに、既存ストックの有効活用を検討します。

また、市民との協働による清掃や除草を行うなど、効率的かつ適正な維持管理に努めます。

● 施設のバリアフリーの推進

市民が安全で快適に公園施設を利用できるよう、トイレの改修等を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
照明灯LED化都市公園数	累計11か所	累計17か所
[説明] 水銀灯照明をLED照明に改修した都市公園について、年間1か所以上の増加とし、累計17か所を目標とする。		
公園などの多機能トイレ整備数	累計87か所	累計99か所
[説明] 公園などの多機能トイレの数について、年間2か所程度の増加とし、累計99か所を目標とする。		

333 水辺を活かした快適な空間をつくる

● 緑道等の整備・維持管理

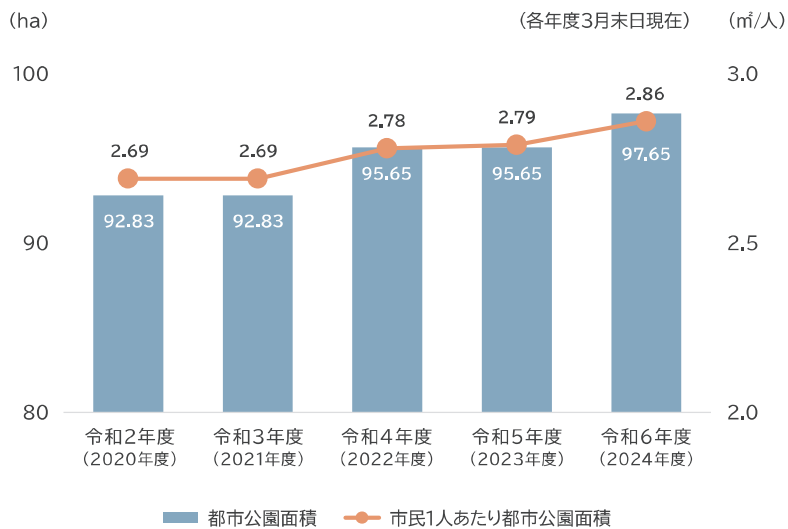
河川や水路などの水辺環境は、地域住民が身近に自然とふれあうことのできる貴重な資源として、その保全と適切な活用に努めます。

また、河川沿いの遊歩道や緑道の整備など、地域特性に応じた水辺空間の創出を図ります。併せて、調節池周辺などの良好な緑地については、市民・地域との協働による維持管理はもとより、主体的な活動を市が支援しながら、その水辺環境の特性を活かした利活用を検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
元荒川緑道整備進捗率	91.7%	100%

[説明] 計画延長(21,400m)に対する整備の進捗率について、100%を目標とする。

都市公園面積



3-4 安全で良好な水環境をつくる

めざす姿(5年後の状態)

現行の生活環境を適切に維持し、自然災害に備えたまちづくりを進めることで、安全で安心して生活できる

台風や大雨などの自然災害に備えるため、国や県が進める河川改修事業を促進するとともに、内水氾濫等による浸水被害の軽減に向けた河川やポンプ施設の整備などのハード対策※を進めます。

また、被害をできるだけ減らすための水害リスク情報の発信などのソフト対策※の充実を図り、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を推進し、安全で安心して生活できるまちを目指します。

さらに、下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を進め、今後の人口減少といった社会情勢の変化にも対応可能な持続的で健全な公共下水道事業の経営を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
都市下水路整備率	92.6%	100%

[説明] 新川都市下水路整備事業の事業認可延長(2,852m)に対する整備率について、100%を目標とする。

関連計画

- 越谷市都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 越谷市下水道事業経営戦略(令和8～17年度)
- 越谷市国土強靱化地域計画(令和4～12年度)
- 越谷市下水道ストックマネジメント計画(第2期)(令和6～10年度)
- 越谷市下水道総合地震対策計画(第3期)(令和5～9年度)

※ ハード対策
被害の防止・軽減を図るため、堤防整備などの河川改修や排水路・ポンプ施設・雨水貯留施設の整備などの対策。

※ ソフト対策
被害をできるだけ減少させるため、水害リスク情報の発信や避難体制等の強化などの対策。



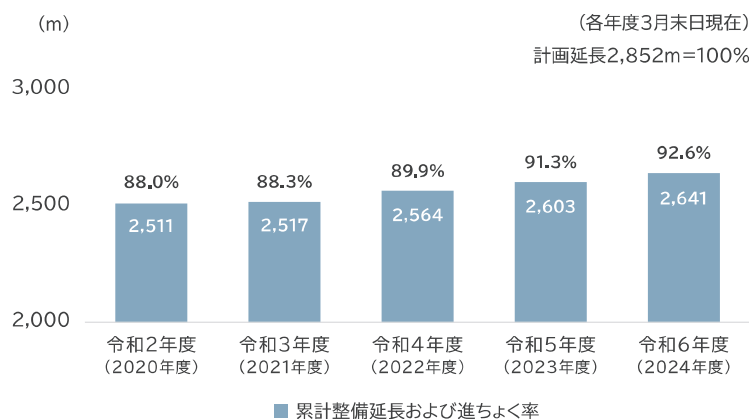
現状

- 本市では、台風や大雨などの自然災害に備え、国・県が進める河川改修事業にあわせた流域対策や被害軽減対策などによる総合的な治水対策に取り組んでいます。
- 安全安心で快適な生活環境を確保、維持するため、計画的な公共下水道事業の運営、施設の改築、維持管理を行っています。
- 生活に欠かすことのできない重要なライフラインである水道については、安全で安定した供給を維持しています。

課題

- 大雨や台風時には、内水による浸水被害が各所で発生していることから、さらなる浸水被害の軽減を図る対策が求められています。
- 安全で安心して生活できるまちづくりの実現に向けて、水災害に備えた都市基盤の整備を通じた防災・減災対策を進めるだけでなく、防災意識の普及・啓発や地域と協働した防災対策など、さらなる防災力の向上を図る取組みも推進する必要があります。
- 近年の気候変動等により頻発化・激甚化している台風や大雨などに備え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」への転換を図り、推進していくことが求められています。
- 公共下水道事業の経営にあたっては、中長期的視点に立ち、さらなる健全化を図る必要があります。

新川都市下水路整備の状況



河川課

施策の方向性

341 水害に強いまちづくりを進める

● 河川・排水路等の整備・維持管理

浸水被害の軽減、生活環境の向上を図るため、国や県が行う河川改修事業を促進するとともに、河川、排水路、都市下水路等の整備、維持管理に取り組みます。

● 公共下水道(雨水)の整備

内水被害※の軽減を図るため、雨水貯留施設の整備などにより貯留機能の強化をするとともに、公共下水道の整備による内水氾濫対策を推進します。

● ポンプ施設等の整備・維持管理

排水機場等の施設更新や保守管理など、機能維持に努めます。また、浸水リスクの軽減を図るため、施設の強化・充実に取り組みます。

● 雨水流出量の抑制

河川への雨水流出量を抑制するため、校庭貯留、調整池、雨水流出抑制施設などによる流出抑制対策を推進します。

● 総合治水対策(ソフト対策)の推進

市民の水害に対する防災意識の向上のため、防災に関する普及啓発や災害時の情報提供などのソフト対策を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
樋管(ゲート)の改修率	83.8%	93%
[説明] 治水対策のため河川の堤防などに設置されている樋管(ゲート)のうち、手動ゲート68か所に対する電動ゲート化改修率について、93%を目標とする。		
雨水貯留施設の整備	0か所	1か所
[説明] 雨水貯留施設について、せんげん台駅東口に1か所の整備を目標とする。		



治水対策のため河川の堤防などに設置されている樋管

※ 内水被害

降水量が、水路などの排水能力を超えたときや、排水ポンプの排水能力が追いつかない場合、雨が河川に排水できなくなることで、発生する被害。

342 水質の保全と安全な水の確保により快適な生活環境を整える

● 公共下水道経営の健全化

地方公営企業である公共下水道事業の経営にあたっては、経営戦略に基づいてさらなる健全化を図ります。

また、既存施設の点検を適切に実施し、必要な修繕などを行うことで施設の維持管理に努めます。

● 公共下水道(汚水)の改築・維持管理

施設の維持管理にあたっては、ストックマネジメント※や地震対策などの考え方にに基づき、効率的かつ計画的な改築、更新を進め、機能性の確保ならびに延命化を図ります。

● 生活排水処理対策の推進

生活排水対策として、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽※への切り替えを促進するための補助制度の充実や浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を積極的に推進します。

● 水の安定供給

安全で強靱な水道を将来にわたり持続できるよう、本市の水道事業を担う越谷・松伏水道企業団と密に連携します。災害等発生時には企業団や市民との協働により応急給水活動を行うなど、安全な水の安定供給に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
公共下水道事業の経常収支比率	112.4%	100%以上
[説明] 経常費用に対する経常収入の割合である経常収支比率について、黒字を示す100%以上を維持することを目標とする。		
合併処理浄化槽普及率	44.5%	50%
[説明] 全浄化槽(単独処理浄化槽+合併処理浄化槽)に対する合併処理浄化槽の割合について、50%を目標とする。		

※ スtockマネジメント

既存の施設の健全度や重要度を考慮した上で、計画的かつ効率的に施設管理(点検・調査や維持修繕・改築)を行うこと。

※ 合併処理浄化槽

家庭から出るすべての生活排水(し尿と台所、お風呂、洗濯などの雑排水を含む)を処理する。

3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる

めざす姿(5年後の状態)

環境配慮型住宅の整備を促進し、だれもが安心して 住み続けられる

人口減少や少子高齢化の進行により、住宅の利用形態の変化や空き家が増えていくなかで、空家バンク※やセーフティネット住宅といった既存建築物の流通手段を確立し、既存ストックの有効活用を図ります。また、分譲マンションの適正な管理を促進し、こうした取組みにより、継続的で良好な居住環境づくりを目指します。

さらに、環境にやさしく、良質な住宅の整備を促進するとともに、市営住宅の再整備などに取り組み、安心して暮らせる住宅環境を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
空き家等是正件数	累計353件	累計500件
[説明] 相談を受けて是正した空き家等について、年間25件程度とし、累計500件を目標とする。		
セーフティネット住宅登録戸数	累計2,271戸	累計2,700戸
[説明] 高齢者、低額所得者、障がい者、被災者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅登録戸数について、年間70戸程度の増加とし、累計2,700戸を目標とする。		

関連計画

- 越谷市都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 越谷市空家等対策計画(令和8～12年度)
- 越谷市建築物耐震改修促進計画(令和8～12年度)
- 越谷市営住宅等長寿命化計画(令和3～12年度)
- 越谷市マンション管理適正化推進計画(令和6～15年度)
- 越谷市営住宅再整備基本計画(令和6年3月策定)

※ 空家バンク

空き家等の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を空き家等の利用を希望する人に紹介する制度。

※ 都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生し、人口や土地利用などの密度が下がっていく現象。



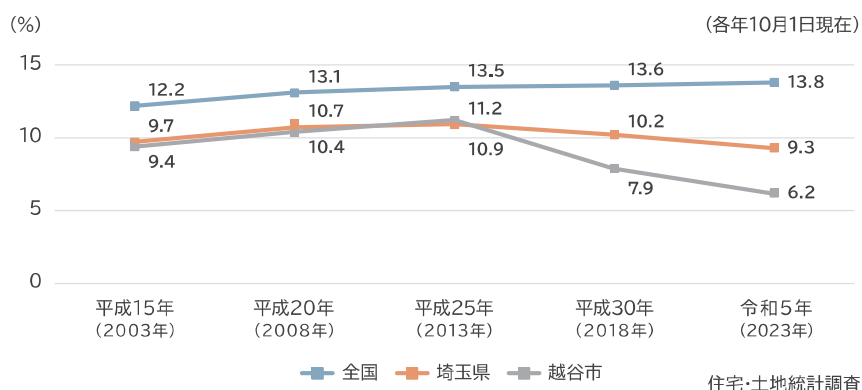
現状

- 近年、建築物の老朽化や、住宅に対するニーズ、社会情勢の変化などに伴い、使用されていない建築物が全国的に増加しています。
- 地域によっては、年少人口や生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加していることから、空き家等が年々増加し、都市のスポンジ化※が進行しています。
- 分譲マンションにおいては「2つの老い」といわれる建物と居住者の両方の高齢化が進行しています。
- 単身高齢者世帯の増加や所得の減少などが背景となり、住宅に困窮する低額所得者などが増加しています。
- 東日本大震災や能登半島地震などの大規模地震や、集中豪雨・台風などの自然災害が全国各地で発生しており、今後30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生するともいわれています。

課題

- 人口減少や少子高齢化の進行が予測されている社会環境において、都市のスポンジ化と地域の高齢化に対応した都市構造の転換が求められており、空き家等を含めた既存建築物などの活用・流通対策を図り、安全・安心な住宅環境を整備する必要があります。
- 分譲マンションの維持管理の適正化と、維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組みの強化が求められます。
- 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の受け皿として、セーフティネット住宅の登録促進や、市営住宅の整備促進および適正管理が求められます。
- 災害に強いまちづくりを目指すため、耐震化を含めた良質な住宅の整備、地球温暖化に配慮した省エネルギー住宅の促進を図り、災害に強く安心して住むことができる住宅環境を整備する必要があります。

空き家率



施策の方向性

351 安心して暮らせる住まいづくりを支援する

● 安全・安心な住宅環境の整備

良好な住宅環境の推進を図るため、建築確認および完了検査に関する指導・助言等を行うことで、安全・安心な住宅環境の促進を図ります。

また、高齢者、障がい者等の自立した日常生活を確保するため、バリアフリー建築の促進を図ります。

● 既存住宅等の耐震化促進

地震発生時の被害を軽減するため、耐震性が不足している既存建築物について、啓発や支援を行うことで、耐震化を促進します。

● 空き家等対策の促進

空き家等の適正管理の促進、発生の予防・抑制、活用・流通の促進に関する施策を講じます。

● マンションの適正管理の推進

マンション管理の適正化を計画的に推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
耐震改修補助による工事实施件数	累計115件	累計151件
[説明] 木造住宅の耐震改修補助を活用した耐震改修工事の実施について、年間6件程度の増加とし、累計151件を目標とする。		
空き家等の予防・活用の件数	累計107件	累計250件
[説明] 空き家等の所有者からの相談に対し予防および活用対策を行った件数について、年間25件程度の増加とし、累計250件を目標とする。		
マンション管理士等専門家の派遣件数	累計23件	累計60件
[説明] マンションの適正管理について、専門家の派遣を年間6件程度とし、累計60件を目標とする。		

352 住宅ストックの有効活用と快適な住宅環境の実現を図る

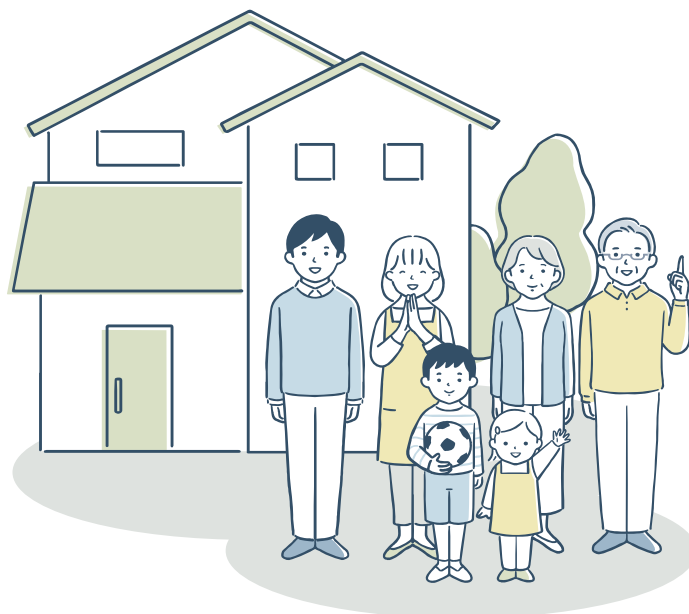
● 良質な住宅の普及

快適な住宅環境の実現を図るため、長寿命化のために必要な性能を備えた長期優良住宅や、都市の環境負荷の低減を図るための低炭素建築物・省エネルギー住宅の認定および指導などを通じて、良質な住宅の普及促進を図ります。

● 住宅セーフティネットの整備

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅の登録を促進するなど、関係機関と連携を図りながら、安心して暮らせる住宅環境の整備に努めます。また、市営住宅については、住宅に困窮する高齢者や低額所得者への住宅のセーフティネットとなるため、適正な維持管理を行って既存ストックの有効活用を図るとともに、老朽化した団地については再整備を進めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
長期優良住宅の認定申請件数	累計5,155件	累計6,840件
[説明] 長期優良住宅の認定申請件数について、年間280件程度とし、累計6,840件とすることを目標とする。		
セーフティネット住宅の登録において連携する不動産仲介業者の数	累計7社	累計19社
[説明] セーフティネット住宅の登録を促進するため連携する不動産仲介業者について、年間2社の増加とし、累計19社を目標とする。		



市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

愛着や誇りを
持てるまちにしたい



若者まちづくり懇談会（中学生）

増えてきている空き家を
有効活用するなど、住民が
考えてまちづくりをすること
が重要



市民懇談会

越谷駅近くの
歴史ある街並みが
好き



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

緑が少なく自然と
ふれあえる公園や
場所がない



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

道路等のバリアフリーが
少しずつ改良されている



市民懇談会

水害については課題も
多いが、以前よりも被害が
減ったと感じる



市民懇談会

バスなどの
公共交通に地域差を
感じている



市民懇談会



市民懇談会



若者まちづくり懇談会＜高校生・大学生の部＞



新モビリティサービスによる 地域課題解決へ — MaaS

デジタル分野における技術革新やスマートフォンの急速な普及は、鉄道やバス、タクシー、シェアサイクルなど、公共交通の分野においても大きな変化をもたらし、MaaS(マース: Mobility as a Service)と呼ばれる新たなサービスが欧州等を中心に拡がりをみせています。

MaaSとは、地域住民や旅行者一人ひとりのニーズにあわせて、公共交通やさまざまな移動手段を最適に組み合わせて利用することができるサービスです。

こうしたサービスにより、移動の利便性が向上し観光や医療など地域の課題解決にもつながっていくことが期待されます。また、人の移動データを詳細に把握できるようになることから、地域のニーズに対応した公共交通へと迅速に再構築することができ、さらには、さまざまなデータと組み合わせることにより、公共交通のみならず地域が抱える課題を解決するツールとしても大きな可能性を秘めています。

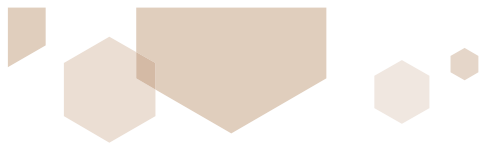


国土交通省ホームページ 日本版 MaaS の推進

【越谷げんき de MaaS】

鉄道やバス、タクシー、シェアサイクルなど、複数の交通手段を組み合わせた最適な経路検索機能を備えたWEBサービスです。高齢者の外出機会を増やすとともに、公共交通の利用促進を目指しています。





【大綱4】

持続可能で災害に強い 安全・安心なまちづくり

(環境、危機管理、消防など)

- 4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる
- 4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる
- 4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる

めざす姿(5年後の状態)

将来世代に豊かな環境をつなげるため、
すべての人が責任を持って考え行動している

温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」に取り組むなど、地球温暖化対策を推進します。

環境負荷を低減する持続可能な資源循環型の地域形成や、生物多様性の保全・回復などに努め、市民や事業者が環境問題を自分自身の問題として認識し、自ら考え、環境に配慮した行動が実践されているまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
市民の環境に対する関心度	69.2% (令和7年度)	74%
[説明] 市政世論調査で、環境や環境への取組みに関心があると回答した割合について、74%を目標とする。		
市民1人1日あたりのごみ焼却量	636g (令和6年度)	580g以下
[説明] 市民1人1日あたりのごみ焼却量について、580g以下に減少させることを目標とする。		

関連計画

- 越谷市環境管理計画(令和3～12年度)
- 越谷市一般廃棄物処理基本計画(令和3～12年度)



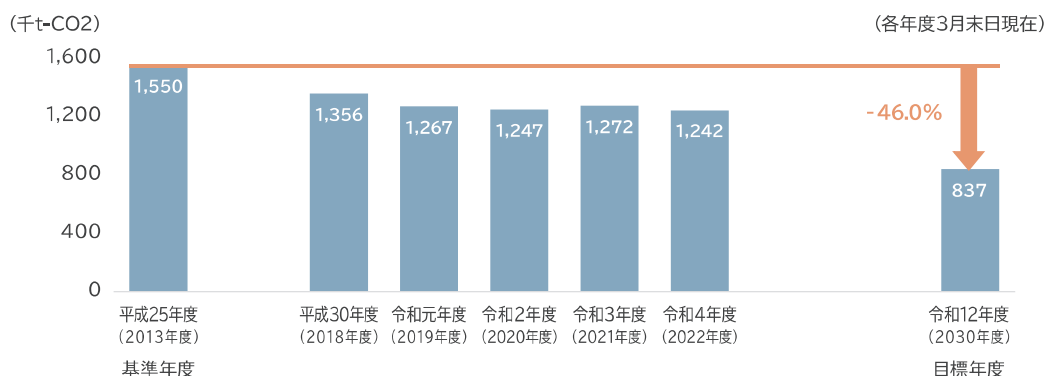
現状

- 気候変動の影響は地球規模で顕著となっており、全世界的に温室効果ガス削減が進められています。国は長期戦略を策定し、脱炭素社会※を構築するという目標を掲げています。
- 気候変動に対して緩和策と適応策の両輪での温暖化対策推進が求められています。
- 循環型社会の実現に向けて市民と事業者と協力し、さらなる廃棄物の減量やリサイクルの推進、適正な処理を進める必要があります。
- 本市独自の自然環境や生物多様性の保全・回復等を通じた自然と人が共生する社会づくり、大気や水質などの環境モニタリングを通じた安全で安心な生活環境の確保に向けた取組みが求められています。

課題

- 地球環境が大きく変化しつつあるいま、持続可能な地域・社会づくりに市民・事業者・行政の参加・協働により、「地域脱炭素の実現」、「気候変動への適応」、「持続可能な資源循環型の地域形成」、「生物多様性の保全・回復」、「安全で安心な生活環境の形成」に向け、一体的に取り組んでいく必要があります。

市域からの温室効果ガス排出量



埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書

※ 脱炭素社会

温室効果ガスを減らし、地球温暖化を防止するという世界共通の課題に向けて、二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロの状態を目指す社会。

施策の方向性

411 気候変動対策を進める

● 地域脱炭素の実現に向けた緩和策の推進

地域脱炭素の実現には市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があることから、脱炭素に対する意識の醸成や再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの普及など行動変容を促す取組みを進めます。

● 気候変動への適応策の推進

近年頻発している気候変動の影響に対し、被害を回避・軽減するため、適応策を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量	累計9,974kW	累計13,350kW
[説明] 公共施設や市の補助を受けて設置した設備による発電容量について、累計13,350kWを目標とする。		
気候変動適応計画に関する取組み件数	年間12件	年間14件
[説明] 気候変動適応計画に関する取組みについて、年間14件を目標とする。		

412 地域の効率的な資源循環を進める

● 廃棄物の減量・資源化の促進

循環型社会の構築に向けて市民・事業者・行政が連携・協力を深めていく必要があることから、積極的な情報提供と4R※に関する普及啓発活動に努めます。

また、少子高齢化の進行に伴うライフスタイルの変化に的確に対応し、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が、これまで以上に廃棄物の減量や資源化に向け協働して取り組みます。

さらに、プラスチック使用製品廃棄物などの回収や再資源化等について検討を進めます。

● 廃棄物の適正処理の促進

不法投棄等の早期発見と迅速な対応に取り組むとともに、廃棄物の適正処理についての啓発に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
リサイクル率	17.5%	25%
[説明] 市民・事業所・行政の協働によるごみのリサイクル率について、25%を目標とする。		
市内日中パトロール実施回数	年間230回	年間240回
[説明] 不法投棄の未然防止を目的とした市内日中パトロールの実施回数について、年間240回を目標とする。		
ふれあい収集の実施件数	年間666件	年間800件
[説明] 自らごみ集積所へ排出することが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯および障がい者のみの世帯に対して行う、戸別訪問収集の実施件数について、年間800件を目標とする。		

413 自然・人が共生する社会をつくる

● 生物多様性の保全・回復

身近な生態系や自然環境の保全と回復により自然の恵みが得られる「自然共生社会」の実現を推進します。

● 協働による環境学習の推進

市民・事業者等の参加・協働により「持続可能な地域・社会」の実現を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
希少植物種の保護実施箇所数	3か所	6か所
[説明] 市内で生息する希少植物種の保護を目的とした活動の実施箇所数について、6か所を目標とする。		
環境・SDGsに関する取組み件数	年間29件	年間32件
[説明] 市民・事業者等との協働による環境保全、環境教育、SDGs等の取組みについて、年間32件を目標とする。		

414 安全・安心な生活環境づくりを進める

● 公害防止・生活環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、化学物質、悪臭、土壌汚染などの公害の未然防止に取り組みます。また、環境モニタリングの実施により、市民の健康および生活環境の保全に取り組みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
排水基準適合率	100%	100%
[説明] 市が実施する立入検査で排水基準に適合している事業所の割合について、100%を維持することを目標とする。		
ダイオキシン類環境測定結果環境基準適合率	82%	100%
[説明] 大気、河川水質、河川底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の調査結果について、環境基準適合率100%を目標とする。		

※ 4R(フォー・アール)

リフューズ(Refuse:不要なものは断る)、リデュース(Reduce:ごみになるものを減らす)、リユース(Reuse:繰り返し使用する)、リサイクル(Recycle:資源として再生利用する)の4つの頭文字(R)。

4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる

めざす姿(5年後の状態)

だれもが安全で安心して生活できる

自然災害や大規模テロ、新たな感染症の発生など、あらゆる危機から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるための総合的な危機管理体制のさらなる充実を図ります。一人ひとりが危機意識を持ち、自助・互助・共助・公助による地域防災力と危機対応力の向上を図りながら、防災DXの推進や防災活動拠点および防災施設の機能を強化し、安全で安心な市民生活の実現を目指します。

また、交通ルールや相手の立場を尊重した交通マナーを守るなど、一人ひとりの交通安全意識がより一層高まり、だれもが交通事故の被害者・加害者とならない安全で安心なまちを目指すとともに、防犯意識の高揚や自主的な防犯活動への支援等、警察や関係団体と連携を図りながら犯罪の起こりにくい環境を整えます。

さらに、消費者の権利保護、自立支援等を基本に、消費生活に関する知識の普及・啓発や相談体制の充実を図り、市民が悪質商法などの被害に遭うことなく、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自主防災組織のカバー率	93.3%	95.1%
[説明] 総世帯数のうち、自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合について、年間0.3%の増加とし、95.1%を目標とする。		
人口1,000人あたりの刑法犯認知件数	9.33件	7.23件以下
[説明] 市の人口1,000人あたりの刑法犯認知件数について、7.23件以下に減少させることを目標とする。		

関連計画

- 越谷市危機管理計画(令和3年度～)
- 越谷市地域防災計画(令和3年度～)
- 国民保護に関する越谷市計画(令和元年度～)
- 越谷市国土強靱化地域計画(令和4～12年度)



現状

- 東日本大震災をはじめ、竜巻や近年頻発する線状降水帯*による集中豪雨などの災害を経験し、防災・減災に関する市民の関心や意識が高まっています。
- 自然災害や大規模テロ、新たな感染症の発生など、あらゆる危機への備えが求められています。
- 既往災害の教訓を踏まえ、自然災害や緊急事態に対する計画の策定、訓練の実施、防災活動拠点の整備など、総合的な危機管理体制と災害対応力のさらなる強化が求められています。
- 地域特性や社会状況を踏まえた大規模自然災害等への脆弱性を平時から克服し、機能不全に陥らないよう「強靱な地域」をつくる必要があります。
- 振り込め詐欺や架空請求詐欺等の「特殊詐欺*」の手口は、年々巧妙かつ悪質になっているため、消費生活センターや警察には多くの相談が寄せられています。
- 刑法犯認知件数や交通事故件数はピーク時に比べ、減少しつつありますが、近年は、市民生活に身近な場所で起こる街頭犯罪や高齢者、自転車に関する交通事故が多く発生する傾向にあります。

課題

- 頻発・激甚化する災害やあらゆる危機から市民の安全・安心を守り、被害を最小限にとどめるためには、市民・地域・行政それぞれが自らの立場に応じた防災・減災活動を実践できる体制と対策を整えることが必要です。関係機関をはじめ、多様な主体との協働による取組みを推進し、自助・互助・共助・公助による地域防災力の向上を図るとともに、より迅速かつ的確に対応できる総合的な危機管理体制と災害対応力・防災体制のさらなる強化を図る必要があります。
- 全国的には、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪、高齢運転者による交通事故が発生しており、犯罪被害や交通事故に対する市民の不安感を解消する取組みが必要となっています。
- 自主防犯活動団体における会員の高齢化や地域コミュニティの希薄化など、地域の防犯力低下が懸念されており、自主防犯活動に対するさらなる支援やウォーキングなど日常生活を送りながら、防犯の視点を持って子どもたちの安全を見守る「ながら見守り」の推進など、地域における防犯活動のより一層の充実が求められています。

※ 線状降水帯

発達した積乱雲が次々と列をなして連なり、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで強い雨が降り続く現象。

※ 特殊詐欺

電話等で親族や公的機関を装い、現金やカードをだまし取ったり、ATMで送金させる犯罪の総称。

▶▶▶ 施策の方向性

421 危機管理対策の充実を図る

● 危機管理・防災体制の強化

自然災害や大規模テロ、新たな感染症の発生など、市民の安全・安心な生活を脅かすあらゆる危機に適切に対応するため、市職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図るとともに、他の自治体や民間事業者との応援協力体制を構築し、関係機関等との連携強化に努めます。

また、市職員や地域住民、事業所等に対して、災害に関する研修・訓練等を実施し、危機対応力の向上を図るとともに、総合的な危機管理・防災体制のさらなる強化を図ります。大規模自然災害等の発生時には、市民の安全・安心を守り、あらゆる危機に備えるとともに、防災備蓄の充実など、各種の取組みを総合的かつ計画的に進め、地域の強靱化を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
災害時における応援協定の締結団体数	累計91団体	累計110団体
[説明] 市と応援協定を締結した企業等の団体について、累計110団体を目標とする。		
災害対策備蓄資器材の整備率	91.1%	100%
[説明] 備蓄計画に基づく災害時の食料、毛布、簡易ベッドや災害用トイレその他備蓄物資の整備率(備蓄数量/計画数量)について、100%を目標とする。		
感染症対策備蓄資器材の整備率	91.1%	100%
[説明] 備蓄計画に基づく災害時の医療資器材、感染症対策資器材の整備率(備蓄数量/計画数量)について、100%を目標とする。		



越谷市の水害対策

近年は、東日本大震災の経験や気候変動の影響による集中豪雨、大型台風の多発を受け、全国的に災害対策への関心が高まっています。

特に水害に関しては、内閣府の「市町村のための水害対応の手引き」によると、平成23年から令和2年(2020年)までの10年間でほぼすべての市町村で発生しており、いまや全国の自治体が向き合うべき重要課題となっています。

越谷市は、5本の一級河川が流れ、昔から「水郷こしがや」と呼ばれ親しまれてきましたが、本市を含む中川・綾瀬川流域は、平たんな土地ということもあり、ひとたび大雨に見舞われると、河川の増水、内水氾濫などの水害に長年悩まされてきました。

令和5年(2023年)6月に発生した台風第2号に伴う大雨では、本市を含む埼玉県東部地域6市1町に甚大な浸水被害をもたらし、抜本的な災害対策が急務となっています。現在、本市は、国、県、6市1町と緊密な連携を図り、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」の取組みを進めています。

422 災害対策を進める

● 地域防災力の向上

災害時に迅速かつ的確に応急・復旧活動を実施するため、地域における自主防災組織への支援や人材の育成に取り組むとともに、防災訓練に実践的な項目を取り入れるなど、訓練内容のさらなる充実を図り、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。

● 被災者支援対策の推進

● 防災活動拠点および防災施設の強化

要配慮者支援の取組みを加速させるとともに、被災者支援対策の推進を図ります。併せて、防災活動拠点および防災施設の強化、防災DXとしてデジタルを活用した情報収集と伝達体制の整備など、災害対策を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域防災リーダーの養成講座参加者数	累計878人	累計1,400人
[説明] 地域防災リーダー養成講座の参加者について、累計1,400人を目標とする。		
防災情報配信の登録者数	—	累計60,000人
[説明] 防災DXによる防災情報配信の登録者数について、累計60,000人を目標とする。		

【中川・綾瀬川緊急治水プロジェクト】

- 早期に内水被害の軽減を図るため、国・埼玉県・関係市町が役割分担のもと、ハード・ソフト両面から対策を実施していきます。
- 本市では、内水氾濫に対応するため、排水ポンプ施設の整備、排水路の整備、雨水貯留施設等の整備を行うとともに、水災害リスク情報の充実、避難体制等の強化に努めます。

また、越谷市では、このような水害リスクに対応するため、外水・内水の浸水想定区域を示したハザードマップの周知や、避難情報の迅速な発信体制の強化も進めています。

安全・安心なまちづくりには、市民一人ひとりの備えが不可欠です。ご自身の住む地域の危険箇所や避難経路を日頃から確認し、万が一の事態に備えましょう。



越谷市総合防災ガイドブック

施策の方向性

423 地域の防犯力を高める

● 地域防犯機能の強化

安全で安心な防犯のまちづくりを推進するため、地域住民による相互の助け合いや地域の連帯感をより一層高めるとともに、自主的な防犯活動への支援に努めます。

また、警察や防犯協会等との連携強化や協働による啓発活動等を実施し、市民の防犯意識高揚を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自主防犯活動団体数	累計259団体	累計280団体
[説明] 市内の自主防犯活動団体について、累計280団体を目標とする。		

424 交通安全の充実を図る

● 交通安全教育の推進

市民一人ひとりが、交通ルールの遵守と相手の立場を尊重した交通マナー向上に努め、交通事故のない社会を目指すため、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進します。

また、関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全運動や街頭広報活動等を通して交通安全に関する啓発活動を推進します。

● 自転車利用マナーの向上

放置自転車対策を行うことにより、歩行者の通行を確保し、歩行者の安全および自転車等による事故防止を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
交通安全教室等への参加者数	年間18,602人	年間22,000人
[説明] 交通安全教室等への参加者について、年間22,000人を目標とする。		
放置自転車等撤去台数	年間789台	年間600台以下
[説明] 放置自転車等の撤去台数について、年間600台以下に減少させることを目標とする。		

425 消費者の自立を支援し、消費者意識の高揚を図る

● 消費者意識の高揚

消費者トラブル等に対処するため消費生活相談を行うとともに、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害を未然に防ぐため、消費生活講座や出張講座などの啓発活動に努めます。

● 市民相談の充実

市民が安心して生活が送れるよう法律相談などの各種市民相談を実施します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
消費生活講座および出張講座への参加者数	年間776人	年間1,300人
[説明] 消費生活講座等への参加者について、年間1,300人を目標とする。		
法律相談などの市民相談の件数	年間1,793件	年間2,000件
[説明] 法律相談等の市民相談について、年間2,000件を目標とする。		

市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

地域の自然を守り、
越谷の魅力を
保っていききたい



若者まちづくり懇談会（中学生）

日常の中や災害時に
自然と声かけや助け合い
ができる地域



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

地震や大雨などの災害に
備えた訓練や備蓄をして
いる人は少ないと思う



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

地域の防犯、防災、
交通安全活動などに
取り組んでいる人が
多いと思う



市民懇談会

ごみの分別や、
資源回収ができており、
環境に配慮した生活をして
いる人が多いと思う



市民懇談会

手入れされていない
街路樹や、川にごみが浮かん
でいるのを見ることがある



若者まちづくり懇談会（中学生）

ハザードマップなど、
緊急時に必要な情報
（防災・安全など）が手に
入りやすい



若者まちづくり懇談会（中学生）

太陽光パネルの設置など、
再生可能エネルギーの
利用が進んでいない



市民懇談会



市民懇談会



若者まちづくり懇談会<中学生の部>

4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える

めざす姿(5年後の状態)

消防・救急体制の強化により、市民が安心して生活している

頻発・激甚化する災害の発生に備え、消防施設、消防車両や消防用資機材・装備を充実させ、効果的な消防活動を行うことができる体制の強化に取り組みます。

また、防火対象物※の安全対策を推進し、防火管理体制の確立を目指します。

さらに、市民、消防、医療機関が連携し、救命の連鎖を深化させるため、応急手当のさらなる普及啓発に努めるとともに、増加する救急需要に対応するため救急体制の強化に取り組みます。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
警防対策本部設置・運用訓練の実施回数	年1回	年2回
[説明] 大規模災害等に迅速・的確に対応することを目的として、消防活動を統制するために消防局に設置する警防対策本部の設置・運用訓練の実施回数について、年2回を目標とする。		
市民による心肺蘇生法実施率	54%	60%
[説明] 心肺停止状態の人に対して市民が心肺蘇生法※を実施する割合について、60%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市国土強靱化地域計画(令和4～12年度)
- 越谷市地域防災計画(令和3年度～)

※ 防火対象物

飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院・福祉施設など不特定多数の人、または、共同住宅・学校・工場・事務所など特定の人が入居、利用する延べ面積150㎡以上の建物。市内に約9,300棟がある。

※ 心肺蘇生法

心臓マッサージやAEDの使用等を指す。数値は市民が自発的に行ったものと消防に通報した際に消防職員の指示により行ったものを含めたもの。



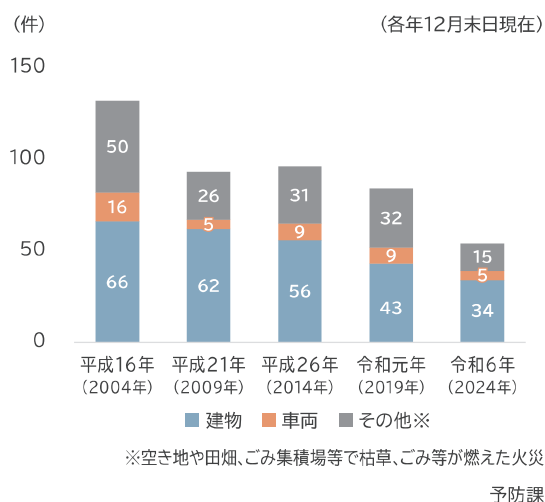
現状

- 不特定多数の人が出入りする施設などで火災が発生した場合、人的な被害、また、広範囲にわたる甚大な被害となることが懸念されています。
- 頻発・激甚化する災害の発生時に即応できる消防体制の強化・充実が求められています。
- 高齢化の進展等により、救急需要が増加しています。

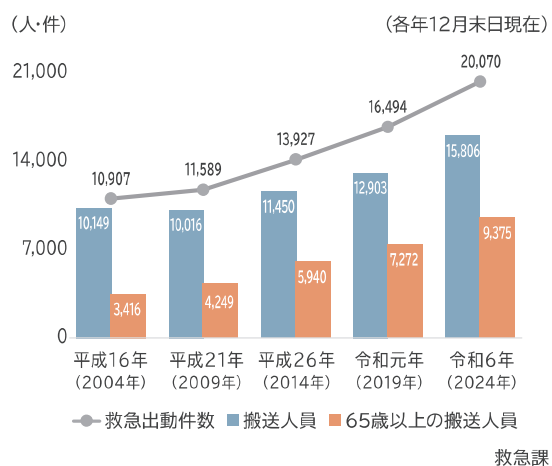
課題

- 防火管理体制を確立するため、査察等を通じて防火対象物の安全対策を図るとともに、関係機関と連携し、火災予防に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。
- 効果的な消防活動を行うため、消防局および消防団の施設や車両、消防用資機材・装備の更新・整備を行う必要があります。
- 救急体制を強化し、市民、消防、医療機関が連携して救命の連鎖につながる取組みを行う必要があります。

出火件数



救急出動件数と搬送人員



▶▶▶ 施策の方向性

431 火災を予防する活動の充実を図る

● 防火対象物の安全対策

不特定多数の人が出入りし、利用する、または、避難行動要支援者などが入居する防火対象物を対象として、査察を実施し、防火対象物の安全対策を推進します。

● 関係団体との連携による火災予防

火災予防思想の高揚と防火管理・防災体制を確立し、地域における災害防止を図ることを目的とする防火安全協会や、女性防火クラブ、幼年消防クラブと連携し、火災予防に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
防火対象物の査察実施事業所数	年間1,241件	年間1,390件
[説明] 市内事業所への査察実施について、毎年度2%増加させ、年間1,390件を目標とする。		

432 消防力の充実・強化を図る

● 消防体制の充実・強化

頻発・激甚化する災害に的確に対応するため、各種教育訓練などを通じ、職員の専門的知識や技術の向上を図ります。また、近隣消防本部と消防指令業務を共同運用することにより、スケールメリットを活かし、相互応援体制の強化などに努めます。

● 消防施設等の整備および維持管理

災害時における消防活動拠点としての役割を果たすため、消防庁舎等の整備および維持管理に努めます。また、耐震性貯水槽(消火用)の計画的な設置を進めます。

● 消防車両等の更新および整備

消防車両の更新を計画的に進め、消防用資機材・装備の整備を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
耐震性貯水槽(消火用)の設置数	累計55基	累計60基
[説明] 市が保有する100㎡型の耐震性貯水槽(消火用)の設置について、累計60基を目標とする。		
消防車両の更新数	累計5台	累計12台
[説明] 消防局で運用するポンプ車や救助工作車、はしご車など合計23台の消防車両の更新について、累計12台を目標とする。(令和3年度からの累計)		

433 救急体制の充実・強化を図る

● 救急自動車の整備等

救急自動車を増車するとともに、計画的に救急救命士を養成することにより、増加する救急需要に的確に対応します。また、救急自動車の適正利用にかかる啓発に取り組みます。

● 救命効果の向上

応急手当講習会等を通じて応急手当の知識と技術を広く普及します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
救急自動車の配置数	9台	10台
[説明] 救急自動車の配置台数について、10台を目標とする。		
応急手当講習会受講者数	累計10,916人	累計34,900人
[説明] 応急手当講習会の受講者について、累計34,900人を目標とする。(令和3年からの累計)		

434 消防団の充実・強化を図る

● 消防団体制の充実・強化

地域防災力の中核をなす消防団員の確保に努め、各種研修や実践的な訓練を通じて大規模災害に備えます。

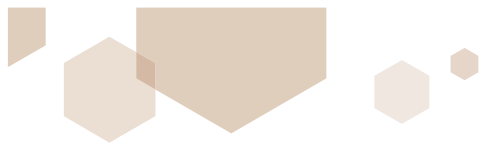
● 消防団施設等の整備および維持管理

災害時における消防団活動拠点施設としての役割を果たすため、消防団器具置場の計画的な建て替えおよび維持管理に努めます。

● 消防団車両等の更新および整備

消防団車両の更新を計画的に進め、消防用資機材・装備の整備を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
消防団器具置場の建て替え数	累計23か所	累計28か所
[説明] 42か所の消防団器具置場の建て替えについて、すべて新耐震基準を満たすことができるよう累計28か所を目標とする。		
消防団車両の更新数	累計4台	累計9台
[説明] 消防団が運用するポンプ車および小型動力ポンプ付軽消防自動車42台の消防団車両の更新について、累計9台を目標とする。(令和3年度からの累計)		



【大綱5】

魅力ある資源を活かし、 都市の活力を創造する まちづくり

(産業・雇用、観光など)

- 5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る
- 5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする
- 5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる
- 5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる

5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る

めざす姿(5年後の状態)

将来にわたって持続可能な、地域社会を支える産業活動が行われている

時代の変化にあわせた計画的な産業支援の充実により、経済・産業構造の変化にも的確に対応し、将来にわたって持続可能な地域社会を支える産業の活性化を目指します。

具体的には、中小企業への経営支援や地域経済の循環を促進する支援を行うほか、将来に向けて産業の担い手となる創業者等への支援と本市の地理的特性を活かした新たな産業の創出に努めます。

さらに、商店街団体・商業者への支援と、特色ある地域資源を活かした、にぎわいづくりによる魅力ある商業の振興のほか、伝統的地場産業を含めた優れたものづくり技術への支援を行うとともに、魅力ある工業の振興を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
市内総生産の伸び率	4% (令和4年度)	5%
[説明] 市内総生産*の5年間の伸び率について、5%を目標とする。		
「業況が良い」と判断する企業の割合	13.7% (令和6年度)	14.3%
[説明] 市内事業者に対して実施する景気動向調査における「業況」の項目で、「良い」と判断した企業の割合について、14.3%を目標とする。		

関連計画

- 越谷市中小企業振興計画(令和5～8年度)
- 越谷市観光まちづくり推進計画(令和6～12年度)

※ 市内総生産
1年間に市内の生産活動によって新しく生み出された価値の総額。産出額から中間投入額を除いたもの。

※ リスキリング
新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、もしくは獲得させること。



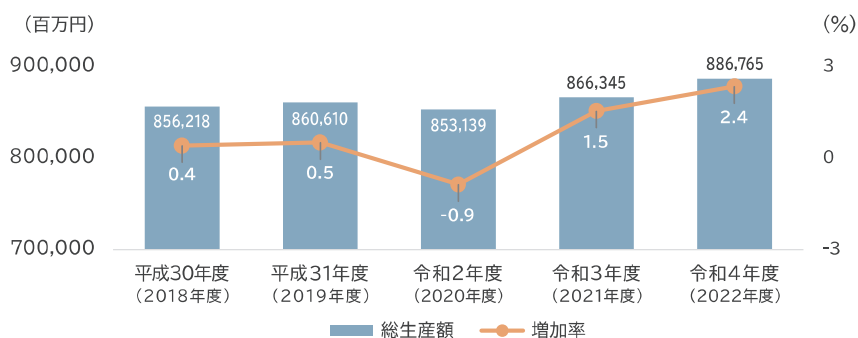
現状

- 地域経済を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行による人手不足や事業承継問題、デジタル技術の革新による経済のグローバル化や商習慣・ビジネスモデルの転換、続発する災害など、経済・産業構造が急激に変化しています。
- 市内企業の多くが中小企業であり、業種としては第3次産業が最も多く、次いで第2次産業が多い状況ですが、経営者の高齢化や産業構造の変化などにより、事業所数は減少傾向にあります。
- 市内商業（卸売業・小売業）の現状は、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査によると、商店数は2,180店、従業者数は22,383人、年間商品販売額は約7,789億円となっています。
- 市内工業の現状は、令和5年（2023年）経済構造実態調査によると、事業所数は461事業所、従業者数は8,905人、製造品出荷額等は約2,310億円となっています。

課題

- 新しい働き方の実現へ向けて、デジタル化や従業員のリスクリング※に取り組む事業者への支援のほか、市民が身近で働ける場所の創出が求められています。
- 本市の産業を支える事業者や地域産業の持続的発展に向けて、地域が一体となった支援体制づくりや地域経済循環の促進に加え、円滑な事業承継が必要とされています。
- 新たな産業育成に向けては、その担い手となる創業者等に対して、円滑な創業が実現できるよう、きめ細かな支援が求められています。
- 魅力ある商業の振興に向けては、商店街団体・商業者への支援や地域資源を活かしたにぎわい創出が必要とされています。
- 魅力ある工業の振興に向けては、伝統的地場産業などの技術伝承を含めた優れたものづくり技術への支援と新たな産業集積を視野に入れた、本市の地理的特性を活かした企業立地の促進が必要とされています。

市内総生産額



埼玉県市町村民経済計算

▶▶▶ 施策の方向性

511 地域産業の持続的発展を支援する

● 事業者支援の充実

商工会議所等の関係機関と連携し、経営に関する相談・支援を実施することで、中小企業者の経営基盤の安定・強化を図ります。また、制度融資をはじめとする各種支援策により、事業者の安定した成長および発展を図ります。

● 地域の経済基盤の強化

住宅・店舗改修に関する消費喚起により地域経済の活性化を図ります。また、市内事業者の製品・サービスを本市のふるさと納税返礼品として登録することで、販路の拡大につなげ、商機の拡大を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
ビジネスサポートセンターこしがやでのDXに関する相談件数	年間71件	年間83件
[説明] ビジネスサポートセンターこしがやでのDXに関する相談件数について、年間83件を目標とする。		
住宅・店舗の改修を行った総工事金額	年間2億7,831万円	年間2億8,000万円
[説明] 市の制度を活用して住宅・店舗の改修を行った工事金額の合計(経済波及効果の合計)について、年間2億8,000万円を目標とする。		
ふるさと納税返礼品の登録数	481件	820件
[説明] ふるさと納税返礼品の登録数について、820件を目標とする。		

512 新たな産業を創出する

● 起業・創業活動の支援

新たに事業を開始しようとする創業希望者や第二創業希望者※、創業後間もない事業者に対し、創業相談やセミナー、補助金等による支援を実施することで、円滑な創業を促進します。また、商工会議所や民間事業者等の支援機関との情報共有・連携強化による地域が一体となった創業支援体制づくりの推進や、本市の特長や水辺資源等を活かした新たな産業・人材の育成を図ります。

● 企業立地の促進

地域経済の活性化のため、既存事業所の事業拡大や工業・流通系の土地利用を推進します。また、荻島地区をはじめとし、本市の地理的特性を活かした産業用地の創出を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市の支援を受けて創業した件数	年間57件	年間63件
[説明] 市の支援(相談、セミナー、補助金等)を受けて創業した件数について、年間63件を目標とする。		
企業立地相談件数	累計24件	累計40件
[説明] 市内・市外からの企業立地に関する問い合わせについて、累計40件を目標とする。		

513 魅力ある商業の振興を図る

● 商店街・商業者の支援

地域商業の活性化により地域経済循環の推進を図るため、商店街団体等が実施する地域資源を活用した事業を含む地域課題に対応した事業のほか、来街者が安心して商店街を利用できるように、街路灯や防犯カメラの整備、維持管理の支援を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
商店街活性化推進事業における地域課題対応事業数	累計12事業	累計24事業
[説明] 商店街活性化推進事業において、商店街団体等が地域課題解決を目的として新たに実施した事業について、年間2事業の増加とし、累計24事業を目標とする。(令和6年度からの累計)		

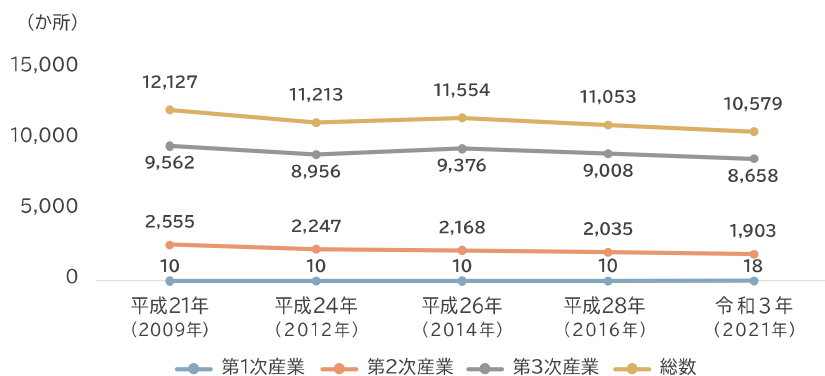
514 魅力ある工業の振興を図る

● ものづくり産業の支援

優れたものづくり企業等に対し、地域内での連携拡大や雇用促進等の支援をすることで、市内企業のブランド・価値向上に取り組みます。また、古くから続く伝統的地場産業の魅力を発信するとともに、技術の伝承や後継者の育成等に向けた取組みを支援します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
プロモーション事業掲載企業数	累計31者	累計100者
[説明] 「未来への挑戦企業」として特設サイトへ掲載する掲載企業数について、累計100者を目標とする。		

市内産業分類別事業所数



事業所・企業統計調査(平成18年)、経済センサス基礎調査・活動調査(平成21年以降)

※ 第二創業希望者
既存事業とは異なる新事業・新分野に進出しようとする人。

5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする

めざす姿(5年後の状態)

地域の個性や優位性が魅力や活力となり、まちの総合力が高まるとともに、経済が循環している

水辺の景観や市民に愛される食などの多彩な地域資源や、市民一人ひとりのライフスタイルにある「価値」や「幸せ」を地域の魅力として発信することにより、まちのイメージ向上とブランディングに取り組み、地域への愛着や誇りを醸成します。

また、豊かな水辺空間をはじめとした地域の強みを活かし、にぎわいの創出による地域内の経済循環を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
mGAP	-2,424.2	現状値以上
[説明] 住民の地域への関与意欲を定量化する成果指標「mGAP※」の上昇を目標とする。		
観光来訪者数	年間559,920人	年間616,000人
[説明] 本市への観光来訪者数について、年間616,000人を目標とする。		

関連計画

- 越谷市シティプロモーションアクションプラン(令和6～12年度)
- 越谷市観光まちづくり推進計画(令和6～12年度)

※ mGAP

modified Gross Area Participation(修正地域参画総量指標)の略。シティプロモーションの成果としての、①市民及びターゲットとする域外住民の地域推奨意欲の向上、②市民の地域活動への参加意欲の向上、③市民による地域活動への感謝意欲の向上を、それぞれ定量化し、総合化する指標。



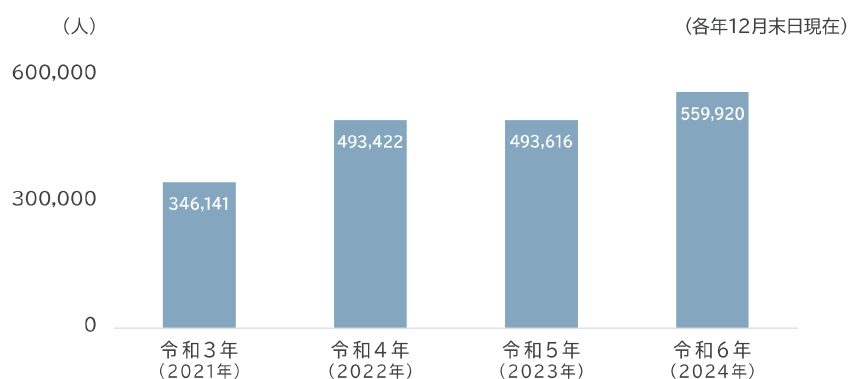
現状

- 5本の1級河川などの水辺の景観や市民に愛される食など多彩な地域資源があり、それらを活用し、地域の魅力として発信しています。
- 市民の愛着や誇りにつながるブランドメッセージを策定し、まちのイメージ向上とブランディングに取り組んでいます。
- 観光協会等と連携し、南越谷阿波踊りや花火大会の開催を支援するなど地域のにぎわいを創出するとともに、民間事業者のノウハウを活かし首都近郊にあることを強みとした観光まちづくりを推進しています。
- 地域資源を集客力や消費喚起力のあるコンテンツとする取組みが不十分です。

課題

- 社会経済構造が大きく変化し、地域の存在意義や活力の低下、地域経済の低迷が懸念されています。
- 地域の個性や優位性を磨きあげ、新たな魅力として発掘・編集・発信するとともに、ブランディングすることでまちの総合力を高めていく必要があります。
- 市民と地域とのかかわりを増やし、地域への愛着や誇りを醸成していく必要があります。
- 観光によるにぎわいの創出を経済的視点で捉え、交流人口の獲得により地域経済の循環へとつなげることが求められています。
- プロスポーツチームへの支援や観戦機会を充実させることなどにより、スポーツを通じた地域経済の活性化や魅力の向上が期待されています。

観光来訪者数



公益社団法人日本観光振興協会 デジタル観光統計オープンデータ

▶▶▶ 施策の方向性

521 地域の魅力の発信と都市のブランドの構築でまちの総合力を高める

● 地域の魅力の発信と地域とのかかわりの創出

水辺の景観をはじめとした多彩な地域資源および地域の暮らしのなかにある幸せや価値を魅力として発信します。

また、地域とのかかわりをつくり地域で活躍する人材を発掘します。

さらに、地域の魅力を内外に発信し、若い世代へ訴求を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域とのかかわりに関するワークショップ参加人数	累計124人	累計450人
[説明] 主体的に(当事者として)まちづくりにかかわる意欲の向上と地域の魅力の創造につながるワークショップの参加人数について、累計450人を目標とする。		

522 にぎわいを創出し地域経済の循環を促進する

● 集客・交流を図る観光の推進

市内の豊かな水辺について、観光協会や民間事業者と連携し、イベントやアクティビティ等を通じたにぎわいの創出、新たな観光メニューづくりなどに取り組みます。

また、「まちなか」と呼ばれる越谷駅東口周辺エリアを歴史・文化・技術などとふれあえる場所としてブランディングし、まちの価値向上とともに交流人口・関係人口[※]の増加を図ります。

● スポーツ観戦機会の充実

プロスポーツ等の観戦機会を通じて、市民のスポーツに対する興味や関心を高めるとともに、交流人口・関係人口の増加、ひいてはにぎわいの創出に取り組みます。また、越谷アルファーズのレイクタウン地内における新たなホームアリーナ整備への支援の可能性等を検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
水辺を活用した取組み数	—	累計5件
[説明] 観光協会や民間事業者等と連携し、水辺を活用して交流人口の拡大に取り組んだ件数について、累計5件を目標とする。		
「まちなか」のブランディングにつながる新たな取組み数	—	累計5件
[説明] 越谷駅東口周辺の「まちなか」で行われるまつり・イベントの支援、蔵や古民家・伝統工芸等を活用した景観づくり、地域の団体・事業者等が連携する機会の創出など累計5件の実施を目標とする。		
プロスポーツ等の観客数	年間81,988人	年間106,000人
[説明] 市内で開催されるプロスポーツ等の観客数について、年間106,000人を目標とする。		

※ 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々。



地域とのかかわりの総量 mGAP —シビックプライドで地域の魅力を創造する—

mGAP(エムギャップ)は、修正地域参画総量指標の略で、自治体のシティプロモーションがどれくらい取り組まれているかを測ることができます。

この指標では、3つの人々の意欲で構成され、地域とのかかわりの総量を数値化します。

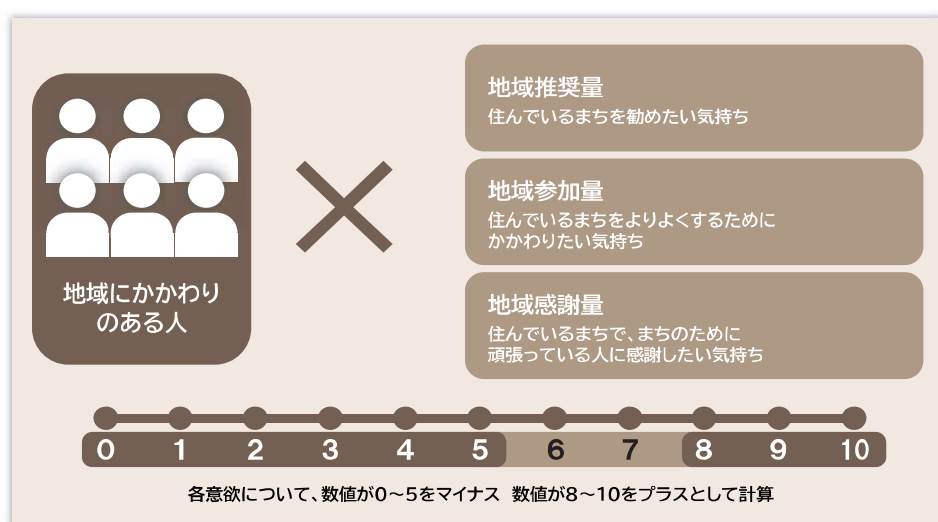
- 1 「地域推奨量」…住んでいるまちを勧めたい気持ち
- 2 「地域参加量」…住んでいるまちをよりよくするためにかかわりたい気持ち
- 3 「地域感謝量」…住んでいるまちでまちのために頑張っている人に感謝したい気持ち

これら3つの意欲を、専用の質問項目を使ったアンケート調査等により、0から10までの11の段階で表してもらい、高い評価の回答から低い評価の回答を差し引いて、人口に応じた定量化を行っていきます。

こうして算出したmGAPは、数値上の目標や達成度合いを求めるものではなく、地域に住んでいる人の「今」を的確に捉え、未来に向けて常によくしていくための指標といわれています。

地域の魅力を創造するには、そこに住んでいる人と地域とのかかわりをしっかり「見える化」し、それぞれのライフスタイル・ステイスタイルにある魅力創造のサイクルをつくることです。これから、試行と検証のなかで、次の施策、その次の施策と発展させていくことが期待されます。

mGAP



5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる

めざす姿(5年後の状態)

高収益で持続的な農業経営と農地の保全・活用が図られ、 農業や農地の必要性が市民へ理解されている

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えているなどの本市農業の強みを活かした、高収益な農業の展開を支援し、農業経営の安定化を図ります。

また、まとまりのある優良な農地を有する地域を中心に、経営規模の拡大や効率的な農業生産を目指す担い手への農地の利用集積を推進します。

高品質な農産物を生産する確かな技術を有する意欲的な農業従事者を確保・育成するとともに、環境に配慮した農業を促進するなど、持続的に農業が行われる環境をつくります。

さらに、農業に対する市民理解の向上を図り、市民が農業や農地の魅力とその多面的機能を理解し支え合いながら、共有の財産として後世に引き継ぎます。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
農地の集積・集約面積	累計74ha (令和6年度)	累計134ha
[説明] 農業者が生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を利用した農地の面積について、累計134haを目標とする。		
地場農産物の認知度	43.5% (令和7年度)	46%
[説明] 市政世論調査における越谷の農業特産物「くわい」「ねぎ」「いちご」「小松菜」「山東菜」「太郎兵衛もち」の認知度について、各項目を平均して2.5%の増加を目標とする。		

関連計画

- 第3次越谷市都市農業推進基本計画(令和3～12年度)



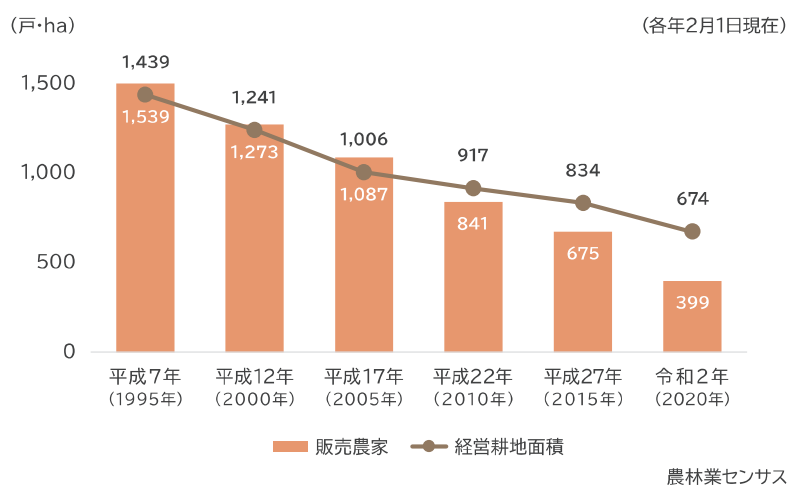
現状

- 農業従事者の高齢化が顕著になり、農業従事者数は減少の一途をたどっています。また、都市化による農地の減少や営農環境の悪化、生産コストの上昇、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 古くから米に加え、くわいや太郎兵衛もち、山東菜などの伝統的な特産物の生産技術が受け継がれているほか、ねぎや小松菜、枝豆など、数多くの良質な農産物が生産されています。また、いちごについては、「越谷いちごタウン」をはじめとする観光農園の増加とともに、「越谷いちご」として新たな特産物となっています。
- 農地面積は過去50年間で約3分の1にまで減少しているものの、依然として市内の東西には水田を中心に優良な農地が残されています。
- 農業水利施設や農道などの農業生産基盤は、老朽化が進んでおり、補修・更新を必要としています。

課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足が進むなか、高収益で持続的な農業の実現と貴重な財産・資源である農地を保全していくためには、計画的かつ効果的な農業施策が求められています。
- 農業や農地は農産物を生産するだけでなく、保水・遊水機能による水害の防止や、大気浄化、景観形成など、多面的な役割を担っていることから、将来にわたり適切に維持していく必要があります。

市内販売農家数および経営耕地面積



➤➤➤ 施策の方向性

531 越谷農業の強みを活かした農業経営を追求する

● 持続的な農業生産力の強化

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている本市の地理的優位性を活かし、高収益化を目指す持続的な農業生産体制を支援します。

● 「儲かる」農業のための経営支援

農産物の販路開拓や加工品の開発、観光農園の展開などの支援に努めます。

● 都市農業の推進拠点整備

農産物の生産・流通拠点の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市内観光農園への栽培指導回数	年間7回	年間7回
[説明] 市内観光農園への栽培指導回数について、年間7回を維持することを目標とする。		

532 立地特性に応じて農地を保全・活用する

● 農地利用集積の推進

優良な農地について、担い手への農地の集積・集約化を推進します。

● 農地の維持・保全

農地活用や担い手の確保について、地域における話し合いを促進し、各地域の特性に応じた農地の保全策を検討・推進します。

● 農業生産基盤の整備

老朽化が進む農業水利施設などの補修・更新を計画的に推進します。また、効率的な農地利用に向け、農地の大区画化を図ります。

● 農あるまちづくりの推進

農地が持つ多面的機能の市民理解を促進し、地域による農地の維持、保全活動を支援します。また、農業による環境負荷の低減に向け、環境に配慮した農業を促進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
農地利用集積事業の実施面積	累計64ha	累計107ha
[説明] 農地の保全・有効活用を目的とした農地利用集積事業が行われた面積について、累計107haを目標とする。		

533 持続的に農業経営を担う人材を育成する

● **新規就農者の確保と育成**

新規就農を目指す人材に対する研修制度を充実させるとともに、就農形態にあわせた支援制度を検討するなど、農業者の確保に努めます。

● **越谷農業を牽引する農業者への支援**

本市の農業を牽引する農業者を重点的に支援するための制度の充実を図ります。

● **企業参入の推進**

農業法人や新たな担い手となる企業の参入を推進します。

● **多様な労働力の活用**

非農業者等の多様な労働力の活用を促進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
新規就農者・農業後継者研修修了者数	累計14人	累計20人
〔説明〕 新規就農者、農業後継者に対する研修の修了者について、累計20人を目標とする。		

534 消費者が農業を支える仕組みをつくる

● **越谷農業の発信力強化**

農業・農産物の価値を広く伝えるため、情報発信やイベントへの参加などによるプロモーションの強化を図ります。

● **市民理解の促進**

市民や消費者が農業を支える仕組みをつくるため、農業体験や学校教育等を通じて、農業への市民理解を促進します。

● **地産地消の推進**

農産物直売所や学校給食での地場農産物の利用促進を図り、さらなる地産地消を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
越谷農業のPR活動回数	年間8回	年間10回
〔説明〕 越谷農業のPR活動回数について、年間10回を目標とする。		

5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる

めざす姿(5年後の状態)

働きたい市民が就業し、安心して働き続けられる

就業を希望するすべての市民が就業にむすびつくよう、地域の関係機関との連携を強化しながら、それぞれの役割にあった就業支援に努めます。また、安心していきいきと働くことができるよう、職業能力の向上や勤労者福祉の充実を図ります。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
若年者の就職決定率	累計 40.9%	累計 59%
[説明] 若年者の就職相談終了者に占める就職決定者の割合について、累計59%を目標とする。(令和3年度からの累計)		
女性・高齢者の就職決定率	女性 累計 27.3% 高齢者 累計 20.7%	女性 累計 46% 高齢者 累計 39%
[説明] 女性・高齢者の就職相談終了者に占める就職決定者の割合について、女性累計46%、高齢者累計39%を目標とする。(令和3年度からの累計)		

関連計画

- 越谷市中小企業振興計画(令和5～8年度)



現状

- 市内事業所の9割以上が従業員数30人未満の小規模な事業所です。また、市内中小企業を産業別にみると卸売・小売業が多く、次いで宿泊業・飲食等のサービス業、生活関連サービス業、娯楽業となっています。
- 雇用環境は就業意識の変化や働き方の多様化、人口減少・少子高齢化・AI※の導入など、社会情勢の急激な変化により複雑化しており、先行きを見通すことは困難な状況となっています。

課題

- 社会情勢の変化に対応すべく、若年者、女性、高齢者等さまざまな就業希望者に対応した就業支援が必要となっています。
- 女性や高齢者の社会進出はさらに進んでいくと考えられ、生産年齢人口が減少していくなかで働き手としての活躍が求められています。
- 就業支援だけでなく勤労者のキャリア形成につながる人材育成と、職業能力の向上を図る取組みとともに、安心していきいきと働くことができる労働環境と、豊かな生活のための勤労者福祉の充実が求められています。



※ AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現および人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。

▶▶▶ 施策の方向性

541 就業支援の充実と労働環境の向上を図る

● 就業支援の充実

就業希望者や勤労者の能力向上とキャリア形成につなげるため、各種セミナー等を実施します。また、就職希望者を対象に、就職に向けた総合的コンサルティングを行う就職支援相談を実施し、その周知を図ります。

● 勤労者福祉の推進

高齢者が就業を通じて自己の生きがいの充実などが図れるよう、関係機関の取組みを支援します。また、労働環境の実態把握に努めるとともに、勤労者の相談事業の充実と勤労者福祉の向上を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
就職相談件数	累計1,204件	累計3,300件
[説明] 若年者、就職氷河期世代、女性およびシニア世代の就職相談件数について、累計3,300件を目標とする。(令和3年度からの累計)		
内職・労働相談件数	累計1,396件	累計2,900件
[説明] 内職を希望する方に対する内職相談および労働関係の問題解決を図る労働相談の件数について、累計2,900件を目標とする。(令和3年度からの累計)		

市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

もっと越谷に
観光客が来てほしい



若者まちづくり懇談会（中学生）

越谷の特産品について
知っている人を
増やしていきたい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

地域内外問わず多様な
人とかわりながら商店街を
盛り上げ、にぎわいのある
まちにしたい



市民懇談会

現状・課題

地域としての
特徴がないと感じる



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

優れた技術力を持った
企業があると思う



市民懇談会

いちご狩り等、
特産品を活かした
取組みが行われている



市民懇談会

南越谷阿波踊り
などでは、観光客を
集められている



若者まちづくり懇談会（中学生）

越谷産の農産物や
製品が売られているのを
あまり見たことがない



若者まちづくり懇談会（中学生）



市民懇談会



若者まちづくり懇談会<高校生・大学生の部>



【大綱6】

みんなが主体的に学び、 生きがいを持って 活躍できるまちづくり

(教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど)

- 6-1 生きる力を育む学校教育を推進する
- 6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する
- 6-3 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションに
親しめる環境をつくる

6-1 生きる力を育む学校教育を推進する

めざす姿(5年後の状態)

自ら夢や希望、目標を持って、自立して生きていくための 基礎となる確かな学力、健康な心と体が育まれている

本市の未来を担っていく子どもたちが、変化の激しい社会において自らの夢や希望、目標に向かって粘り強く学び、生きる力の基盤を育めるよう、基礎的・基本的な知識・技能や、答えが一つに定まらない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力、さらには、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度など、発達段階に応じた確かな学力の育成を目指します。

また、他者を思いやる心や規範意識、自他の生命尊重、自己肯定感など子どもが健やかに成長するために必要な豊かな心を育むとともに、生涯にわたって健康な生活が送れるよう保健教育や食育の推進、運動習慣の確立など、健やかな体の育成を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
全国および埼玉県学力・学習状況調査において、平均正答率を上回った教科数	17教科	18教科
〔説明〕 全国学力・学習状況調査については全国平均正答率を、埼玉県学力・学習状況調査については全県平均正答率を全18教科*で上回ることを目標とする。		
学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	小学校 89.7% 中学校 87.7%	小学校 95% 中学校 90%
〔説明〕 児童生徒を対象としたアンケート調査で、学校に行くのは楽しいと思うと回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校90%を目標とする。		

関連計画

- 第4期越谷市教育振興基本計画(令和8～12年度)
- 第3次越谷市人権施策推進指針(令和3～12年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)
- 越谷市いじめ防止基本方針(平成26年度～)

※ 18教科
全国の小6国語算数、中3国語数学の4教科と県の小4～6国語算数、中1～3国語数学、中2・3英語の14教科の合計。

※ 外国人市民
日本国籍以外の国籍を有する市民、無国籍の市民、国籍が不明の市民、日本国籍を有し外国に文化的背景などのルーツを持つ市民。



現状

- 変化の激しい社会において、さまざまな課題に対し柔軟かつ創造的に対応できる力を育むため、小中学校9年間の学びの連続性や「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業づくり・心づくり・規範づくりを行うなど、新しい時代に求められる資質・能力の育成に取り組んでいます。
- 外国人市民※の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、一人ひとりの状況に応じた教育支援の重要性が増しています。
- 情報化社会に適応できる力の育成を図るため、タブレット等を活用した授業を実施するとともに、スマートフォン等の機器およびSNSを正しく活用できるよう情報モラル教育の推進に取り組んでいます。
- 自己肯定感を高める生徒指導体制の充実や多様なニーズに対応できる教育相談体制の充実など、豊かな心の育成に努めています。
- 継続的に質の高い指導を行うため、安全・安心で快適な学習環境の整備や教職員の資質向上など、質の高い教育環境づくりを進めています。

課題

- 複雑で予測困難な社会であるからこそ、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体等の育成とともに、主体的な問題発見・解決能力や英語も含めたコミュニケーション能力の育成が重要とされています。
- すべての児童生徒がその意欲や能力に応じた力を発揮するためには、特別支援教育の推進、多様な就学機会の確保や日本語を母語としない児童生徒への支援など多様なニーズに対応する必要があります。
- 自立して生きる力を身に付けるためには、質の高い教育環境の継続的な整備が必要であり、児童生徒が快適に学習できる環境の整備や指導力豊かな教職員の育成が重要となっています。
- 学校における教育活動が多岐にわたり、教職員への負担増加が指摘されているなか、学校の運営体制を改善し、学校における教職員の働き方改革の推進や、保護者・地域と連携した地域全体で子どもを見守り育てる学校づくりなど学校教育の水準を持続発展させる取組みが必要とされています。
- 老朽化が進む学校教育施設について、長寿命化を図るとともに、将来のあり方の検討を進める必要があります。

施策の方向性

611 9年間を見通した越谷教育を推進する

● 特色ある教育課程の推進

自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造することの育成を目指し、小中一貫教育※を通して、カリキュラム・マネジメント※の確立による特色ある教育課程を推進します。

● 小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校教育施設の検討

小中一貫教育のさらなる推進のため、教育環境の整備充実に取り組みます。また、将来の児童生徒数の推移等を勘案しながら今後の学校教育施設のあり方について検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合	小学校 92.7% 中学校 87.8%	小学校 95% 中学校 91%
[説明] 児童生徒を対象としたアンケート調査で、授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしていると回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校91%を目標とする。		
小中一貫型小中学校の整備校数	—	累計3学園
[説明] 小中一貫型小中学校の整備について、累計3学園を目標とする。		

612 確かな学力を育む

● 一人ひとりの学力を伸ばす教育の推進

小中一貫教育により、9年間の学びの連続性を確保し、また、「主体的・対話的で深い学び」の充実により、わくわく感のある授業を実践することで、確かな学力を育みます。

● 新しい時代に求められる資質・能力の育成

ICT※を活用した教育の充実を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を高めるため、ALT※を効果的に配置し、英語教育の推進に取り組みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
授業では、「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 93.5% 中学校 88.5%	小学校 95% 中学校 91%
[説明] 児童生徒を対象としたアンケート調査で、授業で「考えてみたい」「やってみたい」と感じ、進んで課題に取り組んだと回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校91%を目標とする。		
児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる教員の割合	91.8%	100%
[説明] 教員を対象としたアンケート調査で、児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるようにコンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導できると回答した教員の割合について、100%を目標とする。		

613 豊かな心を育む

● 豊かな心を育む教育の推進と生徒指導の充実

社会、自然等と接する体験活動や道徳教育を推進し、生きる力の基礎となる豊かな心を育みます。

● 教育相談体制の充実といじめ防止対策の推進

いじめを含めた生徒指導上の諸問題については、未然防止、早期発見、早期解消・再発防止を目指し、教育相談体制の充実を図ります。

● 学校教育における人権教育の推進

部落差別やインターネットによる人権侵害などに対する人権教育や情報モラル教育を推進し、人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 89.3% 中学校 86.4%	小学校 95% 中学校 90%
〔説明〕 児童生徒を対象としたアンケート調査で、自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校90%を目標とする。		
人権教育研修会等の実施回数	年間9回	年間9回
〔説明〕 教職員の指導力向上を目的とした各種研修の実施回数について、年間9回を維持することを目標とする。		



小学校での英語教育



心の教育研修会

※ 小中一貫教育

学力向上、自己肯定感の高揚、学校生活充実感の高揚を目的として、義務教育9年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育。

※ カリキュラム・マネジメント

各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程(カリキュラム)の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に行い、学校教育活動の質の向上を図っていくこと。

※ ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。従来から使われていたIT(Information Technology)に替わり、通信ネットワークにより情報が流通することの重要性を意識して使用される。

※ ALT

Assistant Language Teacher(語学指導助手)の略。日本人外国語担当教職員の助手として職務に従事する人。

➤➤➤ 施策の方向性

614 健やかな体を育む

● 健康教育の充実

健康教育の充実を図り、児童生徒の体力向上に努めるとともに、健康管理の大切さを認識し、健康の保持増進に主体的に取り組む児童生徒を育みます。

● 学校給食の充実と食育の推進

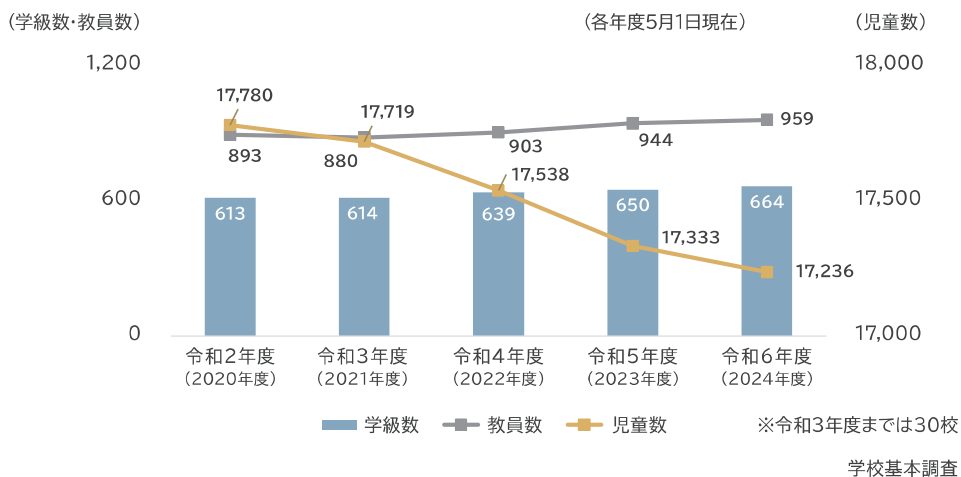
児童生徒の健全な心身を育むため、安全で安心な給食を提供するとともに、栄養教諭等による食に関する指導を充実するなど、食育の推進を図ります。

● 学校給食施設の維持管理・整備

学校給食を安定して継続的に提供するため、学校給食センターの保守点検や修繕等を行うとともに、老朽化が進む学校給食施設の整備について検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合	小学校 80.2% 中学校 80.6%	小学校 86% 中学校 89%
[説明] 各学校で実施している体力テストの各種目の記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階(A~C)に入る割合について、小学校86%、中学校89%を目標とする。		
栄養教諭等による食に関する指導を実施したクラスの割合	98.6%	100%
[説明] 栄養教諭等による食に関する指導(「給食時間の指導」または「チーム・ティーチング(共同授業)」)を実施したクラスの割合について、100%を目標とする。		

市内小学校(29校)の児童数等



615 自立する力を育む

● 主体的に社会の形成に参画する力の育成

こどもたちが生涯にわたって自立して生きていけるよう、進路指導・キャリア教育、環境教育や安全教育を推進し、主体的に社会に参画する力を育成します。

● 障がいのあるこどもへの支援と指導の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、「インクルーシブ教育システム」構築に向けた特別支援教育の推進に取り組みます。

● 不登校児童生徒への支援

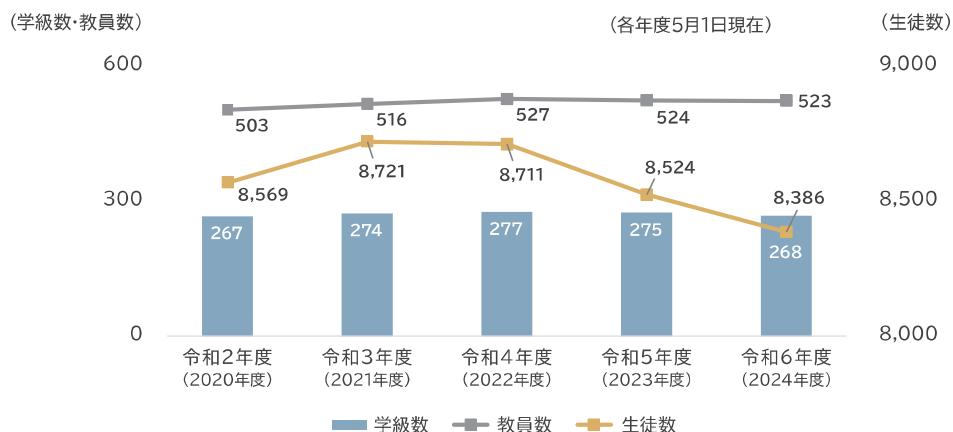
不登校の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、家庭・学校等と連携した総合的な対策、教育相談の充実などに取り組むほか、不登校児童生徒の教育機会の確保に努めます。

● 一人ひとりの状況に応じた教育支援

経済的に困難であっても就学できる機会の提供や就学に必要な援助を行うとともに、日本語を母語としない児童生徒への日本語学習の機会の提供に取り組みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
特別支援学級設置率	95.5%	100%
[説明] 市内小中学校の特別支援学級の設置割合について、100%を目標とする。		
不登校児童生徒が校内外の機関等で相談・指導を受けた割合(つながり率)	66.3%	85%
[説明] 教育センターや養護教諭、スクールカウンセラーなどによる専門的な相談・指導を受けた公立小・中学校の不登校児童生徒の割合について、85%を目標とする。		

市内中学校(15校)の生徒数等



学校基本調査

施策の方向性

616 質の高い教育環境を整備する

● 教職員の資質・能力の向上

教職員の資質や能力の向上を図るため、教職員研修の充実に取り組むとともに、教職員の健康の維持・管理に努めます。

● 学校の組織運営の改善

教職員の働き方改革の推進や、保護者・地域と連携した地域全体でこどもを見守り育てる学校づくりなどに取り組みます。

● 安全・安心で快適な学習環境の整備・充実

児童生徒が安全・安心で快適に学校生活が送れるよう、学校施設の長寿命化をはじめとした整備・改修に計画的に取り組めます。また、学習で使用するICT機器等の整備充実に努めるとともに、安定したネットワーク環境の整備に取り組めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
教職員の研修に対する満足度	96.9%	100%

【説明】 教職員を対象としたアンケート調査で、研修の内容が分かりやすかったと回答した教職員の割合について、100%を目標とする。



学習に利用するタブレット端末



教職員向けの研修



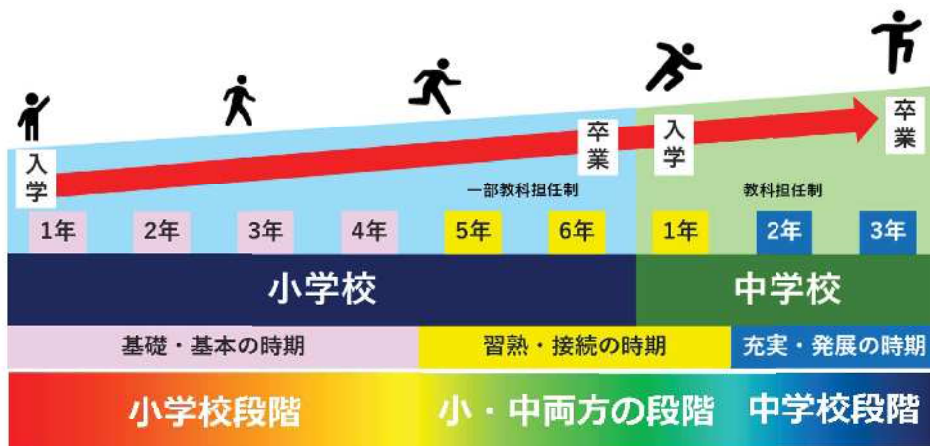
小中一貫教育

従来の日本の義務教育制度は、小学校6年間、中学校3年間の「6-3制」が一般的でした。しかし、小学校から中学校に上がる際の学習・生活環境の急激な変化に適応できない、いわゆる「中一ギャップ」が制度の課題として指摘されていました。さらに、近年の少子化を背景とした学校統廃合が進むにつれ、子どもたちは全く新しい環境での中学生生活を余儀なくされることも少なくなく、この「中一ギャップ」が全国的に顕在化していくことが懸念されていました。

そこで、文部科学省をはじめ、全国各地の教育委員会は、この「中一ギャップ」の解消や、児童生徒の心身の発達段階に応じた教育を提供するため、小学校と中学校を一体的に捉え、9年間を通した教育課程を編成する「小中一貫教育」を目指すこととしています。

越谷市では、平成27年度から「小中一貫教育」に取り組んできました。学習指導要領に則り、市内全小中学校を中学校区の15ブロックに分け、各中学校区が目指す児童生徒像、重点目標を設定し共有することで、小学校6年間、中学校3年間を通して一貫した教育の実現を図っています。

越谷の子どもを9年間で育てる小中一貫教育



6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する

めざす姿(5年後の状態)

あらゆる世代の学びの機会を充実し、だれもが生涯にわたって豊かに生きることができる環境が整備されている

こどもから高齢者まで、それぞれの興味や関心に応じて生涯にわたって学ぶことができるよう、各種学級・講座などの学習機会の充実、図書館サービスの充実、芸術文化活動の推進、文化財の調査・保存・活用などに取り組み、いつでも、どこでも、だれもが主体的・継続的に学習活動を行える環境を目指します。

また、学びの成果を発表できる機会を充実し、その成果を地域社会に活かすことができる環境を整えることにより、市民のさらなる学習意欲の向上や地域参加を図り、一人ひとりが学習活動を通して生きがいを感じ、人生をより豊かにできる社会を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
市が主催する各種学級・講座の参加者数	年間26,844人	年間30,000人
[説明] 市が主催する各種学級・講座の参加者について、年間30,000人を目標とする。		
市が主催する芸術文化活動等における出品者数・参加者数・来場者数	年間15,549人	年間16,000人
[説明] 文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」、越谷市美術展覧会、越谷市民文化祭など市主催9事業における出品者、参加者および来場者について、年間16,000人を目標とする。		

関連計画

- 第4期越谷市教育振興基本計画(令和8～12年度)
- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)
- 第3次越谷市人権施策推進指針(令和3～12年度)



現状

- 人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたって自らの能力を高めるとともに、学びの成果を適切に活かし活躍できるようにすることが必要とされています。
- 多様化・高度化する学習ニーズへの的確な対応と生涯にわたって学習できる環境づくりを目指し、公民館や科学技術体験センター等を拠点として一人ひとりが主体的に学べる機会の充実に取り組んでいます。
- 図書館については、より身近で利便性の高いサービスを提供するため、電子書籍を含めた蔵書の充実や図書館システムの改善を図るとともに、本館、北部・南部・中央図書室や移動図書館による地域に密着したサービスの展開に取り組んでいます。
- 芸術文化については、芸術文化活動の推進を図るため、越谷市民文化祭や越谷市美術展覧会等を開催するなど、成果を発表できる機会の充実に努めています。
- 地域文化や文化財については、地域の歴史や文化を理解するうえで貴重な資源であり、特色ある伝統文化の振興や文化財の調査・保存・活用に取り組んでいます。

課題

- 人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、学びの成果を地域社会の課題解決につなげていくことが重要であり、こどもから高齢者まで幅広い世代が継続的に学習できる機会を提供するとともに、学習した成果を地域社会に活かしていく環境づくりが必要とされています。
- 図書館については、電子書籍を含め計画的な蔵書の充実やさらなるシステムの改善など図書館機能の充実を図るとともに、こどもが読書に親しむ機会の提供など、市民に親しまれ、役に立つ図書館サービスの充実が必要です。また、各図書室の分館化に向けた検討など、図書館機能の強化に取り組む必要があります。
- 芸術文化については、市民に心の豊かさをもたらすため、こどもから高齢者まで、障がいの有無や国籍にかかわらず芸術文化に触れ、親しめることが重要であり、活動機会や芸術文化に接する機会の充実など、自主的に文化活動に参加できる環境づくりが求められています。
- 地域文化や文化財については、地域の歴史や文化の正しい理解のため欠くことができないものであると同時に、将来における文化の向上・発展の基礎をなすものであることから、次世代へ継承するとともに、調査・保存・活用を通じ市民理解を深めることができる環境づくりが求められています。

➤➤➤ 施策の方向性

621 生涯にわたる学びを進める

● 生涯学習活動の充実と学習成果の活用

市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、関係団体と連携した推進体制の充実を図るとともに、ライフステージ・ライフスタイルに応じた各種学級・講座の開催や特色ある科学技術体験事業の実施など、学習活動の充実に努めます。

● 社会教育における人権教育の推進

人権教育については、部落差別をはじめ、外国人や性的少数者等に対する偏見・差別、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題※についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ります。

● 図書館サービスの充実

図書館では、計画的に蔵書を整備するとともに、より多くの市民が図書館サービスを利用できるように、子どもが読書を楽しむ機会の提供や電子書籍等の充実を図ります。また、各図書室の分館化に向けた検討など、図書館機能の強化に取り組めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
生涯学習関係団体と連携した事業数	年間89事業	年間95事業
[説明] 生涯学習関係団体と連携した事業について、年間95事業を目標とする。		
蔵書回転率	203.7%	260%
[説明] 図書館等の蔵書の回転率について、260%を目標とする。 ここでいう蔵書回転率とは、貸出延べ冊数を蔵書冊数で割った値を示したものの。		
科学講座における新規事業の割合	25.5%	30%
[説明] 科学講座における新規事業の割合について、30%を目標とする。		



図書館での夏休み子ども読書クラブ

※ さまざまな人権問題

①部落差別(同和問題) ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障がい者 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症患者等 ⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等 ⑪インターネットによる人権侵害 ⑫北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ⑬性的少数者 ⑭ホームレス ⑮人身取引 ⑯災害に起因する人権問題 ⑰自殺者とその遺族 ⑱ゲノム情報(遺伝情報) 等

622 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する

● 芸術文化活動の推進

越谷市民文化祭の開催や文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」の発行など、こどもから高齢者まで、障がいの有無や国籍にかかわらず市民だれもが自由に参加できる芸術文化事業を実施するなど発表および鑑賞の機会を提供し、文化団体および市民の自主的な活動を支援します。

● 特色ある伝統文化の振興

能公演や能楽体験事業、郷土芸能体験教室の開催など、伝統文化の鑑賞・体験の機会を提供し、特色ある地域文化の振興と普及に努めます。

● 文化財の調査・保存・活用

文化財の調査・保存・活用事業に努めながら市史編さん事業を見据えるとともに、事業の拠点となる郷土資料館のあり方について検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
こしがや能楽堂における主催事業の来場者数	年間2,448人	年間2,500人
[説明] こしがや能楽堂にて実施する主催事業の来場者について、年間2,500人を目標とする。		
市が主催する芸術文化活動等における広報回数	年間63回	年間65回
[説明] 文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」、越谷市美術展覧会、越谷市民文化祭など、市が主催する芸術文化活動等の主な事業(9事業)における広報回数について、年間65回を目標とする。		
文化財を活用する事業への参加者数	年間12,851人	年間15,000人
[説明] 文化財を知ってもらうために実施する事業への参加者について、年間15,000人を目標とする。		



こしがや能楽堂における主催事業

めざす姿(5年後の状態)

いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした、豊かな生活を送る環境が整備されている

スポーツ・レクリエーション活動を通して市民の生きがいづくり、健康の維持・向上、健康寿命※の延伸など、市民が健康で明るい生活を送ることができ、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を目指します。

また、身近な場所でプロスポーツ等を観戦する機会を充実させるとともに、活動団体への支援や指導者等の人材確保など、スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の整備を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合	43.9%	50%
[説明] 市政世論調査における「スポーツ・レクリエーション活動の実施状況」という項目で、「週に1回以上」活動を行ったと回答した割合について、50%を目標とする。		
主要体育施設の利用者満足度	97.1%	100%
[説明] 総合体育館、越谷市民球場、しらこぼと運動公園競技場の利用者アンケートの総合評価(満足以上の平均割合)について、100%を目標とする。		

関連計画

- 第4期越谷市教育振興基本計画(令和8～12年度)
- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)

※ 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した、「平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間」。本市では、埼玉県と同様に「65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間」、具体的には「要介護2以上になるまでの期間」を「65歳健康寿命」として算出。



現状

- 市民が多様なライフスタイルにあわせてスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、活動機会に関する情報提供や活動環境の整備に努めるとともに、こどもや高齢者、障がい者が気軽に体を動かすことができるよう、市民の生きがいつくりや健康・体力づくりの支援など活動機会の充実に取り組んでいます。
- スポーツに対する興味や関心を高めるため、身近な場所でプロスポーツ等を観戦できる機会の提供に取り組んでいます。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動を支えるため、スポーツリーダーバンクへの登録・派遣やスポーツボランティアの募集など、活動を支援する体制づくりに努めています。
- 身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、総合体育館をはじめとした体育施設の整備や適切な管理に取り組んでいます。

課題

- 社会環境の変化や生活様式の多様化などにより、市民のライフスタイルは変化し、スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズも多様化、高度化しています。だれもが身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、楽しみ、参加できる環境をつくるとともに、安全・安心に利用できるよう老朽化が進む体育施設の長寿命化など、計画的な整備と適切な管理運営を行う必要があります。
- スポーツに対する興味や関心を高めるため、プロスポーツチームへの支援や観戦機会の充実が求められています。
- 高齢化の進行やこどもの体力低下が懸念され、スポーツ・レクリエーション活動の役割が一層重要となるなか、こどもたちの健全な育成、成人の健康維持、高齢者や障がい者の生きがいつくりなど、一人ひとりにあわせた健康・体力づくりの支援が必要です。
- 「するスポーツ」「観るスポーツ」だけでなく「支えるスポーツ」にも目を向け、活動団体への支援や指導者等の確保・育成など、スポーツ・レクリエーション活動を支える体制の充実が必要です。

▶▶▶ 施策の方向性

631 健康ライフスタイルづくりを支援する

● 活動機会の充実

市民一人ひとりが年齢や心身の状況にあわせて無理なくスポーツ・レクリエーション活動に参加し、運動習慣を身に付けることは、市民の健康増進や生きがいづくりにつながることから、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーション活動環境や活動機会の充実に努めます。

● スポーツ観戦機会の充実

市民のスポーツに対する興味や関心を高めるため、プロスポーツ等の観戦機会の充実に取り組みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
スポーツ教室等の参加者数	年間8,737人	年間12,000人
[説明] 各種スポーツ教室等の参加者数について、年間12,000人を目標とする。		

632 スポーツ・レクリエーション活動を支援する

● 活動団体への支援と指導者等の確保・育成

市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、活動団体への支援や指導者等の確保・育成に取り組みます。

● スポーツ・レクリエーション施設の維持管理・改修

活動拠点となる施設の適切な維持管理と計画的な改修に取り組みます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
スポーツリーダーバンク登録者数	累計121人	累計150人
[説明] スポーツ・レクリエーション活動の指導者であり、各種スポーツ大会の担い手となる人材の登録者について、累計150人を目標とする。		
体育館の利用者数	年間541,195人	年間557,500人
[説明] 市内における体育館の利用者について、年間557,500人を目標とする。		

市民から見た“越谷”～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

タブレット端末の導入など、時代の変化にあわせることが重要



若者まちづくり懇談会（中学生）

文化や歴史を知ること、さらに越谷に対して興味がでると思う



若者まちづくり懇談会（中学生）

スポーツに触れる機会を充実させ、いきいきと健康に過ごせる地域にしたい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

スポーツ教室等のイベントや企画が開催されている



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

子どもたちが主体的に学べる環境を整えてほしい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

祭りなどの開催に向け、関係者が一丸となって取り組んでいる



市民懇談会

もっとスポーツの試合ができる環境がほしい



若者まちづくり懇談会（中学生）

越谷の文化や歴史に誇りを感じている人がたくさんいる。若い世代にも地域の伝統文化を知ってほしい



市民懇談会

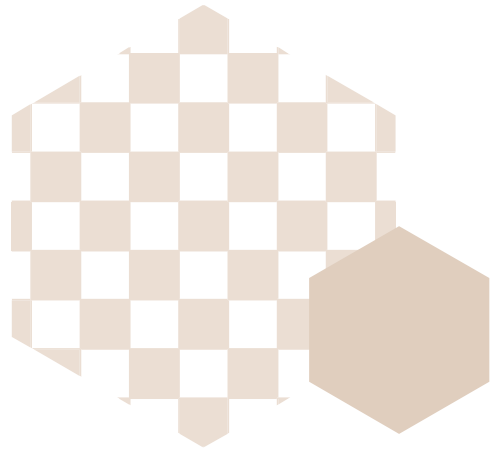


若者まちづくり懇談会＜中学生の部＞

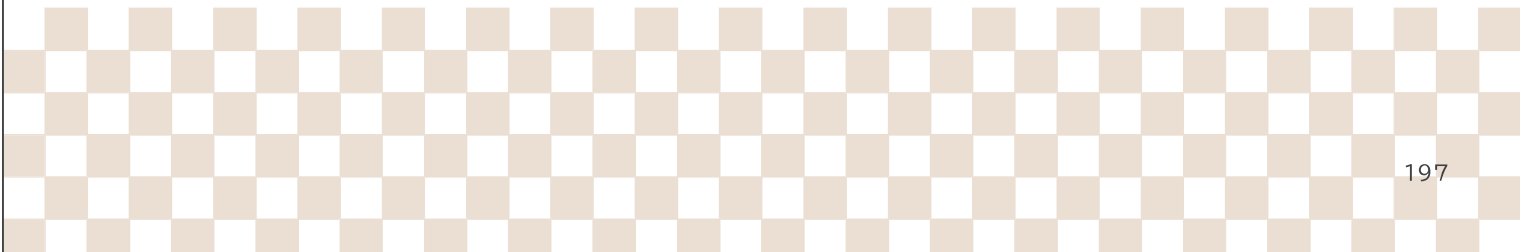
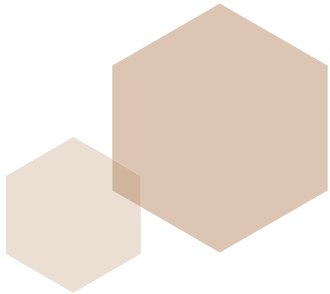


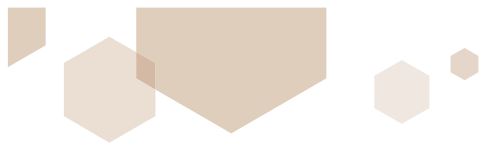
若者まちづくり懇談会＜高校生・大学生の部＞





第4章
まち・ひと・しごと創生
越谷市総合戦略





1. 総合戦略とは

総合戦略は、人口減少問題の克服と地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するものです。

本市においては、総合振興計画のなかに総合戦略を位置づけ、一体的に取り組みます。

総合戦略では、3つの基本目標を掲げ、数値目標とそれを実現する具体的な施策・事業およびKPI※(重要業績評価指標)を設定するとともに、基本目標ごとに貢献するSDGsを位置づけます。

基本目標1 安定した雇用を創出し、安心して働けるまちをつくる

施策1 持続性のある産業を育成する

施策2 持続的に農業が行われる環境をつくる

施策3 雇用対策の充実を図る

基本目標2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

施策1 出会いの機会づくりを支援する

施策2 こどもを育てやすい環境をつくる

施策3 生きる力を育む学校教育を推進する

基本目標3 魅力を高め、快適に住めるまちをつくる

施策1 地域資源を活用・発信する

施策2 多様な人材が交流・活躍できるまちをつくる

施策3 医療・福祉が充実したまちをつくる

施策4 移動環境を整える

施策5 防災力を強化する

施策6 環境にやさしい持続可能なまちをつくる

※ KPI

Key Performance Indicator(重要業績評価指標)の略。目的を達成するためのプロセスにおいて数値化できる指標。

2. 基本目標と施策

代表的なSDGs



基本目標1 安定した雇用を創出し、安心して働けるまちをつくる

首都近郊という地理的優位性を活かし、商工業・農業の活性化を図るとともに、就業を希望するあらゆる世代が就業にむすびつくよう支援に努め、すべての市民が安心して働けるまちを目指します。

【数値目標】

	数値目標	現状値	目標値(令和12年度)
5-1	市内総生産の伸び率	4% (令和4年度)	5%
	[説明] 市内総生産※の5年間の伸び率について、5%を目標とする。		
5-4	若年者の就職決定率	累計 40.9% (令和6年度)	累計 59%
	[説明] 若年者の就職相談終了者に占める就職決定者の割合について、累計59%を目標とする。(令和3年度からの累計)		
5-4	女性・高齢者の就職決定率	女性 累計 27.3% 高齢者 累計 20.7% (令和6年度)	女性 累計 46% 高齢者 累計 39%
	[説明] 女性・高齢者の就職相談終了者に占める就職決定者の割合について、女性累計46%、高齢者累計39%を目標とする。(令和3年度からの累計)		

数字 分野別計画における掲載箇所を示す。

※ 市内総生産
1年間に市内の生産活動によって新しく生み出された価値の総額。産出額から中間投入額を除いたもの。

施策1 持続性のある産業を育成する
【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
511	ビジネスサポートセンターこしがやでのDXに関する相談件数	年間71件	年間83件
	[説明] ビジネスサポートセンターこしがやでのDXに関する相談件数について、年間83件を目標とする。		
511	住宅・店舗の改修を行った総工事金額	年間2億7,831万円	年間2億8,000万円
	[説明] 市の制度を活用して住宅・店舗の改修を行った工事金額の合計(経済波及効果の合計)について、年間2億8,000万円を目標とする。		
511	ふるさと納税返礼品の登録数	481件	820件
	[説明] ふるさと納税返礼品の登録数について、820件を目標とする。		
512	市の支援を受けて創業した件数	年間57件	年間63件
	[説明] 市の支援(相談、セミナー、補助金等)を受けて創業した件数について、年間63件を目標とする。		
512	企業立地相談件数	累計24件	累計40件
	[説明] 市内・市外からの企業立地に関する問い合わせについて、累計40件を目標とする。		

施策2 持続的に農業が行われる環境をつくる
【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
531	市内観光農園への栽培指導回数	年間7回	年間7回
	[説明] 市内観光農園への栽培指導回数について、年間7回を維持することを目標とする。		
532	農地利用集積事業の実施面積	累計64ha	累計107ha
	[説明] 農地の保全・有効活用を目的とした農地利用集積事業が行われた面積について、累計107haを目標とする。		
533	新規就農者・農業後継者研修修了者数	累計14人	累計20人
	[説明] 新規就農者、農業後継者に対する研修の修了者について、累計20人を目標とする。		
534	越谷農業のPR活動回数	年間8回	年間10回
	[説明] 越谷農業のPR活動回数について、年間10回を目標とする。		

施策3 雇用対策の充実を図る
【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
541	就職相談件数	累計1,204件	累計3,300件
	[説明] 若年者、就職氷河期世代、女性およびシニア世代の就職相談件数について、累計3,300件を目標とする。(令和3年度からの累計)		

2. 基本目標と施策

代表的なSDGs



基本目標2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援を行い、誰もが安心して子どもを産み育てることができる、住み続けたいと思うまちを目指します。

【数値目標】

	数値目標	現状値	目標値(令和12年度)
2-3	待機児童数	保育所 4人 学童保育室 395人 (令和6年度)	0人
	[説明] 保育所(園)入所に至っていない児童数(4月1日時点)および学童保育室の利用決定に至っていない児童数(5月1日時点)について、0人とすることを目標とする。		
2-3	「こどもの居場所」の数	21か所 (令和6年度)	29か所
	[説明] 市内の「こどもの居場所※」の数について、29か所とすることを目標とする。		
3-1	20歳代から40歳代の市民のうち、住み続けたいと思う市民の割合	74.9% (令和7年度)	82%
	[説明] 市政世論調査で、今後も現在のところに住み続けたいと思うと回答した20歳～49歳の市民の割合について、82%を目標とする。		

※ こどもの居場所
こども食堂や学習支援施設など、こどもが家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。

※ ICT
Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。従来から使われていたIT(Information Technology)に替わり、通信ネットワークにより情報が流通することの重要性を意識して使用される。

施策1 出会いの機会づくりを支援する

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
234	SAITAMA出会いサポートセンター登録者数	715人	1,000人
	[説明] SAITAMA出会いサポートセンターに登録している市民について、1,000人を目標とする。		

施策2 こどもを育てやすい環境をつくる

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
232	妊産婦・母子相談件数	年間6,343件	年間6,000件
	[説明] 母子健康づくり事業における妊産婦や母子の不安解消を目的とした相談について、年間6,000件を目標とする。		
232	子育て支援アプリ新規登録者数	年間1,325人	年間1,000人
	[説明] 子育て支援アプリ(がやっこ)の新規登録者数について、年間1,000人を維持することを目標とする。		
233	子育てサロンの利用者数	年間41,179人	年間50,000人
	[説明] 子育てサロンの利用者数について、年間50,000人を目標とする。		
233	公立保育所の建て替え施設数	累計6施設	累計9施設
	[説明] 老朽化した公立保育所について、累計9施設の建て替えを目標とする。		
234	学童保育施設数	累計54施設	累計60施設
	[説明] 学童保育施設について、累計60施設の設置を目標とする。		

施策3 生きる力を育む学校教育を推進する

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
611	授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしている児童生徒の割合	小学校 92.7% 中学校 87.8%	小学校 95% 中学校 91%
	[説明] 児童生徒を対象としたアンケート調査で、授業で学んだことを、生活場面や他の学習に生かしていると回答した児童生徒の割合について、小学校95%、中学校91%を目標とする。		
612	児童生徒がICT※を活用して学びを深めることを指導できる教員の割合	91.8%	100%
	[説明] 教員を対象としたアンケート調査で、児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるようにコンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導できると回答した教員の割合について、100%を目標とする。		
615	特別支援学級設置率	95.5%	100%
	[説明] 市内小中学校の特別支援学級の設置割合について、100%を目標とする。		

2. 基本目標と施策

代表的なSDGs



基本目標3 魅力を高め、快適に住めるまちをつくる

まちの魅力を効果的に発信し、地域資源の活用を進めることで地域の活性化を図ります。
また、医療、福祉そして公共交通や災害への備えが充実した、環境にやさしい住みよいまちを目指します。

【数値目標】

	数値目標	現状値	目標値(令和12年度)
3-1	公共交通の満足度	60.7% (令和7年度)	70%
	[説明] 市政世論調査で、公共交通に満足していると回答した市民の割合について、70%を目標とする。		
5-2	mGAP	-2,424.2 (令和6年度)	現状値以上
	[説明] 住民の地域への関与意欲を定量化する成果指標「mGAP※」の上昇を目標とする。		

※ mGAP

modified Gross Area Participation(修正地域参画総量指標)の略。シティプロモーションの成果としての、①市民及びターゲットとする域外住民の地域推奨意欲の向上、②市民の地域活動への参加意欲の向上、③市民による地域活動への感謝意欲の向上を、それぞれ定量化し、総合化する指標。

※ 地域福祉活動

地域活動のうち、住民の生活支援や福祉増進等を目的として行われる活動。

※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化等を見据えた地域での居住支援の体制で、緊急時の受入れや対応、地域の体制づくりなどの機能を持つ。

施策1 地域資源を活用・発信する

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
113	市民への情報発信件数 [説明] ソーシャルメディア等での情報発信について、年間3,000件を目標とする。	年間2,682件	年間3,000件
521	地域とのかかわりに関するワークショップ参加人数 [説明] 主体的に(当事者として)まちづくりにかかわる意欲の向上と地域の魅力の創造につながるワークショップの参加人数について、累計450人を目標とする。	累計124人	累計450人
522	水辺を活用した取組み数 [説明] 観光協会や民間事業者等と連携し、水辺を活用して交流人口の拡大に取り組んだ件数について、累計5件を目標とする。	—	累計5件

施策2 多様な人材が交流・活躍できるまちをつくる

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
112	地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数 [説明] 13地区および全市コミュニティ推進協議会が助成金を活用し実施した新規事業および拡充事業について、年間20事業を目標とする。	年間2事業	年間20事業
124	多文化共生事業の参加者数 [説明] 多文化共生事業への参加者について、年間2,700人を目標とする。	年間133人	年間2,700人

施策3 医療・福祉が充実したまちをつくる

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
211	地域福祉活動に携わる団体数 [説明] 地域、高齢、障がい、児童の各福祉分野における住民主体の地域福祉活動 [*] に携わる団体数について、660団体を目標とする。	630団体	660団体
222	看護師等確保事業の助成人数 [説明] 看護師等確保事業における就業支援金、市内転入支援金等の助成人数について、年間130人を目標とする。	—	年間130人
242	地域生活支援拠点等登録事業所数 [説明] 地域生活支援拠点等 [*] の取組みに参画する事業所について、累計36か所とすることを目標とする。	累計24か所	累計36か所
253	認知症サポーター養成数 [説明] 認知症サポーターの養成数について、人口の20%にあたる累計67,000人とすることを目標とする。	累計55,882人	累計67,000人

施策4 移動環境を整える

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
314	越谷げんき de MaaS登録者数	—	累計35,000人
	[説明] 越谷げんき de MaaS*の登録者数について、年間7,000人の増加とし、累計35,000人を目標とする。		
321	主要な幹線道路の舗装改良率	43.1%	70%
	[説明] ひび割れ率やわだち掘れ量などを測定する路面性状調査の結果に基づき対象を定めた幹線道路の舗装改良率について、70%を目標とする。		

施策5 防災力を強化する

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
321	橋りょう耐震化対策の進捗率	30.1%	37%
	[説明] 橋りょう耐震化対策の進捗率について、37%を目標とする。		
341	雨水貯留施設の整備	0か所	1か所
	[説明] 雨水貯留施設について、せんげん台駅東口に1か所の整備を目標とする。		
422	防災情報配信の登録者数	—	累計60,000人
	[説明] 防災DXによる防災情報配信の登録者数について、累計60,000人を目標とする。		

施策6 環境にやさしい持続可能なまちをつくる

【重要業績評価指標(KPI)】

	KPIの名称	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
411	市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量	累計9,974kW	累計13,350kW
	[説明] 公共施設や市の補助を受けて設置した設備による発電容量について、累計13,350kWを目標とする。		
413	環境・SDGsに関する取組み件数	年間29件	年間32件
	[説明] 市民・事業者等との協働による環境保全、環境教育、SDGs等の取組みについて、年間32件を目標とする。		

※ MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略。地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済を一括で行うサービス。



Ⅲ・後期基本計画【第4章】

基本目標1

基本目標2

基本目標3



資料編

補足資料	210
1. 各施策とSDGsとの対応表	210
参考資料	212
1. 計画策定の経緯	212
2. 計画策定体制	214
3. 越谷市総合振興計画審議会	215
4. 市民参加の取組み	227
(1) 地区まちづくり会議	227
(2) 市民懇談会	232
(3) 市民参加型オンラインプラットフォーム「越谷市Liqlid」	233
(4) 若者まちづくり懇談会	234
(5) 市民意向調査	235
(6) 団体・事業所アンケート調査	236
(7) パブリックコメント	237
5. 市議会	238
6. 検討委員会・部会	239
7. 条例等	242
(1) 越谷市自治基本条例	242
(2) 越谷市民憲章	246
(3) 越谷市子ども憲章	246
(4) 越谷市福祉憲章	247
(5) 安全都市宣言	247
(6) スポーツ・レクリエーション都市宣言	248
(7) 文化都市宣言	248
(8) 越谷市平和都市宣言	249

補足資料

1. 各施策とSDGsとの対応表（該当箇所に●）

	1. 貧困 1 貧困をなくす	2. 飢餓 2 飢餓をゼロに	3. 保健・福祉 3 持続可能な目標と健康	4. 教育 4 質の高い教育をみんなに
1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり				
1-1 市民参加と協働による市政を推進する			●	●
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを推進する	●		●	●
1-3 持続可能な都市経営を推進する			●	
2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり				
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	●		●	●
2-2 市民の健康づくりを進め、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる	●		●	
2-3 みんなで子ども・若者の現在(いま)と未来を応援(サポート)し、輝くまちをつくる	●		●	●
2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる	●		●	●
2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる	●		●	●
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	●	●	●	●
3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり				
3-1 生活の質が高く選ばれ続ける都市をつくる		●		
3-2 地域を支える道路をつくる				
3-3 水と緑でつながるやすらぎのある空間をつくる				
3-4 安全で良好な水環境をつくる				
3-5 安心して住むことができる住宅環境をつくる				
4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり				
4-1 環境にやさしい持続可能な地域・社会をつくる		●	●	●
4-2 安全・安心に暮らせるまちをつくる	●		●	●
4-3 生命・身体・財産を守る消防体制を整える			●	●
5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり				
5-1 地域社会を支える産業の活性化を図る				●
5-2 魅力と活力でライフスタイルを豊かにする				
5-3 持続的に農業が行われる環境をつくる	●	●	●	●
5-4 だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる				●
6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり				
6-1 生きる力を有む学校教育を推進する	●	●	●	●
6-2 生涯にわたる学びを充実し、地域文化を振興する			●	●
6-3 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる			●	●

5. ジェンダー 5 ジェンダー平等を 実現しよう	6. 水・衛生 6 安全な水とトイレ を世界中に	7. エネルギー 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8. 成長・雇用 8 働きがいと 経済成長を	9. インノベーション 9 産業と雇用創出の イノベーションを つなぐ	10. 不平等 10 人や国ごとの 格差をなくす	11. 都市 11 住み続けられる まちづくりを	12. 生産・消費 12 つくばるだけ つくり出す	13. 気候変動 13 気候変動に 負いかねない 持続可能な開発を	14. 海洋資源 14 海の豊かさ を増やす	15. 陸上資源 15 陸の豊かさを 保つ	16. 平和 16 平和と公正を すべての人に	17. 実施手段 17 パートナリシップで 目標を達成しよう
						●					●	●
●					●	●					●	●
●			●	●		●	●				●	●
											●	●
								●				●
●	●	●	●		●	●			●	●		●
			●		●	●				●		
					●	●					●	●
			●	●		●				●		●
			●	●	●	●	●					●
			●			●		●	●			
					●	●						
			●	●		●						
			●	●	●	●	●					●
			●	●		●		●		●		
			●	●		●						
		●	●	●		●	●	●		●		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●					●	●					●	●
●					●	●					●	●

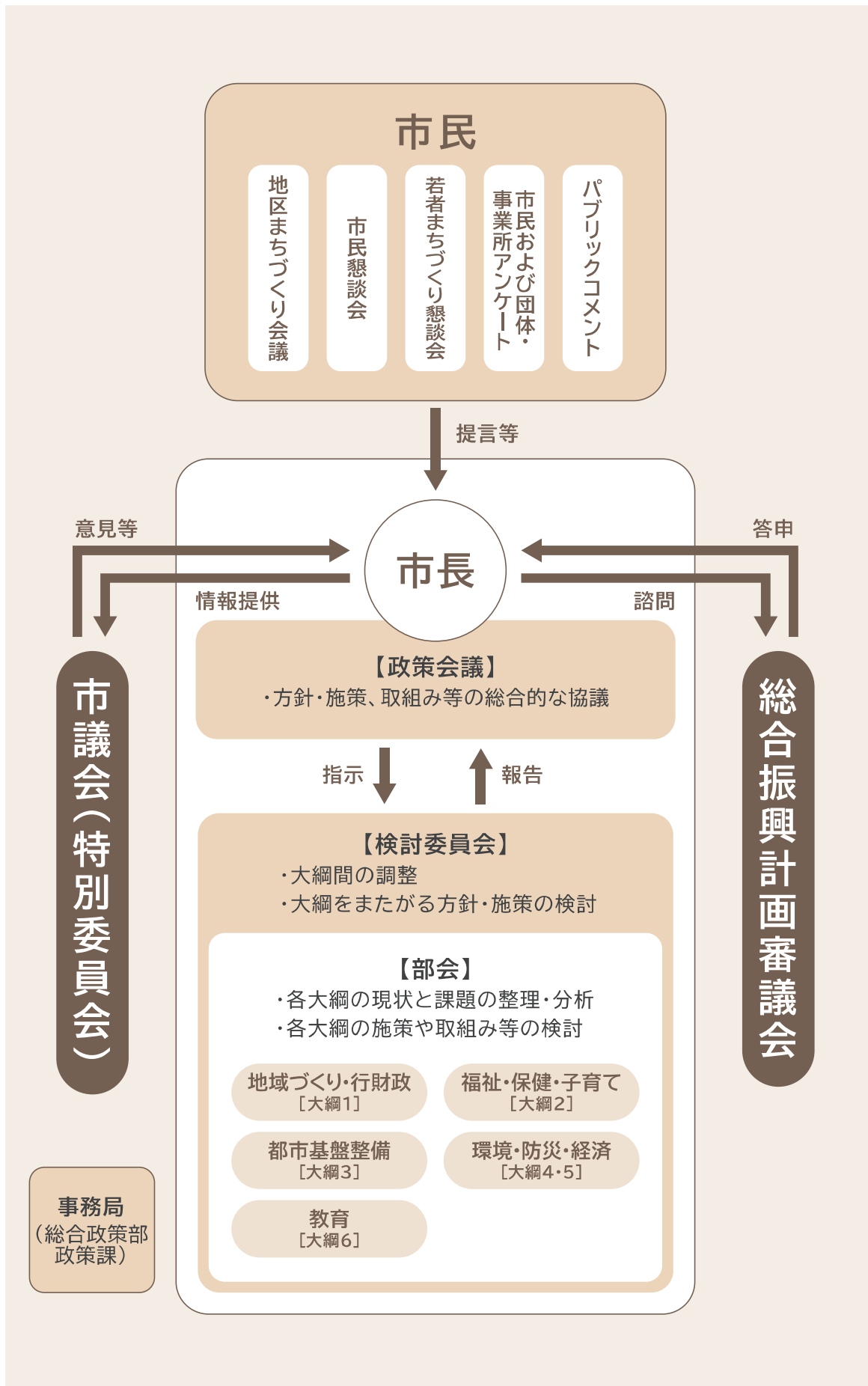
参考資料

1. 計画策定の経緯

日程	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和6年(2024年) 4月				政策会議 (4/23)
令和6年(2024年) 5月				第1回検討委員会 (5/8) 第1回検討委員会部会 (5/8)
令和6年(2024年) 6月		市民意向調査 (6/13~7/12) 地区まちづくり会議 (6~10月)		
令和6年(2024年) 7月		第1回若者まちづくり懇談会 [高校生・大学生](7/24) 団体・事業所アンケート調査 (7/25~8/23) 第1回市民懇談会 (7/28) 第2回若者まちづくり懇談会 [高校生・大学生](7/31)		
令和6年(2024年) 8月		第1回若者まちづくり懇談会 [中学生](8/3) 第2回若者まちづくり懇談会 [中学生](8/17) 第2回市民懇談会 (8/21)		
令和6年(2024年) 9月		第3回市民懇談会 (9/19)		
令和6年(2024年) 10月		第4回市民懇談会 (10/5)		
令和6年(2024年) 11月		地区まちづくり会議 代表者会議 (11/12)		第2回検討委員会部会 (11/5) 第2回検討委員会 (11/11) 政策会議 (11/15)
令和7年(2025年) 2月				第3回検討委員会部会 (2/19)
令和7年(2025年) 3月			第1回特別委員会 (3/18)	第4回検討委員会部会 (3/26)

日程	審議会	市民参加	市議会	庁内
令和7年(2025年) 5月			第2回特別委員会 (5/12)	第3回検討委員会 (5/2) 政策会議 (5/29)
令和7年(2025年) 6月	委嘱状交付式 および 第1回会議(6/30)			
令和7年(2025年) 7月	都市基盤整備部会 第1回会議(7/7) 環境・防災・経済部会 第1回会議(7/7) 地域づくり・行財政部会 第1回会議(7/8) 福祉・保健・子育て部会 第1回会議(7/9) 教育部会 第1回会議 (7/11)		第3回特別委員会 (7/23~25)	
令和7年(2025年) 8月	都市基盤整備部会 第2回会議(8/1) 環境・防災・経済部会 第2回会議(8/4) 地域づくり・行財政部会 第2回会議(8/5) 福祉・保健・子育て部会 第2回会議(8/6) 教育部会 第2回会議 (8/7) 第4回会議(8/27)			
令和7年(2025年) 9月	第5回会議(9/29)			
令和7年(2025年) 10月	答申式(10/16)		第4回特別委員会 (10/31)	
令和7年(2025年) 11月				第4回検討委員会 (11/10) 第5回検討委員会部会 (11/10) 政策会議 (11/26)
令和7年(2025年) 12月		パブリックコメント (12/5~1/5)		
令和8年(2026年) 1月				第5回検討委員会 (1/14) 第6回検討委員会部会 (1/14) 政策会議 (1/26)
令和8年(2026年) 2月			第5回特別委員会 (2/6)	

2. 計画策定体制



3. 越谷市総合振興計画審議会

① 条例等

○越谷市総合振興計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行なわせるため、越谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 地区まちづくり会議の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定しなければならない。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越谷市建設促進審議会条例(昭和31年条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第30号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○越谷市総合振興計画審議会部会規程

昭和44年5月13日

規則第11号

第1条 越谷市総合振興計画審議会条例（昭和44年条例第14号。以下「条例」という。）第7条により次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域づくり・行財政部会
- (2) 福祉・保健・子育て部会
- (3) 都市基盤整備部会
- (4) 環境・防災・経済部会
- (5) 教育部会

第2条 部会に属させる委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 部会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 越谷市建設審議会部会規程（昭和33年規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和57年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

② 審議状況

日程	内容	
令和7年(2025年) 6月30日	第1回	・越谷市総合振興計画審議会委員委嘱状交付式 ・「第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)」について、市長から越谷市総合振興計画審議会会長に諮問
令和7年(2025年) 7月7日	第2回 (都市基盤整備部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月7日	第2回 (環境・防災・経済部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月8日	第2回 (地域づくり・行財政部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月9日	第2回 (福祉・保健・子育て部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 7月11日	第2回 (教育部会 第1回会議)	・総合振興計画後期基本計画(素案)について
令和7年(2025年) 8月1日	第3回 (都市基盤整備部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月4日	第3回 (環境・防災・経済部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月5日	第3回 (地域づくり・行財政部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月6日	第3回 (福祉・保健・子育て部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月7日	第3回 (教育部会 第2回会議)	・部会報告書(案)について
令和7年(2025年) 8月27日	第4回	・部会審議結果報告について ・まち・ひと・しごと創生越谷市総合戦略について
令和7年(2025年) 9月29日	第5回	・第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)答申(案)について
令和7年(2025年) 10月16日	答申式	・後期基本計画(素案)について、越谷市総合振興計画審議会会長、副会長から市長に答申

③ 委員名簿

種別	氏名	所属部会	団体名
第1号委員(公共的団体等の代表者 17人) 50音順			
	新井 敏浩	★教育部会	越谷市文化連盟
○	飯島 孝子	福祉・保健・子育て部会	青少年育成越谷市民会議
	石井 秀夫	環境・防災・経済部会	埼玉県生態系保護協会 越谷支部
	永福 徹	福祉・保健・子育て部会	越谷市社会福祉協議会
	延寿寺 和行	環境・防災・経済部会	越谷地区労働組合協議会
	奥村 裕子	☆地域づくり・行財政部会	一般社団法人多文化共生コスモ越谷
	黒田 登	教育部会	越谷市レクリエーション協会
	小泉 智子	教育部会	越谷市PTA連合会
	小林 勝	地域づくり・行財政部会	越谷市国際交流協会
	近澤 恵美子	★福祉・保健・子育て部会	NPO法人子育てサポーター・チャオ
	中島 美三郎	★環境・防災・経済部会	越谷商工会議所
	中村 昌弘	福祉・保健・子育て部会	越谷市医師会
	中村 将義	環境・防災・経済部会	越谷市観光協会
	根岸 千怜	福祉・保健・子育て部会	親子の学びサークル ひみつきち
	松崎 一男	☆環境・防災・経済部会	越谷市消防団
	宮川 稔一	環境・防災・経済部会	越谷市農業協同組合
	森 春男	教育部会	越谷市スポーツ協会
第2号委員(地区まちづくり会議の代表者 13人) 地区順			
	小倉 繁	教育部会	桜井地区
	宮崎 幸次	都市基盤整備部会	新方地区
	山口 健吉	都市基盤整備部会	増林地区
	川島 衛	★都市基盤整備部会	大袋地区
	関根 久治	都市基盤整備部会	荻島地区
	松苗 眞吉	環境・防災・経済部会	出羽地区
	浅見 昭一	★地域づくり・行財政部会	蒲生地区
	久保田 和夫	地域づくり・行財政部会	川柳地区
◎	深井 晃	教育部会	大相模地区
	幸田 勉	福祉・保健・子育て部会	大沢地区
	中村 孝	都市基盤整備部会	北越谷地区
	筒野 貞夫	地域づくり・行財政部会	越ヶ谷地区
	白井 俊市	環境・防災・経済部会	南越谷地区
第3号委員(公募による委員 7人) 50音順			
	狩野 保弘	福祉・保健・子育て部会	
	田村 久平	地域づくり・行財政部会	
	戸張 隆	都市基盤整備部会	
	福島 茂樹	都市基盤整備部会	
	宮川 進	教育部会	
	向笠 肇	地域づくり・行財政部会	
	山島 利恵子	地域づくり・行財政部会	
第4号委員(知識経験者 3人) 50音順			
	石井 勉	☆教育部会	文教大学教育学部 教授
	田口 孝行	☆福祉・保健・子育て部会	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授
	長野 博一	☆都市基盤整備部会	高崎経済大学地域政策学部 准教授

◎会長 ○副会長 ★部会長 ☆副部会長

④ 諮問答申

越 政 第 5 7 号
令和7年(2025年)6月30日

越谷市総合振興計画審議会
会長 深井 晃 様

越谷市長 福 田 晃

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について(諮問)

このことについて、越谷市総合振興計画審議会条例第2条の規定により、
貴審議会の意見を求めます。

令和7年(2025年)10月16日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市総合振興計画審議会
会長 深井 晃

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和7年6月30日付け、越政第57号をもって諮問のありました事項のうち、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画(素案)について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会において、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、基本構想で示された本市の将来像を実現するための各分野における施策、まち・ひと・しごと創生法に基づく越谷市総合戦略など、今後5年間のまちづくりの計画としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申といたします。

また、本審議会でも出された各委員の意見につきましては、今後、後期基本計画の策定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

記

分野別計画

大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

- 1 市民と協働のまちづくりに関して、若者や外国籍市民などを含めた、さまざまな市民がまちづくりに参画できる環境整備に努め、持続可能な協働の仕組みづくりを目指すこと。

また、自治会や市民団体の活性化に関して、多くの市民の加入・参画を促進するため、自治会や市民団体と市が両輪となって行う協働のまちづくりへのさらなる支援および活動を支える人材育成に取り組むこと。

- 2 男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会進出の推進に積極的に取り組むこと。

また、外国人市民家庭への支援や相互理解の機会を充実させ、多文化共生の推進に取り組むこと。

- 3 持続可能な都市経営に関して、申請手続き等のデジタル化やデジタル化による各種業務の効率化を推進し、人口減少が進んでいくなかでも効率的な行政運営を行うとともに、すべての市民の利便性向上に取り組むこと。

大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

- 1 地域共生社会の実現に関して、障がいのある人もない人も、すべての市民が自由に集える「地域の居場所」の検討を行うとともに、民生委員・児童委員等の活動日数の向上だけでなく、活動内容の充実と成果につながる支援に取り組むこと。
- 2 地域の医療体制に関して、市立病院の担う役割は重要であることから、早期に経営改善に努めること。
- 3 こども・若者に関わるすべての人がこども・若者の権利について学ぶ機会を十分に確保するとともに、子育てサロンは、地域間のバランスを考慮しながら推進し、児童館は「こどもの居場所」として柔軟な運営を図ること。
- 4 生活困窮者への支援に関して、子どもの学習・生活支援事業の実施においては、保護者への案内や働きかけだけでなく、こども自身の参加意欲の醸成に努めること。
- 5 医療保険制度の維持に関して、健(検)診やフレイル予防等を通して、医療費の適正化に取り組むこと。

大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

- 1 越谷市に住む人が、越谷に愛着をもち、定住意向が高まるよう、需要と利便性を満たした市街地の形成および公共交通ネットワークの構築に努めるとともに、水と緑と市街地が調和した市の魅力のPRに取り組むこと。
- 2 道路の整備に関しては、交通事故防止、防災、環境・景観への配慮の観点から、必要な改修、改良を行い、交通事情に即した安全安心な道路環境の形成に努めること。

3 緑地については、公園・緑道など、市民の憩いの場である新たな緑地の創出に取り組むとともに、屋敷林等の残されている緑地の保全を図ること。また、緑地を保全、創出、有効活用するための先進的な手法について調査研究を行うこと。

4 近年、激甚化している水害において、内水氾濫が多く発生している地域があることを課題として認識すること。また、水害対策が進み、公共下水道等のインフラ施設が計画的に管理された「安心して住めるまち」をめざすこと。

さらには、水害対策と同時に、平時においては、水と緑に恵まれた越谷の河川・水辺の利活用によるにぎわいづくりや、新たな水辺空間の創出に努めるとともに、効果的な貯留施設の整備による水害対策の強化に取り組むこと。

5 高齢化や人口減少等の社会問題に対処するため、空き家対策や住宅セーフティネットの整備に取り組み、持続的で良好な居住環境づくりを推進すること。

大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

1 自主防災組織のカバー率について、カバーしていることと、実際に機能するかは別であるため、高齢化の進展などを考慮し実効性のある組織となるよう働きかけること。

2 市民による心肺蘇生法実施率について、救命率を上げるため、AEDマップの配布などの周知に努めること。また、なるべく多くの方が救命講習等を受けられるよう体制を整備すること。

3 希少植物種の保護実施箇所数を増やす取組みを進めるとともに、多様な種の生息環境の保全を目指して市民団体や関係機関と連携を図りながら各種施策を推進していくこと。

大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

- 1 水辺の活用を検討する際は、生態系の観点も考慮すること。
- 2 農業の多面的役割について、保水・遊水機能による水害の防止や大気の浄化などに関する取組みや、地域で農地を守っていく取組みに努めること。

大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

- 1 「多様性の尊重」の重要性が高まっている。そのひとつとして、日本語を母語としない児童生徒に関して、文化的な相互理解や多様性を尊重し、日本語の指導および支援体制を充実させること。
- 2 芸術文化および伝統文化に関する事務を地域づくりの推進につながる施策と連携し取り組むこと。
若者の芸術文化活動を積極的に支援するとともに、地域の伝統文化の育成や継承を図ること。
- 3 スポーツ・レクリエーション施設に関して、市民が安心・安全に利用できるように、空調設備の早期整備など環境整備を進めるとともに、計画的な老朽化対策に取り組むこと。

まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略

- 1 就業を希望する方が必要な支援を円滑に受けられるよう、就職相談窓口等の周知に努めること。
- 2 子育て施策においては、親の視点に加え、こどもの視点も十分に踏まえた取り組みを行うこと。
- 3 若者等の意見を取り入れながら、越谷市の特徴と強みを活かした観光の活性化に取り組むこと。

共通事項

- 1 指標の設定に当たっては、実績とする対象事業を精査したうえで目標値を検討し、その内容が分かりやすく、明確であるよう配慮すること。
- 2 指標の進捗を確認するためのアンケートを実施する際は、質問の仕方によって結果が左右されることが懸念されるため、市が5年後にめざしている姿との整合性を検証すること。

以 上

4. 市民参加の取組み

(1) 地区まちづくり会議

① 開催状況(令和6年)

【会議開催回数】

全地区合計 39回

【各地区の構成人数】

地区名	委員数	地区名	委員数
桜井地区	21人	川柳地区	25人
新方地区	23人	大相模地区	20人
増林地区	25人	大沢地区	28人
大袋地区	25人	北越谷地区	22人
荻島地区	32人	越ヶ谷地区	22人
出羽地区	33人	南越谷地区	33人
蒲生地区	21人		
合 計			330人

【代表者会議】

令和6年11月12日、各地区まちづくり会議代表者から市長に地区まちづくり会議提言書を提出いただきました。



会議の様子



福田市長(前列中央)と各地区まちづくり会議代表者

② 会議内容

(6～10月)

- ・令和元年度地区まちづくり会議提言書の進捗状況の報告
- ・地区の現況等を踏まえ提言内容を検討

(10月)

- ・地区まちづくり会議提言書作成

③委員名簿(地区まちづくり会議提言書提出時点) ※ 委員名は事前に同意いただいた方のみ掲載しています。

桜井地区

◎小倉 繁	○川村 耕治	齋藤 清造	矢嶋 克裕
大塚 千春	與島 秀和	安濃 和也	斎藤 昭博
高崎 勉	得上 成子	山口 勉	大野 實
斉藤 光明	毒島 美重子	加藤 慶隆	郡司 勝公
福島 茂樹	小嶋 喜久夫	小早川 隆夫	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

新方地区

◎臼倉 誉治	○遠藤 敏子	○平田 智彦	濱野 才一
小山 巖	岩坂 守	齋藤 慶治	後藤 桂子
平野 英世	秋葉 功	田波 佳澄	中嶋 喜久松
中山 和子	五味田 真紀子	松島 勲	遠藤 隆行
飯田 亜理紗	手島 友美	高野 駿	

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

増林地区

◎山口 健吉	○塗木 毅	長谷川 和子	折原 静男
久米 浩一	三上 桂子	戸張 勇	鈴木 康行
須賀 秀次	関根 武司	小松崎 寛	須賀 一暢
堀口 晴行	星川 孝二	片桐 駿介	齊藤 峰雄
三輪 正子	渋谷 勇	三ッ木 宗一	後藤 弘明
澁口 亜美	横井 雄一郎	神代 太一	岩間 千明
高村 さをり			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

大袋地区

◎川島 衛	○新坂 喜助	○秋山 信子	杉山 誠
宇田川 理順	八木 三雄	坂井 良夫	鈴木 豊
杉本 高男	名取 一直	中島 慎一	小曾川 茂
川島 利昭	北山 隆司	村山 里美	永島 正明
立原 孝之	内 裕和	前田 健作	石崎 淳
小林 義憲	式場 翼男	平柳 幸愛	岡田 直翔
藤田 文夫			

◎会長、○副会長 (順不同、敬称略)

荻島地区

◎関	根	久	治	○会	田	雄	一	木	村	勇	齐	藤	光	男
猪	狩	公	徳	小	林	弘	明	石	井	彰	野	口	豪	教
石	野	剛	史	会	田	孝	顕	豊	田	久	大	熊	正	行
増	元	幹	晃	鈴	木	清	司	森	田	春	新	井	英	明
吉	岡	春	夫	三	ツ	輝	雄	高	橋	幸	葛	貫	敏	雄
田	村	政	雄	富	木	昌	美	松	沢	浩	島	村	い	仁
市	川	栄	明	石	岡	純	子	手	塚	麻	松	澤	さ	子
田	村		幸	宮	園	た	み	小	川	浩				

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

出羽地区

◎松	苗	眞	吉	○堀	井	捷	一	○河	上	繁	島	村	久	孝
原	口	哲	男	岩	間	一	男	橋	本	直	河	上	経	男
山	橋	隆	志	平	澤	良	夫	石	川	詔	大	野	良	夫
高	澤	隆	隆	田	中	忠	雄	齋	藤	利	倉	持	清	治
松	島	廣	廣	伊	藤	敏	夫	斎	村	淳	東	谷	博	美
大	木	嗣	嗣	磯	貝	昌	弘	島	根	浩	金	子	真	之
鈴	原	等	等	菅	野	信	一	山	野	稔	日	色	繁	完
藤	原	英	一	大	野	志	津	大	野	司	金	子	繁	雄
野	口	洋	子							保				

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

蒲生地区

◎浅	見	昭	一	○井	上	光	男	○坂	崎	洋	祐	森	田	輝	夫
濱	野	直	進	滑	川	理	喬	松	原	勝	男	金	子	隆	雄
船	底	京	敬	河	野	雅	恵	植	竹	進	進	彦	工	健	治
佐	々	卓	子	内	田	欽	己	高	橋	伸	夫	横	幕	敏	恵
横	山		史	金	子		司	高	木	規	久				

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

川柳地区

◎久保田 和 夫	○林 田 俊 介	○中 村 明	○藤 村 久 恵
深 井 康 雄	深 井 嘉 彦	馬 場 れい子	藤 波 祐 子
深 井 茂 昇	三 浦 由 幸	大 熊 恵 子	小 川 祥 宏
藤 波 昇 三	向 笠 肇 光	高 木 廣 安	鉢 窪 政 樹
中 村 良 三	酒 井 貞 一	後 藤 一 平	鈴 木 信 一
森 正 明	藤 浪 一 男	飯 高	

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

大相模地区

◎深 井 晃	○戸 巻 正	○秋 山 良 雄	池ノ谷 秀 夫
大 塚 弘	櫻 井 和 之	石 垣 利 一	中 村 啓 二 朗
浅 見 栄 子	木 村 範 子	池ノ谷 治 美	濱 野 孝 明
星 野 美 穂	立 澤 茂 光	宇 田 仁 央	石 塚 治 郎
村 上 正 樹	中 村 守	平 山 幸 太 郎	石 原 一 彦

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

大沢地区

◎深 野 弘	○松 澤 英 樹	○青 柳 公 枝	○幸 田 勉
堀 切 勝 仁	鈴 木 雅 夫	戸 張 直 典	須 賀 利 治
石 原 一 男	弘 中 政 孝	栗 田 晴 巳	上 野 優 治
石 橋 輝 弘	赤 津 吉 信	澤 田 篤 子	秋 田 稔 男
高 山 正 男	大 家 けい子	柿 澤 教 雄	滝 口 幹 男
鈴 木 英 夫	江 原 望	黒 田 幸 英	天 野 明
染 谷 登 士 子	倉 田 啓 子	田 中 優 加 利	逸 見 彩 香

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

北越谷地区

◎小板橋 啓 彰	○中 村 豊	○島 津 美弥子	中 村 孝
浅 見 勝 久	小 山 朝 和	福 島 修	中 村 英 毅
桑 原 良 一	中 村 慶太郎	小 板 橋 春 枝	濱 野 幸 江
亀 田 亜紗美	加 藤 大 造	駒 崎 美佐子	内 藤 時 枝
中 村 常 治	馬 場 和 彦	森 春 男	武 富 安 行

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

越ヶ谷地区

◎筒 野 貞 夫	○内 田 泰 代	○立 石 悟	○杉 山 順 子
印 銀 芳 弘	渡 辺 昇	鈴 木 進	金 谷 邦 弘
坂 卷 邦 夫	榎 本 文 夫	原 美 光	楠 美 り子
会 田 容 子	三 瓶 茂	田 中 由香里	西 村 明 代
橋 本 憲 男	後 藤 孝 江	山 添 由 加	井 橋 潤
大 野 聡 史	田部井 亜津子		

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

南越谷地区

◎白 井 俊 市	○岩 男 義 明	○飯 島 孝 子	○田 口 勲
佐 藤 哲 三	及 川 正 己	竹 内 輝 明	井 上 幸 一
高 橋 一 夫	大 貫 銀次郎	八木沢 登	佐 藤 吉 紀
中 村 達 興	鈴 木 知 子	小 野 靖 浩	喜 友 名 孝 子
清 水 照 久	青 木 正 則	清 水 俊 也	乙 訓 ますみ
山 島 利 恵子	早 水 誠 治	林 隆	田 辺 裕 子
毛 利 勉	大 澤 一 男	高 師 保 一	磯 進
滑 川 千 恵子	吉 井 仁 実	櫻 井 あけみ	加 藤 修
前 川 佳 也			

◎会長、○副会長（順不同、敬称略）

(2)市民懇談会

①参加者

市民(市内において、住み、働き、学び、または活動する個人)

②開催状況

市民懇談会は、ワークショップ形式により、以下の内容で全4回開催しました。

回数	日程	内容	参加者数
第1回	7月28日	<ul style="list-style-type: none">・基調講演「市民参加のデザインによる共創型まちづくり」 (講師 高崎経済大学地域政策学部准教授 長野 博一 氏)・多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり (市民、人権、行財政運営など)・みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり (保健、医療、子育て、福祉など)	25人
第2回	8月21日	<ul style="list-style-type: none">・都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり (都市計画、都市施設、住宅など)・持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり (環境、危機管理、消防など)	30人
第3回	9月19日	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり (産業・雇用、観光など)・みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できる まちづくり (教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど)	28人
第4回	10月5日	<ul style="list-style-type: none">・越谷市のめざす姿を考えよう	20人

(3)市民参加型オンラインプラットフォーム「越谷市Liqlid」

①目的

越谷市の施策等について、時間や場所にとらわれず、オンライン上で意見交換できる場を設けました。

②実施内容

市民懇談会と同じテーマ(各大綱)について、市民懇談会で終了したテーマから順次、トークスペースを開設し、意見投稿を受け付けました。

○実施期間：令和6年(2024年)8月6日～令和7年(2025年)1月31日

○利用対象：越谷市に在住・在勤・在学または市内で活動する方

○登録方法：メールアドレスまたはLINEでアカウント登録

【各テーマのトークスペース開設日】

開設日	テーマ
8月6日	第1回市民懇談会(7/28)で扱ったテーマ 大綱1 多様な人が交流し参加と協働により発展するまちづくり 大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
8月30日	第2回市民懇談会(8/21)で扱ったテーマ 大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり 大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
10月1日	第3回市民懇談会(9/19)で扱ったテーマ 大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり 大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

③登録・投稿の状況

令和6年8月6日の運用開始から令和7年1月31日までの間に、133人がアカウント登録し、112件の意見が投稿されました。

●テーマに対する投稿件数

テーマ	投稿件数
大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり	26
大綱2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり	32
大綱3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり	12
大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり	14
大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり	19
大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり	9
合計	112

(4)若者まちづくり懇談会

①参加者

<高校生・大学生の部>

市内に在住・在勤または在学する16歳から24歳(高校生、大学生相当年齢)

<中学生の部>

市内に在住または在学の中学生

②開催状況

若者まちづくり懇談会は、ワークショップ形式により、以下の内容で全4回開催しました。

<高校生・大学生の部>

回数	日程	内容	参加者数
第1回	7月24日	「未来への提案！10年後の越谷」 <小テーマ> 1.人との繋がり ～家族や地域コミュニティでの繋がりを深めていくためには～	29人
第2回	7月31日	2.越谷の魅力 ～自分たちが誇りに思えるまちの魅力を創出するためには～ 3.安心なまち ～安心して暮らせるサステナブルなまちを創るためには～	28人

<中学生の部>

回数	日程	内容	参加者数
第1回	8月3日	「楽しく学び続けられるまち」 ※第4期越谷市教育振興基本計画策定に向けた中学生 ワークショップと合同開催	20人
第2回	8月17日	「未来への提案！10年後の越谷」 <小テーマ> 1.人との繋がり ～家族や地域コミュニティでの繋がりを深めていくためには～ 2.越谷の魅力 ～自分たちが誇りに思えるまちの魅力を創出するためには～ 3.安心なまち ～安心して暮らせるサステナブルなまちを創るためには～	31人

(5) 市民意向調査

① 調査手法

- (1) 調査地域: 越谷市全域
- (2) 調査対象: 高校1年生(令和6年度)相当年齢以上*の市民
*生年月日が2009年(平成21年)4月1日以前
- (3) 対象者数: 5,000人
- (4) 抽出方法: 住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法: 郵送法(郵送配布・郵送回収)またはインターネット法(郵送配布・Web回収)
- (6) 調査期間: 令和6年(2024年)6月13日～令和6年(2024年)7月12日

② 回収状況

- (1) 配布数: 5,000枚
- (2) 有効回収数: 2,137枚(回収率42.74%)
うち 郵送回収 1,393枚(回収率27.86%)
Web回収 744枚(回収率14.88%)

③ 調査項目

- (1) 基本属性(問1～問7)
- (2) 越谷市のまちづくりについて(問8～問20)

④ 調査結果の概要

項目	結果概要
第5次総合振興計画に掲げる6つの目標の進捗度	・「目標2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり」、「目標3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり」、「目標6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり」の進捗度が高い。
施策についての満足度・優先度	・「目標1 ①市民参加と協働による市政を推進する」、「目標4 ③生命・身体・財産を守る消防体制を整える」、「目標2 ②予防と助け合いのもとで、充実した地域医療・保健衛生体制をつくる」、「目標6 ③生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる」の満足度が高い。 ・「目標5 ④だれもがいきいきと働ける地域社会をつくる」、「目標3 ②地域を支える道路・公共交通をつくる」、「目標2 ⑥市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る」の満足度が低い。

(6) 団体・事業所アンケート調査

① 調査手法

	団体アンケート	事業所アンケート
(1) 調査対象	市内で活動する各種団体	市内事業所
(2) 対象団体数	188団体	200事業所
(3) 抽出方法	下記ア～エに該当する団体を抽出 ア 越谷市制施行60周年記念事業推進市民委員会委員選出母体団体 イ 市内で活動するNPO団体 ウ 市の活動に関する協定を締結している団体 エ 「審議会等の設置及び運用に関する要綱」の対象となっている審議会等の委員選出団体	無作為抽出
(4) 調査方法	郵送法(郵送配布・郵送回収)またはインターネット法(郵送配布・Web回収)	
(5) 調査期間	令和6年(2024年)7月25日～令和6年(2024年)8月23日	

② 回収状況

	団体アンケート		事業所アンケート	
	票数	回収率	票数	回収率
配布数	188	—	200	—
有効回収数	107	56.91%	70	35.00%
郵便回収	52	27.66%	34	17.00%
Web回収	55	29.26%	36	18.00%

③ 調査項目

団体アンケート	事業所アンケート
(1) 団体の運営状況(問1～問5)	(1) 事業所の運営状況(問1～問5)
(2) 団体の活動について(問6～問8)	(2) 事業活動について(問6～問9)

④ 調査結果の概要

項目	結果概要
団体アンケート	・団体活動の課題として、「若者の参加が少なく、活動メンバーが高齢化している」、「活動メンバーが少ない、新しいメンバーの参加が少ない」、「活動するための資金が少ない」等が挙げられた。
事業所アンケート	・事業継続の意向が高い事業所が多く、公共交通の充実や道路・交通網の整備に関する評価が高い。

(7)パブリックコメント

【基本計画】

①実施概要

(1)意見募集期間	令和7年(2025年)12月5日～令和8年(2026年)1月5日
(2)周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがやお知らせ版12月号への記事掲載、情報公開センター、越谷cityメール、X(旧Twitter)、LINEにおける意見募集案件の周知
(3)意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送(当日消印有効)、ファクス、電子メール、電子申請
(4)意見箱設置場所	全17か所 (市役所政策課窓口、行政資料コーナー、市役所総合受付、各地区センター(13か所)、市民活動支援センター)
(5)意見数	意見提出者:14人 意見数:35件 (意見箱5人、郵送0人、ファクス1人、電子メール0人、電子申請8人)

②意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること	6	1	1	2	2
「第1章 計画の概要」 「第2章 越谷市の今後の見通し」 に関すること	0	0	0	0	0
「第3章 分野別計画」 に関すること	29	1	1	27	0
「第4章 まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略」に関すること	0	0	0	0	0
合計	35	2	2	29	2

<市の考え方の区分>

- A:基本計画(素案)に反映します
 B:基本計画(素案)には反映しません
 C:今後の取組み・事業の参考とします
 D:その他

5. 市議会

① 調査・審議状況

日程	内容	
令和7年(2025年) 3月18日	第1回 特別委員会	・正副委員長の選挙 ・今後の調査について
令和7年(2025年) 5月12日	第2回 特別委員会	・第5次総合振興計画前期基本計画の進捗状況について ・第5次総合振興計画後期基本計画の策定経過および今後のスケジュール等について
令和7年(2025年) 7月23～25日	第3回 特別委員会	・第5次総合振興計画後期基本計画素案について
令和7年(2025年) 10月31日	第4回 特別委員会	・越谷市総合振興計画審議会の意見・答申について
令和8年(2026年) 2月6日	第5回 特別委員会	・パブリックコメントの内容とその対応等について

6. 検討委員会・部会

① 設置要綱

○第5次越谷市総合振興計画後期基本計画検討委員会設置要綱

(令和6年4月19日市長決裁)

(改正 令和7年5月29日市長決裁)

(設置)

第1条 第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、各大綱における施策及び取組等を検討し、大綱をまたがる方針等を調整する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策課長をもって充てる。

3 副委員長は委員のうちから互選により定める。

4 委員は、第7条第3項に規定する部会長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、後期基本計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、検討委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する施策及び取組等を検討するにあたり、現状と課題を整理・分析するため、検討委員会に次の部会を設置する。

(1) 地域づくり・行財政部会

(2) 福祉・保健・子育て部会

(3) 都市基盤整備部会

(4) 環境・防災・経済部会

(5) 教育部会

2 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから互選により定める。

(準用)

第8条 第4条から第6条までの規定は、前条の部会について準用する。

(プロジェクトチーム)

第9条 検討委員会にプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームは、関係各部から選出された職員で構成する。
(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表（第7条関係）

部 会 名	職 名		
地域づくり・行財政 部会	秘書課長	公共施設マネジメント推進課長	市民活動支援課長
	行政デジタル推進課長	市民税課長	くらし安心課長
	広報メディア・コミュニケーション課長	資産税課長	市民課長
	人権・男女共同参画推進課長	収納課長	経済振興課長
	政策課長	総務課長	生涯学習課長
	財政課長	人事課長	指導課長
	行政管理課長	庁舎管理課長	
福祉・保健・子育て 部会	福祉総務課長	子ども福祉課長	国保年金課長
	生活福祉課長	保育入所課長	保健総務課長
	障害福祉課長	保育施設課長	感染症保健対策課長
	地域共生推進課長	青少年課長	生活衛生課長
	地域包括ケア課長	こども家庭センター長	衛生検査課長
	介護保険課長	地域医療課長	市立病院事務部庶務課長
	子ども施策推進課長	健康づくり推進課長	市立病院事務部経営企画課長
都市基盤整備 部会	南越谷にぎわい推進室長	下水道事業課長	公園緑地課長
	道路総務課長	営繕課長	開発指導課長
	道路建設課長	維持管理課長	建築住宅課長
	河川課長	都市計画課長	資源循環推進課長
	下水道経営課長	市街地整備課長	
環境・防災・経済 部会	危機管理室長	廃棄物指導課長	予防課長
	広報メディア・コミュニケーション課長	経済振興課長	警防課長
	くらし安心課長	農業振興課長	救急課長
	環境政策課長	都市計画課長	指令課長
	資源循環推進課長	消防総務課長	スポーツ振興課長
教育部会	教育総務課長	学校管理課長	教育センター所長
	生涯学習課長	学務課長	
	スポーツ振興課長	指導課長	
	図書館長	給食課長	

7. 条例等

(1)越谷市自治基本条例(平成21年6月19日制定)

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年(1958年)に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中であって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

(最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈・運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

(主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。
- (2) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) まちづくり 市民生活における市民および市が関わるすべての公共分野での活動をいいます。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

(参加の原則)

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

(協働の原則)

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

(情報共有の原則)

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

2 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーションおよび芸術活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加することができます。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

3 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

4 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

第5章 議会・市長等

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の意思決定機関であり、市政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市を統轄し、代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行し、市民の信託に応えます。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益保全のための通報)

第17条 市職員は、市政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

2 市職員は、通報したことにより不利益な取扱いを受けることはありません。

(市政運営の原則)

第18条 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

2 市長等は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 市長等は、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その手続および経過、内容、効果を市民に分かりやすく説明します。

5 市長等は、市政の課題等に対応するため、法令等をその範囲内で弾力的に解釈・運用するよう努めます。

6 市長等は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。

2 市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第20条 市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部による評価を実施します。

2 市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。

(組織)

第21条 市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。

(危機管理)

第22条 市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第6章 参加と協働

(市民の市政への参加)

第23条 市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

(審議会等への参加)

第24条 市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。

2 市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備に努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援)

第25条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

2 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に規則で定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項から第4項までおよび第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項までならびに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。

4 市は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 条例の実効性の確保

(推進会議)

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

(条例の見直し)

第29条 市長は、この条例の内容について検証し、必要に応じて見直します。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行します。ただし、第27条の規定は同年12月1日から、第28条の規定は同条の規定により設置する推進会議に関する条例の施行の日から、次項および第3項の規定は公布の日から施行します。

(越谷市自治基本条例審議会設置条例の廃止)

2 越谷市自治基本条例審議会設置条例(平成19年条例第25号)は、廃止する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表自治基本条例審議会の項を削る。

附則(平成21年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成23年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2)越谷市民憲章(昭和53年11月3日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限らない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

(3)越谷市子ども憲章(平成10年11月3日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命(いのち)を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

(4)越谷市福祉憲章(平成11年9月15日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命(いのち)を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

(5)安全都市宣言(昭和37年3月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

(6)スポーツ・レクリエーション都市宣言(昭和49年9月26日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

(7)文化都市宣言(昭和58年11月3日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺(のこ)してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創(つく)って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

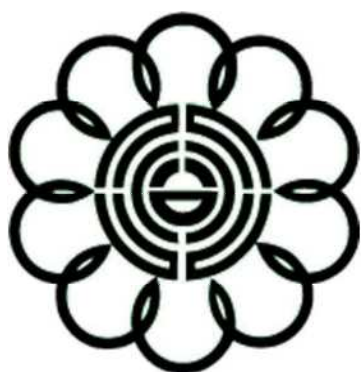
(8)越谷市平和都市宣言(平成20年11月3日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。



市章

市章の10個の外輪は、合併した2町8カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



シンボルマーク

シンボルマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募のなかから市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。(市制40周年を記念し、平成10年11月3日選定)



市の木「ケヤキ」

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展していく越谷市にふさわしい木です。
(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



市の花「キク」

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募したなかで花としてのイメージが最も高く、市の花に選ばれました。
(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)



市の鳥「シラコバト」

灰褐色の体に首の黒い線が特徴です。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。
(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)

表紙・中表紙デザイン

花房 茂(ハナブサデザイン 代表兼デザイナー)

Hanabusa Shigeru

2011年設立。「伝統×アート」をコンセプトに地域資源の再生プロデュースを手掛け様々な伝統工芸とのコラボレーションにより地元越谷の地域活性化に取り組む。藍染技術「籠染め」の型を活かした『籠染灯籠』のプロデュースや、だるまアート『はりこ』、越谷の風景を切り絵風にデザインした「越谷シルエット」などを制作。籠染灯籠は経済産業省の「The Wonder 500TM」に選定され2016年にオバマ元米国大統領に贈呈。2024年関東商工会議所連合会より【ベスト・アクション表彰】を受賞。

本編デザイン

DRESSERS 合同会社

2018年設立。ブランディング、広告、プロダクトデザインを中心に、地元企業や地域の価値を高めるクリエイティブを提供。コンセプト設計からビジュアル表現まで一貫したブランディングデザインを強みとし、越谷市を拠点に自治体や企業の広報物、商品開発など幅広いプロジェクトを手掛ける。

- 石川 ヒサシ(代表兼クリエイティブディレクター / コピーライター)
Ishikawa Hisashi
- 石川 マリカ(アートディレクター / デザイナー / プロダクトプランナー)
Ishikawa Marika

策定コンサルタント

株式会社 NTT 東日本-関信越 埼玉南支店

第5次越谷市総合振興計画

(基本構想・後期基本計画)

令和8年(2026年)4月発行

発行 越谷市

編集 越谷市 総合政策部 政策課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL:048-963-9112

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

水遊都市 KOSHIGAYA

5本の一級河川が流れ、水によってかたちづくられた自然を基盤に美しいまちなみが広がる。

ここ越谷市は、豊かな水辺が自慢の都市です。

色とりどりの花が咲き、季節ごとに様々な鳥たちが集まる。

そんな水辺では、多くの市民が、つながり、今日も新しいワクワクが生まれていく。

水郷としての歴史・文化をもつ越谷市は、今、

水辺で遊ぶように暮らす都市として楽しい変化の真っ只中です。



越谷市
KOSHIGAYA CITY

